

平成24年12月14日(金曜日)

(会議第3日目)

応招議員

| | | | | | |
|-----|------|-----|------|-----|------|
| 1番 | 小松孝年 | 2番 | 下村勝幸 | 3番 | 西村将伸 |
| 4番 | 坂本あや | 5番 | 亀沢徳明 | 6番 | 宮地葉子 |
| 7番 | 矢野昭三 | 8番 | 山崎正男 | 9番 | 藤本岩義 |
| 10番 | 明神照男 | 11番 | 森治史 | 12番 | 宮川徳光 |
| 13番 | 池内弘道 | 14番 | 濱村博 | 15番 | 小永正裕 |
| 16番 | 山本久夫 | | | | |

不応招議員

なし

出席議員

応招議員に同じ

欠席議員

なし

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

| | | | |
|---------|------|--------|------|
| 町長 | 大西勝也 | 副町長 | 植田壯 |
| 総務課長 | 松田博和 | 情報防災課長 | 松本敏郎 |
| 税務課長 | 米津芳喜 | 住民課長 | 松本輝雄 |
| 健康福祉課長 | 宮川茂俊 | 農業振興課長 | 松田二 |
| まちづくり課長 | 武政登 | 産業推進室長 | 森下昌三 |
| 地域住民課長 | 大塚一福 | 海洋森林課長 | 浜田仁司 |
| 建設課長 | 森田貞男 | 会計管理者 | 濱田啓 |
| 教育委員長 | 山下一夫 | 教育長 | 坂本勝 |
| 教育次長 | 金子富太 | | |

本会議に職務のため出席した者

議会事務局長 酒井益利

書記 小橋和彦

議 事 日 程 第 3 号

平成 24 年 12 月 14 日 9 時 00 分 開議

日程第 1 陳情第 18 号

(委員長報告・委員長報告に対する質疑・討論・採決)

日程第 2 一般質問

議事の経過

平成 24 年 12 月 14 日
午前 9 時 00 分 開会

議長（山本久夫君）

おはようございます。

これより日程に従って会議を進めますので、どうかよろしくお願ひ致します。

諸般の報告をします。

初めに、初日にお配りした陳情等文書表の件名および受付年月日に記載誤りがありましたので、訂正し議席に配付しておりますので、ご了承願います。

以上で諸般の報告を終わります。

健康福祉課長から発言を求められております。

これを許します。

健康福祉課長。

健康福祉課長（宮川茂俊君）

皆さん、おはようございます。

私の方から平成 24 年度の一般会計補正予算、予算書では 20 ページになりますが、3 款民生費、1 項 1 目工事請負費について資料を提出させていただきましたので、追加の説明をさせていただきます。

資料の方、誠に細かくてすいませんが、お手元の平成 24 年度高知県地域支え合い体制づくり事業実施予定地区集会所一覧表の資料をご覧ください。

補正予算要求時、地域集会所のエアコン設置については別紙のとおり 29 力所を見込み、また、トイレ等設置工事については 7 力所を見込んで予算要求をしていたところです。しかしながら、地域要望を調査しましたところ、別紙のとおり、トイレの改修の要望やスロープ、手すりの設置などの要望が出されております。補助事業として認められる中で、エアコン設置費用の入札減やトイレ等の設置工事の残額などにより、予算の範囲内で可能な限りこの一覧表の要望に応じていきたいと考えているところです。

また、この事業については、まだ交付決定が出ておりません。現在、調整をしており、すべてが補助対象となるか不明確な状況で、当町の希望のとおり事業化できるか確定していないところですが、最大限の努力をしているところですのでご了解ください。

以上です。

議長（山本久夫君）

これで健康福祉課長の発言を終わります。

次に、まちづくり課長から発言を求められております。

これを許します。

まちづくり課長。

まちづくり課長（武政 登君）

おはようございます。

私の方から、12 月 10 日の質疑の際、議案第 54 号、平成 24 年度黒潮町一般会計補正予算についての中、予算書の 27 ページ、8 款 5 項 1 目都市計画総務費の中の 17 の公有財産購入費について森議員からご質問をいただいた際、県の住宅跡地 4 戸分を購入するということでお答えしておりましたが、正しくは 2 戸分でござい

ます。訂正して、ここにおわびを申し上げます。すいませんでした。

以上です。

議長（山本久夫君）

これでまちづくり課長の発言を終わります。

まちづくり課長の発言のとおり、訂正することにご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

異議なしと認めます。

よって、発言のとおり訂正致します。

日程第1、陳情第18号、安全・安心の医療・介護実現のための夜勤改善・大幅増員を求める陳情書についてを議題とします。

なお、陳情第17号、MV22 オスプレイの配備撤回と訓練中止を求める意見書採択を求める陳情書について、陳情第19号、介護職員処遇改善加算の継続、拡充を求める陳情書について、および陳情第20号、食品等の放射能測定に関する陳情書については、継続審査となつてますので議題とは致しません。

これより委員長報告を行います。

陳情第18号、安全・安心の医療・介護実現のための夜勤改善・大幅増員を求める陳情書についての委員長報告を行います。

教育厚生常任委員長。

教育厚生常任委員長（宮地葉子さん）

おはようございます。

それでは陳情18号について報告致します。

安全・安心の医療・介護実現のための夜勤改善・大幅増員を求める陳情書。

この陳情内容につきましては全会一致で皆さんこういう改善をすべきだということで、全会一致になりました。で、可決することになりました。

それで、あと継続になってるものもここで述べさせていただきたいと思います。

19号ですが、介護職員処遇改善加算の継続、拡充を求める陳情書が出ております。

この意見書の中へですね、1番の介護職員処遇改善加算を2015年4月1日以降も継続すると、この1番目については何ら問題はなくて改善を延ばしていくということでは、皆さん委員の中、賛成だったんですが。2番のですね、介護職員処遇改善加算の対象職員を介護職員以外の職種にも拡大すると。介護職員以外とはどういう職種だろうかということで、この文章表現ではどこまで、どんどん広がっていく可能性があつて、どこまでになるのかということが出ました。

それで、この全体的な趣旨には賛同なんだけど、ちょっと不備があるんじゃないかなということで、ここを提出しましたですね高知県医療労働組合連合会の方に事務局の方から言っていただきまして、この文言についてもっと分かるようにしてほしいということで、3月にもう一度提出していただけないかという話をしまして、全体で継続審議と致しました。

それから続きまして、陳情20号ですが。

陳情の趣旨は2つありますて、黒潮町食品安全基準値をゼロベクレルにし、それ以上検出された食材は使用しないというのと、2番とありますが、1番についてこのゼロベクレルということがですね引っ掛かりました。ゼロベクレルというんだったらもう、まあ宇宙にも放射能があるんですけども、いろんな所からもし混ざってですね、ちょっとでも出てきてもうこれは使用しないということになると大変厳しい数字じゃないかという

ことで、まず1番についてこのゼロベクレルが問題となりました。

それから2番ですね。放射性物質に対する不安から、保護者が給食代わりにお弁当の持参を希望する場合これを認める、この陳情ですけども。これはですね給食制度が始まる中で、まあ放射能のことで不安でお弁当持参を認めると、またそれから広がっていろんな所で、給食嫌だ、お弁当持つていきたいとかいうふうなですね、いろんな所に波及していく場合は、ちょっとこの制度がせっかく食育ということで始まるのに、制度についてもいい意味にならないということで皆さんから異議が出ましてですね、この2点両方とも、もう住民の意思は分かると。放射能問題というのは看過できない問題なんだけど、この2点そのものもですね、やはり継続審議とすることになりました。

以上で報告を終わります。

議長（山本久夫君）

これで教育厚生常任委員長の報告を終わります。

陳情第18号についての質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで教育厚生常任委員長に対する質疑を終わります。

これから、陳情第18号、安全・安心の医療・介護実現のための夜勤改善・大幅増員を求める陳情書についての討論を行います。

反対討論はありませんか。

（なしの声あり）

賛成討論はありませんか。

（なしの声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

念のため申し上げます。この採決は賛成の方の挙手を求め、挙手されない方については反対と見なしますのでご了承願います。

陳情第18号、安全・安心の医療・介護実現のための夜勤改善・大幅増員を求める陳情書についてを採決します。

本件に対する委員長の報告は採択です。

本件は委員長の報告のとおり採択することに賛成の方は挙手願います。

挙手全員です。

従って、陳情第18号は委員長報告のとおり採択することに決定しました。

日程第2、一般質問を行います。

順次発言を許します。

藤本岩義君。

9番（藤本岩義君）

おはようございます。

それでは通告に基づきまして、一般質問をさせていただきます。

まず1番目ですが、震災対策についてでございます。

緊急防災・減災事業の進ちょく状況はどのようにになっているのか。防災地域担当制で挙がってきた防災対策案は整理できておるのかということです。

その付近で急を要する避難道についても新しい課の方で十分準備をされておると思うんですけども、あまりまだ目に見えてこないと言われる意見がございますが、その進ちょく状況はどのようにになっておるのでしょうか。

議長（山本久夫君）

情報防災課長。

情報防災課長（松本敏郎君）

では、藤本議員の一般質問、震災対策についてお答え致します。

質問の1番目として出てきました、ただ今の緊急防災・減災事業の進ちょく状況および防災地域担当者制度で提案された防災対策についてお答え致します。

黒潮町防災職員地域担当制の取り組みとして、5月から8月にかけて約80日間、各自主防災会および消防団の方々に大変なご協力をいただきまして、各地域の防災対策課題の洗い出し作業を実施してまいりました。これは今年3月31日に国が公表した南海トラフ巨大地震による津波浸水予測を受けて策定した、第1次黒潮町地震・津波防災計画の基本的な考え方に基づいた避難場所および避難路の見直しを主な目的としたものです。

その結果、避難広場整備につきましては168カ所の整備。

避難広場の整備の内容としてはですね、広場の整備、備蓄倉庫設置、海拔表示、照明灯、山留め、衛星携帯電話、自家発電機器設置、ヘリポート整備、医療品、食料品および毛布等の備蓄、海拔表示、避難誘導標識、情報機器の整備、避難タワーの設置、簡易トイレの設置、屯所、集会所の移転等、すべて含んでおります。それが168カ所の整備として出ておりました。

それから、避難路整備につきましては295カ所の整備。

その内容につきましては、路面の舗装、拡幅改修、階段の設置、手すり、海拔表示、樹木伐採、誘導灯、照明灯、山留め、急傾斜対策、橋の耐震化、液状化対策等の内容となっております。

これらが要望として抽出されてきました。そのように整理はしております。

これらの要望に対する事業は、まず津波から逃げて命を守るということを最重点課題として優先順位をつけて、平成24年度および平成25年度に緊急防災・減災事業債を活用して可能な限り実施する予定ですが、これらの全事業を完了させるとすれば、最短でも平成28年度までかかる見込みです。

平成24年度事業の現在における進ちょく状況につきましては、町の単独事業、そして都市防災関連事業、漁業集落環境整備事業を合わせて、測量設計契約が70カ所、測量完了が6カ所、工事契約が18カ所で、そのうち完了している工事が5カ所となっています。

以上です。

議長（山本久夫君）

藤本君。

9番（藤本岩義君）

非常に多くの事業が、希望といいますか、それが挙がってきておりますが、非常に厳しい状況の中で職員も非常に奮闘されておると思います。

せんだって11月の終わりにですね、ちょっとお伺いしますと、避難道の整備事業、小さい道の分については67カ所が出ておってですね、そのうちに完成するのがまだ2カ所というように聞いておりました。測量設計の方は結構入っておりまして、67のうち58と、避難道については入っておりまして、設計の完了が3カ所、

施工の分については12カ所をやってですね、完了が2カ所というように聞いておりました。先ほどの数値とも若干違うところもありますが、それは動いてますので、そのことはかまんですが。

非常に緊急を要するということで、先ほど課長がおっしゃられましたように、避難道を先にすると。これは町の計画でもありますし、私たちもそう思うわけですが、私は遅れておるんじゃないかと思ってますが、遅れておる原因は何でしょうか。

マンパワーが主要な原因であるとすればですね、年度途中であっても人員増員、増強、あるいは急でもですね他の課にも相談しながら人事異動してでもですね、そこに集中していくべきではないでしょうか。地域防災計画の見直しや数多くの防災・減災事業の実施や、各課にまたがる事業との調整、視察等。県外からの視察等も時間を多く取られておるという現状があると思います。黒潮町の急を要する課題とすればですね、やはり先ほども言いましたように人材確保がなければ対応が難しいと考えておりますが、どのように対応されるのでしょうか。

せんだって横浜地区に伺ったときにも避難タワーの協議が10月の11日に1回行われたが、その後、協議をするということで、まだされてないと。来年度の工事ができるのか不安という話もありました。来年度、予定しているのかどうかはちょっと分かりませんが、そういう話も聞きます。

先ほど言いましたように、設計の方は既に出来上がりつつあるようですが、ほんとに今年度の中にその工事が出来上がっていかること。来年度の工事も含めてですね、非常に人的な増強が必要やないかと思っておりますが、その付近はどうでしょう。これらの事業が予定どおりされていくのでしょうか。

せんだっての12月13日の、昨日の高知新聞によりますと、土佐清水市では来年度そういう事業が大変忙しいですので、南海地震対策係は2倍にするということが高知新聞に載っておりましたが、予算だけではなくてですね、予算はつけたけれど人が足らざつたらなかなかできませんので、やはり住民の希望に応えるためには人員確保が大事ではないかと思いますが、その付近はどのように考えておられるでしょうか。

議長（山本久夫君）

町長。

町長（大西勝也君）

南海地震対策係の人員確保につきましては全員協議会で資料をお示しさせていただいたとおり、来年増の予定でございます。

それからまた、緊急防災・減災事業債の進ちょく状況ということでございますけれども、これはフェーズがあってですね、今年何をしなければならないのか。今年、各課、関係課、建設課、海洋森林課、あるいはまちづくり課。これらとの業務調整をさせていただきまして、向こう3年ぐらいの業務がしっかりと進ちょくできるように、遂行できるように少し整理をさせていただきました。その中で、今年度は何をやらなければならないのか。それは次年度にしっかり工事ができるような手立てが取れる測量設計をまず今年で完了させると。そこに重点的に労力と予算を投資するということでございます。

遅れている課題と申されましたけれども、私どもとしましては、遅れているという認識は持ってございません。むしろ本当に職員はよくやってくれていてですね、ほんとに土日もなく毎日12時まで、端から見ていても倒れるんじゃないかというぐらいやっています。まあ、そういう環境でもございますので、人員増を図らねばならないと思うところでございます。

課題になってるのは、人員というのはおっしゃられるとおりです。しなしながら、これ全序的に人事異動をやってもクリアできる課題ではないと認識しています。どうしても外部の力が必要になってくる。そういう観点からは、先日、建設課長ならびにまちづくり課長には東北地方整備局の方へおいでいただいて、そういう

た契約形態等々を学習してきていただいたと。それから・・・〈聞き取り不能〉

庁舎内での人事異動では、なかなか対応できないと認識しています。よって、外部からの支援が必要になってくる。あるいは新たな契約形態等々で、現在の職員の労務負担を軽減すると。こういった策を取っていかなければならぬと考えています。そういう観点からさまざまな所へお伺いをし、ご指導もいただきよるわけですけれども、なかなかこれといったものがないと。しかしながら、来年度は職員の人員増だけではなくて、臨時、あるいは外部人材の登用。こういったものも含めて、かなりの増強をしなければならないと考えてございます。

そして、進ちょくでございますけれども、少し話が戻りますけれども。人員と併せまして、財源の方も大きな課題になってます。現在、ざっくり申し上げまして、100億の一般会計で24億ぐらいが防災予算となってるはずです。こういった予算がずっと続くと、これはもう考えられないことでございまして。なおかつ、現在有利に進めていける、この防災事業を有利に進めている全国防災。これもご承知のとおり、もう散々マスコミでたたかれまして、来年度の予算確保のめどがついていないというのが現状でございます。従って、繰越事業以外のめどが立っていないというのが現段階での現状と言わざるを得ないと、そのように考えております。

現在、全国防災の継続。こういったものを強く要望しているところでございますけれども、政権交代になってからも新しい政府の考え方等々に左右される問題でございますので、またそこらへんもしっかりと議会の方とも連携して、要望活動も行っていきたいと思ってございます。

議長（山本久夫君）

藤本君。

9番（藤本岩義君）

はい。分かりました。

ぜひですね、いろんな方法で。まあ、職員ほんとに大変だろうと思います。よく承知します。休みの日も出て、夜遅くまで10時過ぎごろまでやっておられるのも承知しております。この付近の解決策をですね、やはり真剣に取り組んでいただいておると思いますが、なお、その付近を努力していただいて、職員が倒れたりしないように、よろしくお願ひしたいと思います。

また、予算のことですが、当然、今度日曜日に選挙もありますので、その後の結果によっていろいろと変化はございますが。ぜひ、日本で一番高い津波が来るところでございますので、そのことは政権がどのように変化しうるかはございませんし、災害も一番大きな災害が出てくるんじゃないかと想定されますので。ぜひ早く、この工事がですね早く出来上がって、住民の方が安心できるような方法を取っていただきたいと思いますので、ぜひ努力をお願いしたいと思います。

続いて2番の方に移りたいと思います。

昨年の12月議会で、釜石の奇跡と呼ばれ、学校管理下にあった子どもが全員津波から助かった事例を紹介しまして、釜石市の教育委員会の防災教育マニュアル、釜石市津波防災教育の手引きを参考に、黒潮町の防災教育のマニュアル作成をすべきではないかという提起をさせていただきましたが、黒潮町としてのマニュアルは出来上りましたでしょうか。

この防災教育の考え方は、その後も何度もニュースや特集番組にも取り上げられまして、何度見ても聞いても、子どもたちの教育を通じて住民の意識を変えるという素晴らしいものだと思っております。各学校には、昨年の答弁によりますと11月の初旬にこの釜石のマニュアルを配布していると伺いましたが、黒潮町としてのマニュアルと、統一した指針というのは確立されていますでしょうか。

議長（山本久夫君）

教育長。

教育長（坂本 勝君）

おはようございます。

それでは藤本議員の、黒潮町防災教育マニュアルについてのご質問にお答えを致します。

昨年の12月議会でこの防災教育マニュアル、黒潮町独自のものを作るべきではないかというご質問を受けておりました。その際の答弁ですね、私は、授業と訓練を一体的に考えて、効果的な方法を検討をしながら教育計画の中に教育面を盛り込んでですね取り組んでいくという答弁をさせていただきました。

この黒潮町独自のマニュアルですけれども、現在ですね高知県教育委員会において各教職員が防災教育を推進するための指導書を作成中でございます。この指導書には、各学校で取り組むべき年間の指導計画、この指針を示してですね、年間10時間程度の指導略案。これは授業の進め方等を示したものでございます。これを作成中でございます。県の教育委員会へ確認をしたところ、年度末にはこれを各市町村に配布ができるということのようです。せっかくこういったものができますので、来年度以降ですね、これを活用をして各学校の教育課程、これを踏まえてですね年間指導計画、これを作成し、防災教育に取り組んでいきたいというふうに考えております。

この独自のマニュアルの作成となりますと、まあ相当の時間とですね、それから人員、あるいは学校の先生方の協力も必要になってまいります。こういったことから当面はですね、これを活用していきたいというふうに考えております。

以上です。

議長（山本久夫君）

藤本君。

9番（藤本岩義君）

そしたら、今のところ黒潮町独自のマニュアルの方は作らなくてですね、県の示す指導書を基に黒潮町はやっていくということですね。まあ県であればですね、黒潮町の部分も十分把握された部分でですね手引書ができるとは思います。

ただ、高知県も広うございまして、この黒潮町の分もですね、やはり地形的なもんや、その付近のところがあると思うんですよ。その付近は指導書プラスアルファでもいいんですが、教育委員会の中でやはり協議をしていただいてですね、そこに不足する分を加えたものに、指導書の副本でもいいと思うんですが、簡単なものでもいいと思うんですが、やはり黒潮町としての考え方を各学校に、あるいは子どもたちにですね、やはりきちんと教えていくためにもですね、その付近はおっこうなといいますか、前回示したようなマニュアルはなくてもいいわけですが、その高知県の作った指導書に不足する分もあると思うんです。その付近を精査していただいて、その不足する分を追加される考えはありますでしょうかね。

例えば、この付近がどうなってるか分からんですが、前回、教育長は答弁の中で、釜石のマニュアルを分析したら各学年の教科の中で防災に関連の具体的な事柄を盛り込んでいく、児童生徒の理解力に応じ1時間単位での授業として行うなど、総合時間等を利用し何時間かけて一体的に教えると、3つがあるという分析をされておりましたが。まあ私、あのときに一つの事例として話したこともありましたが、黒潮町の各学校、どこでもいいと思うんですが、各学校で各单元の授業の中に防災の考え方が入った授業ができないかと。

例えば何言いますが、津波の速さの計算をするとかですね、算数の中で計算するとか。あるいは数学の中でピタゴラスの定理いいますか、その付近で、標高に直線距離であつたら何メーター。けど、傾斜の所を上がっていくのでどれぐらいの距離があるかとかいうような応用問題でやっていけばですね、自然とその学校で教え

てる授業もやはり防災に役立つておるんだということも入ってくると思うんですが、その付近がもし県の方になければですね、そのような日々の授業の中にはめることははめていただく。ただし、これをやるとなりますと、学校の先生方のそのカリキュラムを作っていく上で、方向性とか、そういう統一性も必要だと思うんで、ぜひその付近は教育委員会としてですね示すべきではないかなと思っております。

細かいところがちょっと県の方は分かりませんので、その付近は考え、どんなに持つておられますか。

議長（山本久夫君）

教育長。

教育長（坂本 勝君）

お答えを致します。

まず、町独自の補足する資料等の作成ということでございます。

それぞれの学校でですね、条件が相当違います。従いまして、そういった教育を進める中ではですね、各学校が授業のカリキュラムを作成する中で学校独自がですね、それぞれの状況に見合うカリキュラムを作成しながらですね進めていくべきであるというふうに考えます。現在もそういった形で取り組みはしているというふうに考えております。

それから、授業の中でですね、いわゆるその特別活動とか、道徳、総合の時間などにですね、授業1時間をその防災教育。地震、津波に充ててですね行う場合、こういったことは既に各学校に指示をして取り組みをしていただいております。

それと、あと議員が言われましたように、例えば算数の授業の中にですね、そういった津波にかんする事柄を盛り込んでですね、関連付けて教えていくといったことも非常に大事になろうかと思います。そういったことは各学校の中で授業略案を作る中でですね取り組んでいただいていると思っております。またそういったことですね、ぜひこれからもお願いをしていきたいというふうに思います。

県の作成をしているこの資料はですね、年間10時間程度の指導略案ということになっております。これを基本にしてですね、それぞれの学校の実情に合わせて取り組みは進めていくべきであるというふうに考えております。

以上です。

議長（山本久夫君）

藤本君。

9番（藤本岩義君）

県の不足する部分については各学校でやっておられるということですが、そしたら黒潮町の教育委員会の存在といいますか。防災教育に対しての、県はやる、各学校はそれが各学校に独自のマニュアルを作っていくと。指導要領とか、そういうものを作っていくと。

しかし、ほいたら教育委員会、黒潮町としてのワンランク置いた、県から教育委員会へ下りてきて、そのまま各校長と話して、各学校でマニュアルを作つてやると。今も作つておられると思うんですが。教育委員会としてのその中間的な、黒潮町として全体を見たときの、先ほど言ひよつた、やってくれておると思ひますじやなくてですね、こういうことはやっぱりどの学校であつてもそういう方向ははめてほしいとかいう、まあそんな、それほど分厚いもんでもないとは思つんですが、こういうふうに黒潮町はやってほしいと。各学校に、その県のがを踏まえた上で黒潮町の教育委員会の考え方を示してですね、それから今度学校がそれぞれの地域の実情に応じたカリキュラムを作つていくというのが、僕は筋ではないかなと思うんですが。

その点をもう一度お伺いします。

議長（山本久夫君）

教育長。

教育長（坂本 勝君）

教育委員会の方がですね、そういうた指導をするということは当然必要であると考えます。

今年度においてもですね、年度当初の校長会において防災教育についてですね、ぜひ取り組んでほしいという話をしました。その中で、授業の中で教育についての盛り込み、そういうことの指示もしております。基本的に県が10時間程度という方針を示しております。そういう10時間という一つの目安にですね、それぞれの学校の実情に合わせて取り組みをお願いするということです。

これからもですね、例えば訓練であれば、最低年間6回以上お願いしておりますし、授業であれば、基本的な授業は10時間と。また、それ以外の授業の中にですね、そういうことを盛り込むこともぜひ指示をしてですね取り組みはしていきます。

ただ、その取り組みに当たって、こういったことでお願いしますという、別のその計画書というかですね、そういうものを教育委員会が作るというのではなくて、学校の方からですね、そういう年間の指導計画書の提出を求めてですね、それを教育委員会がチェックをして指導をするという形を取りたいというふうに思います。

議長（山本久夫君）

藤本君。

9番（藤本岩義君）

私、先ほど言いよったがはですね、やはりそのチェックするに当たってもですね、黒潮町の教育委員会としての考え方があつて。まあ例えば町であれば条例があつてですね、その中に規則とかいうものがあるわけですので、各学校はそれでいろいろやっておられるでしょうが、教育委員会というのは一つの考え方というのはやっぱり示すべきであろうと思います。ただ、それをいながらこう指示をしたとかじやなくてですね、教育委員会の中で最低限これはやってほしいというのは、やっぱりきっちと全学校でやっぱり統一されたものがあるべきであろう。それで各学校に津波の来るところ来ないとこ、低い所にある所、いろいろあると思うんです。そういうのはその各学校でアレンジしていく。

ほんと各学校の、今言わされたようにチェックをしていくにもですね、そういう基本的なところをやっぱり教育委員会はやっぱり示しちょくべきであろうと。それで、そのことに基づいてチェックをしていくがは大事やと思うんですが、その付近はどうです。

議長（山本久夫君）

教育長。

教育長（坂本 勝君）

教育委員会の方針という形で、例えば年間の授業時数等をですね、これくらいにしてくださいということは当然必要であろうと思います。今考えておりますのは、県が目安として10時間ということの略案を作っているということでございます。最低10時間という、そのことは示していきたいと思います。

岩手県の釜石市のマニュアルの例を取ってもですね、低学年においては約5時間、多い学年で20時間ということで、平均を取れば約10時間ということになっております。そういうた基本的な方向はですね示していくといふうに考えております。

議長（山本久夫君）

藤本君。

9番（藤本岩義君）

分かりました。

ぜひ学校もある一定黒潮町としての考え方を基本にしてですね、それで各学校でマニュアル作っていかれるということですので、ぜひそのような方向でやっていただきたいと思いますし。

続いてですね、本年度の防災教育モデル事業の成果について、どのようになりましたでしょうか。

また、来年度、佐賀地域のモデル事業できないかということです。

高知県の防災教育モデル事業に名乗りを上げてはと提起をしたところ、早速取り組んでいただいて、本年度は南郷小学校が指定を受け、防災教育に取り組んでおられると伺っています。しかし、せっかく取り組んでいる事業ですので、先ほども言いましたように、子どもを通じてですね住民の意識を変えるためにも、町内全域に報告会等の公開をしてはどうかと考えますが、実施する考えございますか。

聞くところによりますと、1月25日に南郷小学校では、主体的に行動し、自分の命は自分で守ることができる、知、徳、体による防災教育の推進と、研究主題としました、実践的防災教育推進事業研究発表会と、非常に長いですが行われるようです。しかし、教育委員会の教育関係者だけではなくですね、広くやっぱり案内することによって、来られる来られないは別として、黒潮町はそういう学校教育の中でも取り組んでおるということを広く伝えることによって住民の意識高揚にもなると思います。

内容によってはですね、ビデオ録画をして、ケーブルテレビを活用し放送されるのもいいと思いますし。それからまた、過日、県の発表によりますと、防災教育推進事業費のモデル校は、今年は4校言ってましたけど、7校やられておるようですが、そのものが来年度は6校増えてですね、12校の予算化がされておるようです。

そこで、来年度は日本最大の津波の予想されてる佐賀中や佐賀小学校もモデル校として防災教育を進める考え方はありますでしょうか。

議長（山本久夫君）

教育長。

教育長（坂本 勝君）

お答えを致します。

南郷小学校の、まず指定事業の成果ということでございます。

この指定を受けるということはですね、その取り組みのモデル校ということになるわけでございます。当然、指定を受けて教職員の意識も変わってまいります。そして、その取り組みを通じてですね、子どもたちの防災意識も大きく変わってこようかと思います。

具体的に効果もいろいろあるわけでございますけれども、まあ避難訓練を行ったりですね、その取り組みをすることによって真剣に取り組んでいくという子どもたちのそういう姿勢。それから、いろんな悪条件の中で安全な場所まで逃げ切る。そういう子もたちの意思と力ですね、そういったこともついてくるというふうに考えております。それから、訓練や合同の学習会、あるいは講演会などを通じてですね、保護者や地域の方々の防災意識の向上。これが図れたことが最も大きいというふうに考えております。さらに指定校として取り組んだ実践を発表することで、近隣の他の学校へのですね防災教育の取り組みと、そういったことの啓発もできたというふうに思っております。来年1月の25日にはですね、この事業の最終の研究発表会が開催されます。この際にはですね、保護者、あるいは地域の方にも呼び掛けていきたいと思っております。ぜひ参加の方もお願いしたいというふうに思っております。

それから、来年度のこの事業でございます。来年度はですね、佐賀小学校と、それから佐賀中学校2校を合同、セットにしてですねお願いをしたいということで、県にも要望をしております。ただですね、先ほど議員

が言われましたけれども、来年度 12 校、県下で予定をしておりますが、この西部地区でも相当数の学校が要望を出しているということのようです。まあ希望校が県下でも相当増えているということでございますので、指定につきましては引き続いてですね県の方に要望していきたいというふうに考えております。

以上です。

議長（山本久夫君）

藤本君。

9 番（藤本岩義君）

非常に成果が挙がってきておるということで、うれしく思っておりますが。

先ほどどちらっと思うんですが、ケーブルテレビを活用してですね、ぜひ、例えばその 25 日の発表会等の概要でもいいですし、講演があるのであれば講演会も含めてですね、ケーブルテレビにも時間的ゆとりもあると思いますので、そこにはめてですね、やはり広く町民にそういう成果も含めて PR していく。あるいはその防災教育を、こういうことをしておるというのを広めていくということは大事なことだろうと思うんですが、その付近は可能でしょうかね。

それから、教育委員長せっかく来られてますのでお伺いしますが。これは南郷小学校、せっかく 1 年間ですね防災教育のモデル校であったんですから、防災教育の推進校としてですね黒潮町の教育委員会として指定をしていただいて、他のモデルとすべきと考えておりますが。県の指定じゃなくて、黒潮町の教育委員会としてのモデル校といいますか、応援をしていくというような形の考えはございませんでしょうか。

議長（山本久夫君）

教育長。

教育長（坂本 勝君）

ケーブルテレビの活用についてはですね、まあ積極的に検討していきたいと思います。

ぜひ活用してですね、町内へですねその状況を広めていきたいというふうに考えています。

議長（山本久夫君）

教育委員長。

教育委員長（山下一夫君）

お答えします。

南郷小学校、本町の防災教育モデル校指定ということですが、それは結構なことだと思いますので、事務局ともまた検討したいと思います。

以上です。

議長（山本久夫君）

藤本君。

9 番（藤本岩義君）

ありがとうございます。

ぜひ、そういう方向で進んでいただきたいと思います。

続いてですね、大きい 2 番で教育行政についてということでお願いします。

1 番目ですが、子どもを預かる教育、保育施設の安全点検は行っているでしょうか。行っているとすればですね、どのような方法で実施され、危険個所が見つかった場合、対応はどのようにになっているのでしょうか。また、施設を原因とした事故は、今回報告された以外にありませんでしょうか。

1 件の重大事故の背景には、29 の軽少事故と 300 のヒヤリ・ハットの体験があるというハイシリッヒの法則

というのがありますて、1対29対300の法則とも言われておりますが、これは、いでの免許センターとか、そういう所の交通事故のときもよく聞かれる法則であります、事故にならなくともヒヤリ・ハットの法則。そういう部分を共有することによってですね、いろんな事故は未然に防げる部分が多いと聞いておりますが、そういう報告はされておりませんでしょうか。

議長（山本久夫君）

教育次長。

教育次長（金子富太君）

藤本議員の教育行政についての1、学校教育、保育施設の安全点検についての質問の、学校施設について私からお答えします。

学校施設の安全点検は、毎月、教職員で分担して安全点検をする学校や、校長、教頭が定期的に安全点検する学校など、実施方法は学校により異なりますが、全校で実施しております。

また、安全点検を行った結果、危険性が認められる場合においては、小額の場合は学校の方で対応していましたが、一定額を超える場合はですね、教育委員会事務局に校長から連絡がありまして、現地調査等の後にですね対応しているところです。

あと、今回、佐賀中学校で起きました事故につきまして、施設の不備というか、そういう関係についてでございますけれど。先ほど言いましたように、それぞれ危険個所等については点検しております。今回のを調べましたところ、平成21年度（後段で20年度に訂正あり）やったかと思いますが、水道の方の所にちょっととがったような折れた所がちょっと残っておったようなことが一度あったので、その部分について修繕をしたというようなことはあります。そこでけがをした後に修繕をしております。それが1件あっております。そのほかにはですね、設備の不具合とかいうことでは最近はあっておりません。

また、ヒヤリ・ハットの報告のことなんですか、そういうことについては特に、危険個所等については報告はありますけれど、報告は特にあっておりません。

議長（山本久夫君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（宮川茂俊君）

通告書に基づき、保育所施設の安全点検について、私の方からお答えします。

保育所の遊具や設備などの安全点検につきましては、各保育所の園長が中心となり、定期的に遊具などの見守りをするとともに、保育士等についても日常的に安全性の確認を行っております。

安全点検を行った結果、腐食や不具合などによる改修個所が見つかれば、既存の予算内で修繕を行ったり、予算化をするなど必要な措置を講じ、改修する等の対応をしているところです。

また、保育所の遊具などの安全確認については、高知県教育委員会より全国の遊具の事故の事例が届いておりまして、その情報を各保育所に連絡することにより対象遊具の確認を行い、該当する場合は撤去や安全性の確認などの対応をすることとしており、より良い環境の下で保育ができるよう努めているところです。

以上です。

議長（山本久夫君）

藤本君。

9番（藤本岩義君）

まあ、今のところそういう報告はされてないと。学校の方は水道の所だけがしたということですが。先ほども言いましたように、見えてくる障害というのは分かるんですが。

先ほど言いましたようにヒヤリ・ハットの分ですが、やはりこの付近を保育所の管理者、あるいは学校施設の管理者の方はですね、やっぱり共有をしていないと防げる事故が防げないと。これは労働安全でも同じことなんですが、やはりハッとした、ああ怖かったという、学校の先生方、あるいは保育士だけではなくて、まあ子どもでもあってもですね、ちょっと怖かったとかいう付近の集合していくことによって、そのことが、まあ、これ統計的な話なようですが、300 そのことが集まってきたら、この 29 の軽少な事故が起きてきておる。それが起きてきて一つの事故につながっておるというのが統計的に証明されておるようですので、その付近の一番下、三角形の一番下のそのヒヤリ・ハットの部分をいかに管理側としては把握しておくかということが大事なようです。

やり方としては、学校であれば子どもたちに、このひと月ならひと月の間にちょっと怖いと思うことはないかとかいう、ひやっとしたことはないかとかいうところ。それに先生のそういう部分を踏まえてですね、やっぱり整理をして。学校も保育所もそのことを把握した上で、今度管理側の方にもきちっとその把握をしていく。そのことを改善できることは早いうちにしていくことによって未然に防げるということになってきますので、ぜひそういうような対応を今後してほしいし、していく考えがあるか聞きたいわけです。

学校の方では、今、教育次長の方から 10 月 23 日の事故のことを私問うてませんでしたけども報告がありましたが、まあ、そのこともですね、手すりを支える支柱との階段の角度のどこに非常に鋭角、30 度以下の写真を頂きましたので、せっかく出ましたので、非常にきつい階段ですよね。これは工事をした段階で、私もここのことへ、事故が起きた後に学校の方、訪問させていただいて、体育館の中のこの階段を見させていただきました。しかし、上がってみると非常にきつくですね、ほんとに怖いです。真正面に向かっていけば問題はないですが、上がって左側、壁側の手すりはですね、もともとできたときからですね手が入らないんですね。手すりとしての機能を果たしてなかつたですね。

つまり、これは工事の検査のときに、きっちと検査ができるのかどうか疑問に思いました。今は、先ほど次長が言われたようにですね、新しい木製の手すりをつけられて上がれるようになってますが。それから、滑り止めもつけられて危険性のないようになってますが。

あの体育館の上にはギャラリーというとこがあつてですね、そこの所に子どもたちがカーテンを開けたり、閉めに行っておったようですが。やっぱり危機管理上、やっぱりこれ見たときに非常に危険だなと、よくこのまま置いてたなと思いました。まあ後ではその危険のないように、ある程度そういう、指の切断とかそういうことないようになに処置はされておりますが、このまま今の状態のままで置かれるんでしょうかね。現実的に上がって悪いもんであればですね、もっと入れないような工夫をすべきであると思いますし。もし使うのであればですね、もう少し安全面を考えた、次に対策を考えていくべきではなかろうかと思います。現在は、あこを鍵を閉めて立ち入り禁止みたいな形の表示をしてですね、学校の先生がすべて体育館の上へ上がってですねカーテン閉めたりされておるようですが、これもいつまでそういう状態に置くのでしょうか。

私が玄関のとこ見たら、多少玄関のとこもゆとりがありますので、ここの所に階段をもし移設をしてつければですね、まあ 45 度近いぐらいの角度の階段ができると思います。ここへつける考え、学校の方もそういうふうにしていただいた方がいいという話もありましたが、そういう上がってしていく階段を改修していくと。今まで置いたらですね、なかなかこれ利用勝手も悪いですし、せっかく上にギャラリーもありますので、体育館の中でバレーボールのコートが 2 面取れるようにしたために 2 階の部分も少なくなっていますので、見学される方もですね、そこへ上がって見るという方もおるんじゃないかなと思います。その付近も踏まえたときに、やっぱり安全なそういう設備をしていくということはできませんでしょうか。

保育所の方も、今言いよつたようなハッとするようなことなどを調査してですね、そのことをずうっと書き

ためていくことよって次の安全対策ができるのではないかと思いますが、いかがでしょうか。

議長（山本久夫君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（宮川茂俊君）

議員がご指摘するようなヒヤリ・ハットなどの事例を整理することで、未然に防ぐことになるというお話をうけたと思います。

その対策につきましては所長会などで整理しながら検討をし、必要な処置は講じていきたいというふうに考えております。

以上です。

議長（山本久夫君）

教育次長。

教育次長（金子富太君）

まず、ヒヤリ・ハットの件ですけれど、情報を共有することは当然大切なことですので、教育委員会としましてもですね、校長会等で協議しながら検討していきたいと思います。

それから、佐賀中学校の玄関の所に階段をつけるような、新たな管理用ギャラリーの所へ上がっていく安全な方法を考えることはないかということなんですね。確かに今の階段は急ですので、玄関の所へですね新たな階段をつけて安全に上がっていくというような、そういう方法も当然検討していかないかんと思いますので。

ただ、今、建築確認を取ってる中で、あそこの2階のギャラリーにつきましては管理用のギャラリーということになっておりまして、見学者がずっと上がるようになるとですね、またもともとの建築確認自体から変わってきますので、そういうことも含めまして検討をさせていただきたいと思います。

議長（山本久夫君）

藤本君。

9番（藤本岩義君）

ぜひですね、そういうちょっとでも安全な対策を考えていただく。方法としてはいろいろあると思うんですが、保育所の部分ですね、担当なり、あるいはそういう技術を持った人がおればですね、その委託するなりしてですね、年に1回か2回ぐらいはですね、所長だけじゃなくて外部から見ていくということも大事だと思います。今、労働安全委員会いうのもやっておられると思うんですが。これ、この間聞きましたら年に一、二度各施設も回っておられるようですので、その付近の意見も参考にしながらですね、やっぱり対応していただきたいと思います。

それから、ギャラリーへのそういう対策考えてないという、まあ今の設計ではやってないということなんですが。ギャラリーですので、当然、人が上がって、そこでおるというのは考えられますので、まあ上がっていつて安全な対策。今、手すりもついておったと思うんですが。幅1メートル50ぐらいですかね、あると思うんですけど。今、そのコートも2コートにしたために、見学する場所もないですよね、そこで試合しゆうときらに保護者らが。まあ、そしたらもう必然とその2階が空いてるにそこへ上がれないかということも出てきますので、その付近も踏まえてですね対応策を、来年度でもいいと思うんですが、当初予算の中でやっぱり検討していただくということは考えられませんでしょうか。

議長（山本久夫君）

教育次長。

教育次長（金子富太君）

対応についてはですね、2階に上がってカーテンの開け閉めであったりとか、管理用のギャラリーですので、当然安全に上がる方法については検討をせないかんとは思いますけれど。

ただ、先ほど質問の中にありました見学者用ということになってきますと、そもそも建築確認を取った段階でですね管理用ということで取っておりますので、そうなるとまた構造計算等も出てきます。そういう中でですね、建築確認等の再取り直しとかというような問題も出てこようかと思いますので、まず2階のギャラリーについてはですね、管理用ギャラリーというところで進めていきたいなと思っております。

議長（山本久夫君）

藤本君。

9番（藤本岩義君）

教育委員長の方にちょっとお伺いしたいですが。

教育委員会はですね、委員さんが各学校を訪問を年に何回か、1回ですか、2回ですか、分からんですけどもやっておられると思うんですが。その回数プラス、まあ1回ぐらいでもいいと思うんですが、教育施設の安全確認ということを一つの目的とした、学校訪問、施設訪問がやることはできないでしょうか。

そのことをちょっと教育委員長に伺います。

議長（山本久夫君）

教育委員長。

教育委員長（山下一夫君）

お答えします。

現在、全教育委員が年1回、学校訪問をしております。その際、施設も見せていただいておりますけれども、安全点検が完ぺきにその際に行われているかというと、そこまではいっておりません。

それで、今後は必要に応じて、事務局が調査をするときに委員も同行をさせていただいて、一緒に点検をしたいと考えております。

以上です。

議長（山本久夫君）

藤本君。

9番（藤本岩義君）

ぜひですね、そういう点検の方も1人だけではなくて、やっぱり2人、3人、4人と多い人数でやっぱり安全点検していくことによって、施設の不備の所も確認できるようになると思いますので、対応をお願いします。

次に、子どもたちの健全育成とスポーツ振興のために東公園がありますが、そこにサッカーゴールの設置ができるのかというところでございます。

近年、日本のサッカー競技は、なでしこジャパンなどの活躍や諸外国での日本人選手の活躍によって、子どもたちのサッカー熱は高まってきております。佐賀地区の佐賀少年サッカークラブも、本年3月に教育委員会に届けておられる人数は20名だったものが、指導者に伺うと現在は40名を超しておると。毎日のように現在の佐賀庁舎前で、夕方練習をされております。この指導者や保護者、子どもたちが悩みの一つに、唯一の試合ができる場所である東公園の多目的広場にサッカーゴールが、ジュニア用、中学生以上が使用する一般用、それぞれ一対しかなく、ジュニアは2コートが取れるのにゴールが一対しかないために、試合をするたびに役場からレッカーとか、非常に重いです。鉄製ですので、重いです。それを運んで試合を、練習試合なども含めてですね、やっておられるようです。

過日、東公園に行ってみると、海岸近くにあるために潮風によるさびがひどいものでした。しかし、保護者がですねペンキ塗りをしたゴールになっておりまして、よく見ると、その溶接部分等は腐食が進んでおり、強度的にも問題があるように見受けられます。関係者から教育委員会に、ジュニア用、一般用、それぞれ一対を購入してほしいとの要請が早くから出てきておると思いますが、どのように対応されておるのでしょうか。

公園は県の施設ですので一義的には県にも要望も必要ですが、この夏に教育長や町長、副町長にも県に要請をお願いしたところです。県の方が購入は難しいとすれば、佐賀地域の唯一の施設でございますので、子どもたちの健全育成とスポーツ振興のためにもゴールを設置すべきと考えますが、いかがでございましょうか。

議長（山本久夫君）

教育次長。

教育次長（金子富太君）

藤本議員の教育行政についてのうち、東公園サッカーゴールの設置ができるないかについての質問にお答え致します。

町は子どもたちの健全育成とスポーツ振興のために、学校施設の開放による使用や、体育館およびグラウンドの照明の無料化により練習環境を整備してきたところです。また、小学生を対象とした各種の大会も各種団体と連携して開催しているところです。東公園のサッカー場においても、黒潮カップを毎年開催しているところです。

東公園のサッカーの使用状況は、今年度の使用状況が4月から11月までで、中学校が大会を含めて27日、少年サッカーは大会2日を含めて5日間の、合計32日の利用となっております。

東公園のサッカーのゴールの設置状況は、議員が言われましたように一般用が1セット、ジュニア用が1セット設置されております。少年サッカーの大会の際にはですね2コートを使って試合を行っておりますけれど、佐賀庁舎前のグラウンドからサッカーゴールを運んで試合を行っているところです。

町としましてはサッカーゴールの購入に際しては費用も掛かりますことから、また、施設の方がですね県の設置してある土佐西南大規模公園内の施設となっておりますので、関係者と協議をして必要性の高いものだけ要望していきたいと考えております。

議長（山本久夫君）

藤本君。

9番（藤本岩義君）

必要性のことから県に要望していくということですけども、県には要望をしていただくように早くからお願ひしておったんですが、その後、要望した結果はどんなになつてますでしょうかね。

やはり県立の公園であってもですね、子どもたちがやはりそこで不便を感じておる。今言いよつた回数以上にですね、やりたいんですよ。やりたいんですが、やる場所がないですね。しゃっちゅうそうやってゴールを持っていかな、ましてや鉄製の、これも20年ぐらいたつたような古いやつをですね持ち運びせないかんというのに、非常に保護者やら指導者らも苦労しておるわけです。金額的にもですね、最近のやつはそんなに高くなくて、私もネットでちょっとお願いたら、こういうパンフレット来ましたけども、そんなに高いものではないですね。だから、そういうのをやっぱり構えていただくことによって、今ほんと子どもたちが夕方も来てですね、一生懸命やられておる。その子どもたちが練習試合をするにしてもですね、佐賀にはそのゴールが、ずっと行っても1つしかないので、そういう練習試合はし難いと。だから、大方の方へ行くとか、三原の方へ逆に行くということになっておるようです。

ぜひ、子どもたちにとってみれば、自らの育った所で応援も得てですね、地域でそういう試合もしたいと

いう長年の願いがあるがですよ。やっぱりそのことにやっぱり応えるべきだろうと思うんです。

県の方に要望することは、僕最初に言いましたように、県の施設ですから県の方に要望せないかん。けど、できないときにはですね、やはりそのことは町として考えていくべきではないかなあと思いますが、その付近はどんなにして、どういうことになっておるんでしょうかね。もう早くからこのことは要望されておるんですが、いかんものであれば。いろいろ私も調査しましたけども、サッカー協会の方にも何とかならんかというお願いもしたようですが、そのことも難しかったと伺ってます。けど、県の方に要望していうて言いようけど、県の方に要望するのであればですね、もう相当時間数もたつますが、どんな状況なんですか。できないのであればできないなりに、やっぱりそのことを町としてもですね考えていくべきではないかと思うんですが、いかがですか。

議長（山本久夫君）

教育長。

教育長（坂本 勝君）

お答え致します。

県の方にはですね要望してもなかなか難しいということで、県のサッカー協会にもですね実は要望書を出して要望も致したところですけれども、今年度についてはなかなか厳しいというお返事をいただいております。引き続いてですね、要望はしていきたいというふうに考えております。

教育委員会としましてもですね、まあ利用状況。先ほど次長がお答えしましたように、少年サッカー大会での利用はまあ少ないと。ほんで、年間まあ5日くらいであるということもあってですね、保護者の方にお願いをしてきた経緯がございます。そういう利用の状況等も踏まえてですね、これから検討もしていきたいというふうに思います。引き続いての要望活動ということになろうかと思います。

以上です。

議長（山本久夫君）

藤本君。

9番（藤本岩義君）

要望は大いに結構ですし、県の施設ですから、あるいはサッカー協会の方にも要望はしていただいたらいいと思うんですが。ある一定、やっぱりめどをつけないかんと思うんですよ。しかし、今までどれぐらい保護者の方やら、そういう関係の方からですね要望されてきて、相当時間がたつておると思うんですが。実際にどれぐらいやられたか、僕は疑問に思うんですよ。県の方にね。

次長も今からやっていくじゃなくて、やってきて。今、教育長が言われたように難しい。難しいとあれば、何か方法を考えないかん。子どもたちが、やっぱり先ほども言いましたように、そこで回数は少ないがは何でかいたら、そこでやることが非常に難しい。いつもゴールを持っていかないかんとかいうことが起きゆうんですよね。あの非常に重い鉄製のゴールを。

あれも教育委員会が直接つくったもんじゃないようですね。もう20年も前に何か関係者が集まってつくったようですが、補助も出てるかも分からんですが、そんなような状態なんですよね。教育委員会はそのことをそのまま受け入れておるわけでして、この際もう金額的にも、まあ実際に80万ぐらいあればいけるんじやないかと思ってますが、来年度の予算あたりでですね検討する考えはありますか。それまでに設置すればですね、町は出さなくてもいいわけですが、そういう施設管理者の方ができないということであれば何らかの方法を考えないとですね、子どもたちはいつも、自分の育った所の佐賀地域でそういう試合ができるにくいという状況があるですよね。高知の方からも来ておるようですが、そんなときにはもうレッカーで積んだりしていきゆ

うようです。

そんな状況ですので、ぜひその付近を理解すればですね町の方としても対応すべきだと思うんですが。
再度聞きます。

議長（山本久夫君）

教育長。

教育長（坂本 勝君）

利用状況等をですね踏まえて、これまで教育委員会の方へその大会、練習等ですね、サッカーゴールがな
いのでなかなかあそこで利用ができないというふうな直接のお話は伺っておりません。

大会等、あるいは5日間の利用というあたりですね、まあご無理も言ってきたところです。そのあたりの
利用状況。それから、また今ある他のですね施設のサッカーゴール等の状況も見てですね。あるいは、ほかの
部分のサッカーゴール、そういうものをですね新しく要望するといったような方法もあるかと思います。
そんなあたりも踏まえてですね、再度、県、それからサッカー協会にですね要望しながらですね検討していき
たいというふうに考えます。

議長（山本久夫君）

藤本君。

9番（藤本岩義君）

まあ、検討して要望するということですので、これで置きますが。

基本的にですね、回数がこれだからやらないというがでなくて、やりたいけどやれんという考え方がある。
そしたら、それをやれば、できればもっと回数が増えるんですよ。ほいたら佐賀の地域も寂れずにですね、交
流人口も増えるんですよ、保護者も来ますので。あこの施設使うことによって、缶ジュースの1つでも買うん
ですよね。

ほんで、保護者ららあに聞いてみると、やはりなかなかあこでやるにしたら、練習試合するにしてもす
ね、できにくいと。2コート欲しいというのがですよ、練習試合するにしても。だから、よその所へ行きよう。
大方へ来るなり三原へ行ったりして、逆に出向いて行きゆうわけですよね。そこにあれば、逆に呼び込むこと
ができるんじゃないかという考え方もありますので。

ただ、現在の利用率は今言われたように不便ですのでそういう状況なんですよ。やっぱりそのことも検討す
るんであればですね、そういうことを検討してほしいと思います。もうこれ以上言いませんが、その付近を考
えてやっていただきたいと思います。

続いて、町道の整備ですが。

皆さんのお手元の所に、ちょっとあまりいい紙ではありませんでしたのできれいな写真は撮れてませんが、
その現場の写真を撮っております。

住民の方から電話がありまして、町道なのに道幅も狭く、舗装もずたずたで、ハンドルも取られて怖いとき
があると、ことです。その町道は、町道加持橋川線2,429メートルであります。早速、何度も通った道でござ
いましたけども、11月の初めに見に行っておりました。

峠付近は水道の工事が何かの方で補修されておるようですが、加持川の起点から1キロほどは、お手元に配
布しましたこの写真のとおりにひどいものです。軽トラで走ってみましたが、ハンドルは取られ、ほんとに危
険性があると感じました。水道の工事の後でしょうか、中央部はしっかりとおるもの、その境界点とい
うか、境の目ぐらいからですね、谷川側は雨水が浸透しまして陥没をしておる個所が何カ所もあります。

中山間の道であってもですね、こういうふうにほんとに陥没してるんですよね。縁が悪くなったりですね。

これは3番の写真の拡大したもんですけど、ほんとにひどいもんです。それから、これは4番目の、棒を横に置いてますが、ちょっと写真じや分かりにくかったですのでちょっと棒を置いてみてですね、どれぐらい挟まっておるか。写真でいくと11番の写真ですが、ほんとに危険性があると思いました。また、これはそのたくさん撮っておる分の16番の写真ですけども、穴がごぼっとあいておるという状況であります。

中山間の道であってもですね、そこに生活しておる人がおるわけでして、町民がそこに生活しておって良かったという、生活の質を高めるいうためにもですね、拡張の要望はあるようですが、拡張そのものが早期にできないのであればですね、部分補修ではなく、早急に全面舗装すべきと思いますが、その考えはあるでしょうかね。

来年になりますと、県道岡本大方線もダケ山付近で改良工事が始まるように聞いておりますが、その迂回(うかい)路としてもですね利用できますし、災害時の孤立化を防ぐ道としてもですね、まあ震災も含めてですが、災害時の孤立化を防ぐ道としても重要な町道と考えております。

学校施設の質問でも言いましたように、ヒヤリ・ハットの話ですが。これが300あればですね、29の軽微な事故と、それから最後には重大な事故を起こすということですが。私が通ってみただけでもですね、ほんと怖いと思いました。それで、そこを通られてる住民の方も、ちょうど私がここへ行っておるときもですね、少しの間でしたけども、数台車が上がっておりましたが、まあ皆さん注意して上がってはおりますが、ほんとに怖い思いをして通っておられると思っております。

そのことを十分考えてですね、答弁をお願いしたいと思います。

議長（山本久夫君）

まちづくり課長。

まちづくり課長（武政 登君）

それでは、藤本議員の町道の整備についてお答えを致します。

町道加持橋川線の舗装は相当傷んでいるが、全舗装をする考えはあるかということでございます。

議員もおっしゃられましたように、中山間地域の道路は道路側溝の未整備や路面補修、また区画線等の整備も進んでおりませず、道路を利用される皆さんには大変ご迷惑をお掛けしている状況でございます。ご質問の加持橋川線の舗装についてでございます。大変詳しい写真を添付していただきまして、ありがとうございます。私の方もこの資料を基に町長の方に予算要求をしたいと、そのように考えてございます。

議員もおっしゃられましたように、総延長が2,429.7メートルで約2.4キロメートルと致しますと、平成18年度から平成23年度、昨年度まで舗装改良をやってまいりまして、その舗装済みの延長が6年間で975メーター、まあ、ひいき的に見て約1キロメートルと致しますとですね、本年度の予算でも年明けごろに約300メーター程度施工する計画を持ってございます。そうしますと全体の舗装済み延長は、975に約300を足して1,275メートル、約1.2キロメートルということになります。全体が2.4キロメートルと致しまして、舗装済みの1.2を差し引きますと、残りが1.2キロメートルということになります。

この23年度までの舗装工事の進ちょくを顧みますと、年間平均して160メーターで進ちょくしてまいりました。しかしながら、平成23年度から近年の3カ年平均しますと、約270メーターで進ちょくしております。平成24年度、今年度の個所も今の予定では比較的にはスムーズな作業ができるかと思いますので、近年3カ年の平均値を上回るような作業量を期待しているところでございます。

ただ、議員のこの提出された写真の中で、例えば2番ですか3番の路肩の整備も併せて、改良も併せて舗装をしていくことになれば、改良延長の進ちょくはできませんけれども、行き違いのスペースが確保されるということで、利便性や安全性は向上されようかと思います。そういうことも検討しながら、これまで

の3年間のペースを維持しながら工事の進ちょくを図っていきたいと考えております。

この路線につきましては、過去にも熱心にご質問されていた議員もございまして、その都度、先輩課長からも丁寧にご説明をさせていただきました。絶対にしないということではございません。全体の事業量の調整を図りながら進めていきたいと思っております。ただ、中山間地域の舗装等も、全体解決している所もございまして、近年3カ年の平均で、やや延長も伸びてございますので、これまでの進ちょくよりは少し早くなるんではないかと、そのように思っているところであります。

以上でございます。

議長（山本久夫君）

藤本君。

9番（藤本岩義君）

まあ、前向きな回答であったと思いますが。非常に震災のですね方に労力も取られますし、予算の方もそちらの方に流れておるとは思います、この道そのものも先ほども言いましたように、災害時の避難道の一つにはなると思います。海でなくても山津波のあったときのですね、やっぱり緊急に、やっぱり行くときにもですね、いろんな方法があつていいと思います。道もやっぱり複数ある方がいいわけですので、そこで住んでおられる人の思いを考えたときに、私たちのともやはり山津波も来るということを前提にですね、やはりこういう本当中山間の、人数が少なくともですね、ここで生活しておる人らの方に思いを寄せながら、やっぱり予算の配分も考えていただきたいと思いますし。

写真の方でいきますと、2番の所を見ていただいたら分かりますように、左側は車がよけるぐらいのスペースがあるわけですけども、ここに、まあ土砂をのけたんでしょうかね。土もいっぱい盛り上がっておりまして。この付近らちょっとタイヤショベルでものければですね、安全に行き違いもできますので。そういう所のちょっとしたところでもいいと思うんですが、やはりそういうところに思いを寄せていただいて、通る方の気持ちになりながら整備すれば、それほど金額は掛けずにできる所もあると思うんですよ。やっぱりそういうふうに放置することはしてないと思うんですけども、そういう中山間の方から見ればですね、まあ日本で言えば東京の方は良くなつて、高知県の方は悪いというような形じゃなくですね、やっぱりそこに住む方の方に思いを寄せながら、やっぱり事業は進めさせていただきたいと思いますし。

まあ今年度の残の分ででもですね、ちょっとでもという考え方はありますか。

議長（山本久夫君）

まちづくり課長。

まちづくり課長（武政 登君）

今年度の残というと、なかなか失礼な言い方になります、一応こう、この路線についての予算。そして、以前の議会でもご指摘のあった、森議員の路線。そういったことも頭の中に入れて、予算は確保しております。

ただ、まあ緊急にどうしても対応しなければならないといったことが生じてまいりますので、そういった事業間の調整ということが割としやすい舗装工事は年度の最後の方になってしまふと、そういったこともございます。そういう状況でございますので、まあ言い換えれば予算の残ということになるかもしれませんけれども、道路の維持をそのようなことで図っていきたいと考えております。

以上です。

議長（山本久夫君）

藤本君。

9番（藤本岩義君）

まあ、残言うたら悪ければ、現在まだ使ってない予算を活用してですね、配分もある程度考えていただいてやっていたいたらと思います。まちづくり課の積極的な対策を望んでおりますので、予算の方も町長の方に、予算の方もこの写真を基に挙げていただくということですので、予算編成時にはやはり査定の中で、やはり副町長も町長も考えていただきたいと思います。

続いて4番目ですが、情報基盤整備についての質問にさせていただきます。

民放4局目の再送信については、私はこれまで何度か質問をしたところですが、近いうちにとか、6月1日によるとか、9月議会では12月をめどにとか答弁をいただいたところですが。10月ごろでしたでしょうか、国道を雀川方面に走っていますと黒潮町という看板がありまして、地下ケーブルを地中埋設工事を行っていましたので、まあ12月を向け準備を整えてるなあと思ったことでございますが。12月のまあ中旬近くになりましたけども、いまだにテレビは映っておりません。現在も再送信がされてないようですが、いつになったら、今月何日になったら送信が始まるのでしょうか。

この再送信は、先の議会でも言いましたが、4局目が受信できるということで共聴やアンテナ設置で地デジは受信可能な方も早くから契約し、契約料も要るときでしたので、使用料1,050円を支払ってる方が私が知ってる方でも何人かおります。こんな思いで加入してる方に、町はどう思っておるのでしょうか。

料金も四万十町を参考にしたとき、黒潮町も民放4局化する予定であるので同じ金額を設定した経過もございます。また3月議会では、4局目を加入促進のために活用してはと伺ったところ、6月1日を放送予定をしており、加入促進には効果があるとの答弁であったと思います。

再送信ができない状態で加入料の無料化を行った現在の加入率はどのようにになっておりますでしょうか。再送信で加入促進も図れると思いますが、どうでしょうか。

まずお伺いします。

議長（山本久夫君）

情報防災課長。

情報防災課長（松本敏郎君）

では、藤本議員の情報基盤整備について。民放4局目の再放送は2度目の目安月が来たが、何日に放送が始まるのかというご質問にお答えします。

残念ながらですね、現時点においても4局目というのは愛媛朝日テレビを考えておるわけですから、その放送開始の見通しは立っておりません。しかしながら、変わらず区域外再放送の実施に向けた交渉は継続しています。

また、放送開始に向けた準備として、区域外再放送用光伝送路の整備は10月末をもって完了しております。あらためて本年度末、3月末ですけれど、そこに目標を期限として設定して、愛媛朝日テレビおよび県内民放への協議を積極的に進めるとして、それでなお確定できない場合はですね、町としても現在の対応の見直しも視野に入れて検討を行ってまいりたいと思います。

議員のご質問の最後にありましたけれど、現在の加入率でございますけれど、テレビのサービス加入率は38.6パーセント。これは8月31日に比べてですね、31契約の増となっております。それから、インターネットサービスの加入率は20パーセント。これは8月31日の比として17契約の増加となっております。

以上です。

議長（山本久夫君）

藤本君。

9番（藤本岩義君）

住民の方はですね、今か今かと待ち望んでるわけで、四十町らは即ついておりまして、これは条件的に若干違うことは承知してます。十和の方で既に、アナログのときに再送信の許可を受けておったと思うが、まあデジタルになれば再度やるわけですのでそのことは分かってますが、住民の方はほんとに待ち望んでるわけですよ。早くから入っていまだにまだつかないと。今度はまた3月というお話なんですが。やはり3月なら3月を目指してですねやるにしても、先ほど初めて課長の方からも出てきましたが、総務大臣裁定も前から言うようにあるがですよ。どれぐらいしたらその付近をやっていくのでしょうかね。

例えば3月を目指してやるのであれば、それを逆算してですね、いつまでに民法のその話がつかなければ、3月を目指してやるのであれば裁定したときに、3月に開局するにはいつまでに大臣裁定を申し込まないかんか、それぐらいは把握されておると思うんですが。事務処理をして、ここから町長名出だしてから、どれぐらいかかっておるのか。全国でたくさんの事例があると思いますが。ネットでも見てみましても、結構この問題については載っておると思います。

その付近を、目安を決めたらですね、逆算をしてやっぱりやっていく。話がつかざったときにどうするか、次はどうするかということを決めておかなくてはいけないと思うんですが。まあ9月議会以降、12月再送信を目指してですね、何度その交渉しに行かれたのか。

また、この事業を計画してからもう相当たちますが、放送し始めてもう1年以上、2年目に近づいてきてますが、今までどれぐらいの交渉をされておるんでしょうかね。聞くところによると、前回のときも言いましたが、もう100回以上やった所も、よその町村ではあるようですが。まあ、また町長の行動表をこの間、議員協議会で頂きましたけども、打開に向けて行動はあれに載ってない中でされておったのでしょうか。

その点について再度お伺いします。

議長（山本久夫君）

情報防災課長。

情報防災課長（松本敏郎君）

では、藤本議員の再質問にお答えします。

9月議会でも、私、答弁の中で申しましたけれど。これは相手がある問題で、非常にデリケートな問題でございます。

大臣裁定のことも藤本議員から提案もあったわけですけれど、あくまでも再放送を私どもが申請しているテレビ局についても大臣裁定を好んではございません。もちろん、こちらがお願いする県内のですね民放の方も当然でございます。それで、できるだけ状況を見極めてですね、有効な交渉をしていくべきだということで準備しておりました。

9月に、12月をめどにというふうに申しましたけれど、まずインフラ整備。受信を可能なハードの整備がですね、まずない状況の中ではなかなか交渉しにくかったということもございまして、そのタイミングを図ってきたわけですけれど。9月から12月までの具体的な交渉回数はございません。できてないです。その機会を図ってきたんですけど、実現できなかったという状況にございます。その点はですね、大いに反省すべき点だというふうに思っております。

今後3月をめどに、次のめどを説明させていただきましたけれど、その大臣裁定がどうのこうのいうふうな答弁はですね、相手がございますし、こういう公式の場でなかなかそこの踏み切った答弁はですね現在のところ町としてはできなくて、あくまでも3月までに相手に対してですね出向いていっての交渉を続けて、それでお年度末できなければですね、新たな対応をですね考えていきたいと思っております。

町としては国のですね放送普及基本計画の中で、一般放送事業者の放送、総合放送4系統については、全国

あまねく受信できるように整備することというふうな計画が国の計画としてございますので、そこをよりどころにしてですね、今後も交渉を進めていきたいと思っております。

以上です。

議長（山本久夫君）

藤本君。

9番（藤本岩義君）

やはり、やってなかつたようでした。

やはり目標をやっぱり定めたらですね、そのときにつけると。工期でも何でもそうながですけど、工事がもし間に合わなければですね、その3月31日に工事を終わらすということであれば、もしその自分らが一生懸命やりゆう工事が間に合わんけん、よそから応援を求めてもですね、やっぱり工事は仕上げていくというがが大事ながですよね。

そうなると相手があってもですね、一定のときまでにそのことができないとすれば、間に合わすという目標でいくとすればですよ、どれぐらい手前までにこの交渉が成立しないと3月末までに間に合わんかいうことが分かると思います。まあ、工事は出来上がってますのでスイッチさえはめたらいくとは思うんですけども、その手前に、許認可の関係で時間がかかると思うんですよね。それは、そしたら1月か2月ですかね。どうしてもいかんときにはその日までに、1月なら1月の末までにいかんときには別の方法をというたら、もう別の方法いうたらそれしかないですよ。

国は、先ほど課長も言われたように4局化というのはですね、前にも言いましたが昭和61年ですか、1986年に当時の郵政省、現在の総務省が情報格差の是正という対策の中でそれをやっています。だから、どうしても整わないときには大臣裁定を申請すればいいと。安易にそれは使うべきではないとは私も承知しますが、もうこの段に至ってはですね、相当日数を費やしてると思うんですよ。それからいくと、もう相手がどうしてもいかない場合にはそういう方法も考えるべきではないかなど。3月末を、それを期限として考えた場合には、どれぐらい手前でそれが必要ですかと。やるやらんはまた別の話ですよ。それは別として、その準備は整うて現在おるんですかね。いつでも出せますよということは準備しておかないとですね、その期限までに間に合わないということになるんですよ。

交渉は多いに、今から先、日数もかけてですね、他町村でやられたように相当数、回数を運んでもらわなかんですが。9月以降一遍も行かないというのであれば、忙しいですからそれは大変だろうと思うんですけども。やはり行くということは足を運ぶといいますか、回数重ねるいうことが大事です。そのこともせずにですね裁定を持っていくことは、それは難しいかも分かりませんが。

やっぱりそのことも踏まえてもう一度、いつごろまでにもう決めるというところがなかつたらですね、また同じことになると思いますので、その付近をお伺いしたいと思います。

議長（山本久夫君）

情報防災課長。

情報防災課長（松本敏郎君）

では、藤本議員の2回目の質問にお答えします。

私、まだ大臣裁定を持っていくというふうな判断してるというふうにお答えはしません。いろんな形で交渉を粘り強くやってですね、まあ3月をめどにですね、その交渉を決めていきたいというふうに申しております。

その裁定を持っていく手続きのことをおっしゃったんだと思うんですけど、その判断そのものをまだして

ないので、手続きそのものをまだ自分は進めておりません。

以上です。

議長（山本久夫君）

藤本君。

9番（藤本岩義君）

町長、今聞かれたようなんですが。

まあ各地域を、このケーブルテレビのですね、情報基盤整備の案内をしていったときですね、そういう4局目も含めてやっていくという、当時からもう計画の中に入ってるんですよ。それからもう何年もたってます。そうした中でいまだにまだこの解決ができないということですので、そろそろ私は決断すべきことであろうと。ただ、決断すべき前にですね、やはり足を相当運んでいかないかんし、まあ町長自らが行って話をする。それで、ある程度のときには決断もせないかんと思うんですよ。そのことをするかせんかはまあ別で、行きさえすれば言うことはないですが、もう最終的な通告もせないかんとこもあると思うんです。

まあ現在のところその裁定すれば、裁定がほとんど下りてきておるんですね、ネットの方を見てみましても。下りてくれれば許可があったものと見なすと、各放送局の承認があったものと見なすということになっておるようですが、それでやっておる所も結構あります。最後までやはり営利関係がありますので、いけないという所が多いようですが。もう交渉が、相当交渉を重ねておるとすればですね、その付近の目安も立てるんじゃかと思うんですが。3月なら3月をめどにということであればですね、その付近の腹積もりもやはりしながら。このとをせよとは言いませんが、準備ぐらいはやっぱりして、どれぐらいかかるとかいうところもですね把握しておくべきではないかと思いますが、いかがですか。

議長（山本久夫君）

町長。

町長（大西勝也君）

4局目の区域外再放送のご質問にお答え致します。

年度末という目標を設定してですね、交渉を重ねていくと。この姿勢に変わりはないところです。

それからまた大臣裁定でございますけれども、いろんな大臣裁定の経過はもうご承知であろうかと思います。あの結果につきましても同様でございます。しかしながら、私どもがやっぱり最も危惧（きぐ）するのはですね、在高民放さんということでこれからも長いお付き合いをしていくと。そういう相手方さんと、そういう大臣裁定という強制的な手段によって開局すると。こういったことはもうほんとに最後の最後といいますか、ということになろうかと思っております。それはもう議員も同様の認識であろうかと思っております。

また、まだ時間が残されてございますので、ご指摘いただきましたように一生懸命足を運んで交渉を重ねていきたいと。現時点ではもうこういった答弁になるかと思います。

議長（山本久夫君）

藤本君。

9番（藤本岩義君）

まあ、町長の言われたように相当数努力が要るとは思いますが、できればですね、そういう方向、町長が言われたような方向でいくのが一番いいと私も思ってますし、いろんな面で影響もあると思いますが。

ただ、一定の期限をやっぱり定めながらやっぱりやっていかんと、出向く回数も少なくなってくると思いますので。まあ今、課長の方もですね、震災対策の分で相当数忙しいですし、なかなか大変なところはあるとは分かっていますが、やはり相当足を運んでいく。それでもなおかつその付近を見据えながらですね、それもやつ

ぱり腹積もりの中にはめていくということは大事だと思うんですが。その付近の気構えといいますかね、もし どうしてもいかんときにはもうそれでするというのが、やっぱりそのことを考えちょくべきだろうと思います。

ただ、そのことも、ほいたらもう今日やるいうて言うてもできませんので、準備ぐらいはですね、やっぱりしておくべきじゃないかと。どれぐらい期間がかかるのかいうぐらいは、やっぱり情報としてですね知つてお くいうことも大事ではないかな。話をしていくときにそのことも、大臣裁定やったとしても 1 年もかかる、1 カ月もかかる、その付近ぐらいは知つておかないとですね、相手側と話するときにそういう情報知らずに交渉 するとは全然違うと思うんですが、その点はいかがですか。

議長（山本久夫君）

町長。

町長（大西勝也君）

これまで以上にその環境情報をですね、しっかりと整備。そしてまた、現在持ち合せていないような情報も さらに精度アップをして交渉に臨みたいと思います。

議長（山本久夫君）

藤本君。

9 番（藤本岩義君）

ぜひですね、その付近をもうちょっと整理をしていただいて、あらゆる方法を考えさせていただく。

まあ今のところ私言つてるのは、もう民放がいかなかつたら 4 局化を目指しておる國の方針に従わぬ所に ついてはもうやむを得ないというところしか私は分かりません。ほかに方法があるのであれば、またその方法 を使っていただいて、最良の方法を使っていただいてですね早くしないと、あまりにも時間がかかり過ぎてま す。

期間を置いておりますけども、先ほど聞きましたように、どうも回数的に行ってなかつたというようなこと があつてはならんと思います。最低でもこの 3 カ月の間、月に一遍ぐらいは最低でも出向いていくということ は大事なんですよ。相手がもう来んと思うがやなくて、用地の交渉でもそうでしょう。ぎつちり来られると困りますけど、3 カ月も放置しておつたらですね、ああ、もうあきらめたかと思われますよ。

用地の交渉でおんなじことなんですよね。最終的には収用をかける。その手前には相当の努力が必要ながで すよね。その努力をせんずくに、私はその大臣裁定せよとは言つてゐるわけでなくして、やっぱりその手前の努力 が大事ですので、まあ今やつてないものをやれ言うたち取り返しきませんので、3 月という目標を定めたら ですね、相当のその努力が必要ですし、3 月に道路の工事を始めるとしたらそれまでに用地構えないとしません ので、おんなじことなんですよ。それとおんなじような努力をしていただかくということをお願いして、私の質 問を終わります。

以上です。

議長（山本久夫君）

これで藤本岩義君の一般質問を終わります。

この際、11 時 10 分まで休憩します。

休憩 10 時 52 分

再開 11 時 10 分

議長（山本久夫君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次の質問者、山崎正男君。

8番（山崎正男君）

それでは通告に基づきまして、ご質問させていただきます。

まず1点目です。今回私、思わぬ質問が多くなりまして、なかなか深いところまでご質問できないかと思いま
すが、分かりにくいくて率直に言つてください。よろしくお願ひします。

まず1番、地震津波対策についてお聞きします。

津波対策の状況でお聞き致します。本年度の予定された避難道、避難場所等の計画は順調に進んでいますか。

これは前段の議員の質問の中にもありますけれど、重複するようなことがございますけれども、私なりに私の意見として出させてもらいますので、よろしくお願ひします。

1番についてお答えをお願いします。

議長（山本久夫君）

情報防災課長。

情報防災課長（松本敏郎君）

では、山崎議員の一般質問、1番目、地震津波対策についてお答え致します。

まずその中の1番目、カッコ1ですけれど、避難道、避難場所等の計画の進ちょくについてのご質問についてお答え致します。

先ほどの藤本議員のご質問に対する回答と重複致しますが、本年度計画された避難路、避難道ですけれど、
および避難広場の事業計画は、町単独事業として70カ所、都市防災関係事業として13カ所、漁業集落環境整備事業としては3個所です。そのうち町単独事業では67カ所に着手し、そのうち4カ所の避難路については完
成しております。都市防災関係事業では12カ所に着手しており、そのうち避難道1カ所については完了致して
おります。漁業集落環境整備事業では3カ所に着手しております。

以上です。

議長（山本久夫君）

山崎君。

8番（山崎正男君）

ありがとうございます。

だんだんと進ちょくが見えておりますけれど。特段今年問題になるような、遅れそうな、そういうところは具
体的にはございませんか。

議長（山本久夫君）

情報防災課長。

情報防災課長（松本敏郎君）

こういう避難道をする場合ですね、やはり一番問題となるのは地権者の方のご協力をいただけるかどうか
のことです。順次その交渉は進んでおりまして、70のうち67の着手ができておりますので、ほぼ
順調に進んでおります。

なお、後の事業についてもですね、防災地域担当制で出てきた所で、個所の見直し等がありましたけれど、
全体的な事業としては順調に進んでおる状況でございます。

以上です。

議長（山本久夫君）

山崎君。

8番（山崎正男君）

順調に進んでいることをうれしく思います。特に地権者の方とはですね、問題のないようによく協議されて進めさせていただければと思っております。

今、その遅れる理由も特段なさそうですので、2番に移ります。

本年中に高さ表示を設置することであったが、どのような状況ですかという質問でございます。

これはですね、以前から各避難場所とか避難道とか、そういうとこに町民の視線で見やすい場所に高さ表示をするというようなことが話されておりました。それも12月中旬くらいまでにできるんじゃないかという答弁だったように思っておりますけれど。今、現状で私が見る限り、どうもまだ表示板みたいなもんがあんまり見当たらないなと思っております。

そこの進ちょく状況、今後の状況を教えてください。

議長（山本久夫君）

情報防災課長。

情報防災課長（松本敏郎君）

では、山崎議員の地震津波対策の2番目のご質問にお答えしたいと思います。

高さ表示板の設置状況についてのご質問でございますけれど、9月の議会で12月をめどにと申しましたのはですね、町内の標高マップのことについてそのようにお答えさせていただいたと思います。その標高マップにつきましては、標高50メートルまでの所の土地の標高を地図上で表すことでございますけれど、インターネットを通じて一筆ごとの確認ができるような標高マップでございます。これは12月中に完成して、1月にはですね、町のホームページを通じて公開するというふうに考えております。

ペーパーでもですね各集落、津波浸水危険区域40カ所、40地域ほど考えておりますけれど。そちらについてはペーパーでも、約60ページぐらいのペーパーにならうかと思うんですけどお配りして、そして主な公共施設ですね、いうところにもペーパーでは設置してまいりたいと思っております。

それから、それとは別にですね、標高の表示板でございますけれど。これは避難路の整備と一体的に、避難路の基本的に下と上というふうな所に設置を計画しておりますけれど、まだこれについては未整備でございますが。それとは別に、避難路とは別にですね町内の集会所とか、主に住民の方がたくさん集まる場所126カ所に、そういう標高表示板を設置する工事を1月に発注予定でございます。

以上です。

議長（山本久夫君）

山崎君。

8番（山崎正男君）

着々とその予定もあるようですが、マップはまあ紙面で皆さんに連絡できるということでございます。

それからその表示板については、どのような格好のものか分かりませんけれど、私がお願いしたいところですね、町民に早く現場で、ああ、この位置がこれぐらいの高さだという認識をしていただくために、早め早めに表示を付けていただいた方が、町民の心の準備も、それから普段の行動についても、頭の中にすべてが入っていくという状況があります。すべてマップになると、常にその地図を持って歩かな、ここはなんばやったろうかということになりますので。できたら早めに現場の表示をしていただく、これをお願いしたいと思います。

来年の当初予算、再来年の当初予算になるのか分かりませんけれど、これは早め早めの対応が町民に対しては確実に安心感を与えていただくということになると思いますので、いつごろになるかお聞きします。

議長（山本久夫君）

情報防災課長。

情報防災課長（松本敏郎君）

では、山崎議員の2回目の質問にお答えしたいと思います。

いつごろに標高表示板を付けるのかというご質問ですけれど、先ほど申しましたように1月発注でございます。予算は24年度の予算でございます。

従いまして、3月年度末には126カ所。町内には61の集落がございますので、大体1集落に2カ所程度いうふうなことになろうかと思いますけれど。ただ、浸水区域を優先させていただくと思いますので、その優先順位については若干変わってくると思います。

以上です。

議長（山本久夫君）

山崎君。

8番（山崎正男君）

これは表示の仕方はですね、津波高さでいくのか、浸水高さでいくのか、そこらあたりは区分はされますか。

議長（山本久夫君）

情報防災課長。

情報防災課長（松本敏郎君）

表示の仕方についてのご質問でございますけれど、標高の表示です。そこが標高何メートルかという表示になります。

議長（山本久夫君）

山崎君。

8番（山崎正男君）

はい、分かりました。

予算も要ると思いますけれど、できるだけ地域の区長さんなんかとも話して、数多くやっていただければありがたい。まあ、1回やれば、まだここにも必要、あそこにも必要ということが出てくるかと思いますので、そのときはまた補正でもして、よろしく対応をお願いしたいと思います。

ありがとうございました。

続いて3番。もしどうね被災した場合に、津波被害の船舶やですね、それからその補償。家屋等も含めてになると思いますけれど。こういうものに対する助成はあるのかないのか。その上限の規模や補助率とかはどうですかという質問でございます。

これは町民に安心さすために、今現在、東日本で被災に遭われての状況で補助率なんかも、国の補助なんかも決まっておりますので。ここらあたりを今度の震災が発生したときに町民の方には、このぐらいの補助で家屋の心配の場合は2分の1とか、船の場合は上限幾らまで補償するとかいうようなことをですね早めに知らしておいた方が、次に、10年先、20年先、30年先に来るか分からん震災についてですね、毎日毎日心配されておるよりは、震災のときにはこれぐらいの補助があると。今からこれぐらい蓄えをしていかないかんねやということをですね、町民の方にも前もって知らしておいた方が安心できるのではないかと思いますので、その考えはないですか。

よろしくお願ひします。

議長（山本久夫君）

情報防災課長。

情報防災課長（松本敏郎君）

では、ただ今の地震津波対策について、山崎議員の3つ目のご質問にお答えしたいと思います。

通告書に基づきますと、津波による船舶被害の補償や助成制度にかんするご質問でございましたので、その面についてお答えしますけれど。

東日本大震災の状況を気仙沼の水産課に問い合わせをさせていただきました。その問い合わせによりますとですね、船舶被害補償について公的支援はないとのことでした。小型船舶は個人で、漁協共済等に加入していれば補償があり、大型漁船につきましても、所有者が保険会社に加入していれば当然補償があるとのことでした。

従いまして、補償につきましては各所有者の加入状況によるところでございます。

以上です。

議長（山本久夫君）

山崎君。

8番（山崎正男君）

私の意図すること課長の答弁とは、ちょっと違いますけれど。

私は、町民に安心してもらうために早めに、こういう災害に遭ったときには、家屋についてはどちらか、船についてはどちらか。で、船が個人では出なかつたら漁協単位で出ますとかいうようなことが、こういう被災者支援にかんする制度というもののがありますね、内閣府でも出ております。そういうものを分かりやすく町民にピックアップしてですね、知らせることをしてはどうかということでございます。

要は、ありませんとかどうですかじやなしに、事前に皆さんにお知らせするということを考えていただきたいと、こう思います。

それについてどうぞ、質問です。

議長（山本久夫君）

情報防災課長。

情報防災課長（松本敏郎君）

では、山崎議員の2回目の質問にお答えしますけれど。

内閣府の方で支援制度があるというふうにおっしゃられましたけれど。個人の財産等にですね対する支援、ちょっと私の方勉強不足かもしれませんけど、十分存じております。基本的に、先ほど船舶についても申しましたとおり、個人の保険で対応する場合が多かろうかと思います。見舞金の制度になるとまた別かもしれませんけれど。

現在のところですね、ご質問いただいたことに対する資料としてはですね、特段この支援の制度というのを得ておりませんで、今の答弁はこの程度になります。

以上です。

議長（山本久夫君）

山崎君。

8番（山崎正男君）

あまり時間を取りたくないわけですけれど。

その個々に、誰に、細かいところでどういう支援があるとかいうことじやなしに、被災に遭われた場合はこういう補償があります、こういう制度があります、こういう補助率がありますというようなことぐらいはですね、勉強されて町民に周知しますというような答えをしていただきたいと思いますが、いかがですか。

議長（山本久夫君）

情報防災課長。

(議場から何事か発言あり)

暫時休憩します。

休憩 11時 26分

再開 11時 28分

議長（山本久夫君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

情報防災課長。

情報防災課長（松本敏郎君）

山崎議員のご質問にお答えしたいと思います。

復興、いわゆる被災したときの復興に対する支援ですね。それについては幾つかの制度があるそうですので、できるだけ調べて、資料にして、住民の方に分かりやすい形で再度お知らせするように努力したいと思います。

議長（山本久夫君）

山崎君。

8番（山崎正男君）

はい、よろしくお願い致します。

続きまして、来年度に向けての問題は何ですかということです。

この津波対策についてはですね、順調に先ほど来、課長も何ヵ所か事業やられて、まあ順調に推移しているというような答えでしたが。来年度、特段こういう事業を特段やりたいとか、こういうことに力を入れてやりたいとか課題があると思うが、その内容をお聞きします。

その中にですね、防波堤の構想なんかがあるのか。それから津波のカプセル。これは特に体の不自由な方とかですね、施設なんかでですねどうしても動けない、運び出せない、こういう方たちのためにですねカプセルなんかの構想もありますので、そういう観点も踏まえて、考え方をお聞きしたいと思います。

議長（山本久夫君）

情報防災課長。

情報防災課長（松本敏郎君）

では、山崎議員の4番目のご質問にお答えしたいと思います。

来年度の課題、それから防波堤構想、それから津波カプセルの検討についての検討についてのご質問でございますけれど。来年度の課題につきましては、防災関係ではハード、ソフト併せてさまざまなものがあろうかと思います。

まずは、去る12月10日に公表されました高知県第2弾震度分布津波浸水予測を受けて、来年の1月中に第2次ですね、黒潮町地震・津波防災計画の基本的な考え方を取りまとめる中で、黒潮町における南海トラフ巨大地震対策の今後の課題をより明確にして、取り組みをしていきたいと思っております。

それから、防波堤の構想についてでございますけれど。国が平成24年9月にまとめた、防災基本計画に基づく津波防災地域づくりの基本的な考え方では、最大クラスの津波に対して頻度の高い津波、いわゆるL1という、100年とか150年に一度の津波のことでございますけれど。それに対する基準で、海岸保全施設をですね整備する方針を国の方は決めております。

また高知県では、海岸堤の耐震にかかる調査を進めており、今後どのような整備を進めるかを示すための高知県海岸保全基本計画を見直す予定で、今年度中にその計画のたたき台を仕上げると聞いております。この

計画を策定または変更する際には、海岸法の規定により市町村の意見を聞かなければならないことになっておりますので、町の意見も積極的に訴え、反映させていきたいと考えております。

なお、去る12月4日でございますけれど、国土交通省水管理・国土保全局海岸室長はじめ、四国地方整備局、中村河川国道事務所、高知県の関係部署の皆さんに、佐賀地区から入野地区までの海岸堤防および河川堤防の視察を行っていただきました。そして、町が希望する津波防災のための海岸堤防、あるいは河川堤防の補強概要についての説明はさせていただいたところでございます。

また、津波カプセルにつきましてでございますが。その安全性について町としては確証が得られませんので、現在のところ、黒潮町としては津波防災対策事業としての計画はございません。

以上です。

議長（山本久夫君）

山崎君。

8番（山崎正男君）

町もですね、県のこの間の発表の内容で、今までの、その津波高さ、津波浸水域、大ざっぱなところがもうちょっと細かくなっていますので、それに対応するために執行部の皆さんも大変頭をまた悩ますことかと思いますが、ぜひですね我々の安全な地域をですね構築するために、頭はいくら悩んでも発想は出るようですので、ご努力をいただきたいと思っております。

それから今、防波堤の問題もですね、国なんかは特に防波堤についてはかなり力を入れているようでございますが。我々、この海岸線沿いのですね地域、実際に生活されている地域の皆さんに、ここにはぜひ防波堤が欲しいなというような状況があればですね、そういうとこも加味して今後の課題に考えていただきたいと思っております。

それから、カプセルについてはですね、私もまだ研究不足でございまして、どの程度安心なのか、どの程度の金額なのか、どの程度の強度なのか。こういうところをしっかり研究していくなければならないと思いますが、最悪の状況のときに、ああ、こういうものもあればいいかなということが構想に浮かびましたら、ぜひこれも研究していただきたいと思います。

誠に簡単ですが、第1番目の地震津波対策については終わりたいと思いますが、最後に研究についてするかせんか、ひとつよろしくお願ひします。

（議場から「5番がある」との声あり）

5番があつたかね。

（議長から「5番はありません」との声あり）

5番はですね、これはプリントミスがありまして、私も議長にも連絡取って、取り消しということですので、皆さん、よろしくお願ひ致します。

ひとつその今後検討していくかどうか、よろしくお願ひします。

議長（山本久夫君）

情報防災課長。

情報防災課長（松本敏郎君）

検討と申しますのは、カプセルの件でございますか。

（山崎議員から「防波堤も」との発言あり）

もちろん、あらゆる情報をですね仕入れて、一生懸命検討してまいりたいと思います。

議長（山本久夫君）

山崎君。

8番（山崎正男君）

12時が近づいておりますけれど、途中まで早めに終わりますので。

まず地域の活性化、町民の活性化、途中までになりますけどやらしてください。

町内が活性するために町民が共同して助け合っていくことが大事だと私は考えておりますが、どうすれば町が発展するか、常に念頭に置いて考える必要があります。執行部の考え方をお聞き致します。

まずですね1番目ですが、町の活性化やまちづくりの取り組みの基本的な考えをお聞き致します。特に町内の飲食店や販売業の取り組みが必要ではないかと考えますが、どのような対策がされていますか。町内業者の種類や店舗数の把握はできておりますかという質問です。

やはり町内のこのお店、これを継続して、もしくは発展させていくための考えが必要だと思いますので、よろしくお願いします。

議長（山本久夫君）

産業推進室長。

産業推進室長（森下昌三君）

通告書に基づきまして、山崎議員の地域の活性化についてのカッコ1、飲食店や販売業への取り組みが必要ではないかと考えますが、どのような対策がされていますか。町内業者の種類や店舗は把握できていますかのご質問にお答え致します。

商工業への取り組みについては、商工会を支援して連携をしながら推進しているところです。

1点目の飲食店や販売業への対策については、近隣市町村の大規模店への地域住民の購買力が流出し、地元商店の売り上げが下がっている現状にあり、消費の流出防止策として黒潮町商工会により地域振興事業として10パーセントプレミア付きの黒潮町地域商品券を発行して、それに町も補助金を交付して支援に取り組んでいます。24年度も2,500万円分のプレミアを含んでおりますが、商品券販売してすぐに完売の状態で、町内商店の売り上げ促進にはつながって効果が図られているものと思われます。

また観光面では、町内の販売店や飲食店、宿泊所など掲載した黒潮町ガイドや砂浜美術館散策マップなどのパンフレットを作成して、砂浜美術館と連携しながら観光客や誘致活動に周知、宣伝も行っております。

そのほか、町内業者の育成および振興に資することを目的に黒潮町商工経営資金融資制度を設けて、事業資金の支援も行っているところです。

もう1つのご質問の町内業者の種類や店舗数については、商工会の資料によりますと、小規模事業者が対象となります。24年4月現在の業者数の多いものを言いますと、卸売り小売業128業者、建設業108業者、サービス業76業者、飲食店宿泊業69業者、製造業60業者、その他5業種ありますが、合計して商工業者数が461業者となっております。

以上です。

議長（山本久夫君）

山崎君。

8番（山崎正男君）

ありがとうございます。

この商店街の活性化を産業振興課長は、町内の業者が皆さん活性化して頑張っておりますよというようなとらえ方をされているでしょうか。何か、私のこれ第一印象だけで申し訳ございませんが、町内の小規模の店舗、飲食店、これらの皆さん、それぞれ努力をされておりますが、人のにぎわい、そういうものが感じられるでし

ようか。皆さん四苦八苦して営業努力をされております。ここらを見たときに町はもっとですね、バックアップ。今言う商工会のプレミアの券、こういうものも大事です。2,500万もするようなかなりの応援もしておりますけれど。我々黒潮町に住んでいる者が、我々の力ができるところで、例えば中村に買い物に行く場合もあります。でもそういうとこの何割かをこらえてですね、地域に還元していくというようなことを考えていかないかんと思います。これは2番目の質問になりますので、またもっと2番目のときで言いますけれど。

そういうような取り組み、町が率先してできるようなことを考えていかないかんと思いますが。今、町がやられてる補助。そういうもの、支援。こういうもので十分と考えておりますか。

議長（山本久夫君）

産業推進室長。

産業推進室長（森下昌三君）

議員の言われているところはですね、まだまだその隅々まで商工業者の人にもっと補助をというようなことだと思いますが。町としてもなかなかこの問題は難しい対応になりますので、きめ細かにそんなにできればなおいいわけですけれども。財政的なことなんかもありまして、なかなか対策はできないところです。そのところは商工会にも力を発揮していただいて、またこちらの方にもご提案していただけたらというふうには考えております。

今の状況では、今言いました事業を継続していって支援していく。また商工会にも協議をして、いろいろ状況を聞いて、また対策なりも検討していきたいというふうに考えております。

議長（山本久夫君）

山崎君。

8番（山崎正男君）

やはり執行部の方はですね、町を活性化するためにどうしたらいいかということは常々、お忙しい仕事の中かも分かりませんけれど、町民のことを考えて、もっとこういう方法がありはしないかということは考えていただきたいと思います。

第1問目の終わりですけれど、ここで休憩を議長にお願いしたいと思います。

議長（山本久夫君）

山崎君の一般質問の途中ですが、この際13時30分まで休憩します。

ちょっと長いんですけど、昼にちょっと町長の方も公務がありますので、すみませんけどよろしくお願ひします。

休 憩 11時 43分

再 開 13時 30分

議長（山本久夫君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

山崎正男君。

8番（山崎正男君）

午前中は失礼致しました。午後、もう一度気を取り直して頑張りますのでよろしくお願ひします。

1番目の質問は終わりましたので、2番目の質問に移ります。

町民に町内店舗の利用を促し、町に活気を呼び戻すような機運を高める考えはないですかという質問でございます。

この質問はですね、やはり町内の店舗の雰囲気を考えたときに、我々が地産外商でそれぞれ頑張っておられる。しかし、地産地消、要するに地元の店を地元で活用しようという、こういう機運も大事ではないかと私は考えます。そのためには町内のおる町民がですね、皆がこぞって普段買い物の便利なとこ、欲しいもの、そういうとこを四万十町や四万十市、こういうとこへ買い物に行く方が多いです。私もしかりです。これはまあ仕方のないことでございますが、日ごろから町内の店舗を自分たちが助けて、高めていこう。それから継続していこうと、こういう機運が大事やと思います。

取りあえず、町のお考えをお聞き致します。

議長（山本久夫君）

産業推進室長。

産業推進室長（森下昌三君）

それでは通告書に基づきまして、山崎議員の2点目の、町民に町内店舗の利用を促し、町に活気を呼び戻すよう、機運を高める考えはないかについてのご質問にお答え致します。

先のご質問でも答弁しましたように、プレミアム付き地域商品券の発行などにより、町内店舗での販売促進に取り組んでいる状況です。このほか、ちょっと意味合いが違うかもしれません、町に活気やにぎわいを活性化するために、現在、町では大方改良道路整備に伴う黒潮町市街地まちづくり計画検討委員会を設置して、土佐入野駅前周辺を町の活性化の中心拠点と位置付け、少子高齢化社会に対応するまちづくりや交流によるにぎわい、および活性化拠点地区の形成を図るとともに、地域経済にも波及効果が期待できる核となる施設を整備するなど、入野地区の総合的なまちづくりを検討すべく、市街地まちづくり計画を策定中です。担当課はまちづくり課の方になっております。

そうした中で、商業の活性化策についても検討中で、構想として観光交流や市街地の活性化についても協議されており、当然商工会も委員になっていただいて、商業関連のご提案をいただいているところです。今後、こうした整備や施設を核として周辺の市街地にもにぎわいが波及するように計画を検討協議している状況です。

それとこれ以外に、ご質問のありました地元で活用する、活気するような、地元を使って機運を高めるというようなご質問についてですが。今のところ、その飲食店とか、先ほども1問目の答弁で話させていただきましたが、飲食店や宿泊所については観光振興にも絡めて誘客活動を積極的に行っているところです。

課題はその小売店になろうかと思います。平成11年に四万十市の具同の方に大型量販店ができまして、平成13年には四万十市の古津賀にも同じく、その量販店ができました。そのときから、大方、佐賀の町内売り上げの額がだんだんと下がっております。それに併せて、また人口が減っているという状況にもなっておりまして、対策が大変難しいところになっております。議員が先ほど言われてましたように、町内での買い物の促進の啓発を今後PRしていくような取り組みを商工会と検討していきたいと思います。

それから、ぜひ商品券についてもプレミアは付いておりませんが、町内でまだ販売はされております。ぜひ景品とか、また贈り物などにも町内で買っていただいてですね、議員の方もぜひそれを購入して、そういうもんに活用していただいたらというふうに思っております。

以上です。

議長（山本久夫君）

山崎君。

8番（山崎正男君）

課長の方では、いろいろと取り組みもされております。

入野の駅前開発も中心になってですね、それからだんだんと波及効果が出てくるというお考えのようござ

います。それはそれでいいわけです。

私はですね、地元の今ある店舗、飲み屋、それから食料品の販売店、雑貨店。小さな毎日毎日を営みながら生活されているこういう店舗をですね、誰が助けていくのかという観点に立ってですね質問をしております。これは我々、我々の町の我々の店舗は我々で守るんだという、そういう観点で取り組まないとですね、何らのプレミアの商券出しよう、それも大事です。商工会と一緒にになってやるということも大事でございますが。押しなべて、その小さな店舗がですね、お客さんが少ない、お客さんが来ない、こういう状況を目に受けます。で、本人たちも、努力したいけど客が来なければサービスもしようがないというようなことまで、逆の流れになつておりますので。皆さんも、私どもも含めて、皆さんがこの町の店舗を利用しようという発想へ転換していただいてですね、職員をはじめ議員ももちろん、町のことは町で解決しようということが最低限じゃないろうかと思います。

よそから資本を入れたり、それからよそへ買い物に行って便利はあります。しかし、地元のその困ったこういう雰囲気をですね、どうやつたら町民みんなで、まあ、普段 100 円使いようとやつたら 20 円余分に使おうか。1 万円使いよつたら 2,000 円余分に使おうかということをですね考えていく、そういう機運づくり。これはやっぱり執行部が、やっぱり一つ一つの店舗に顔を出して、状況を聞いて、経済力もありましょうし、人員もありましょうし、それから設備もありましょうし、いろいろ不足しているところがあると思います。これらを聞きかじつてですね、やっぱり町の開発に足らんとこは何じやろということを、ぜひ努力していただきたいと思います。

インターネットで最近ですね、こういうのがあるようです。クラウドファンディングとかいうような言葉がありまして、これはですね各店舗のその店の主がですね、私のとこはこういうことをやりたいと。例えば 50 万円の資金があつたら設備が整うとか、机が買えるとか、サービスができるとかいうような状況を自分たちが発想を出してやる。それに賛同された方がですね、皆さんとそれが協力金というか支援金というか、そういうものを出すというシステムのようでございます。で、ある NPO なら NPO の団体がですね、そういうがの窓口になりますして、それぞれの店の主のご意見を集約して、その目標金額まで達成するように応援するというようなことでございまして。日本語に直したらですね、群衆と資金調達というような言葉のようです。

できればですね、やっぱりこれはお店の責任もありますし、それから町の考え方もありますけれど、みんなで助け合うためにどうしたらええかという一つの手法だと思います。この手法を取り入れてるのは、東北の震災の辺りでですね店を新しくやり直す、立ち直るというような状況の方たちがですね、この手法を取り入れてやつているようでございます。で、応援する方は、心から応援してその店に入りして、またその店も、応援してくれた皆さんに気持ちを込めて、そのお礼をするというような感覚のようでございます。ぜひこういうことも、またどつかで頭に入れておいていただきたいと思います。

時間が長くなりますので、なかなか私もよう説明をしませんけれど、町の活性化はまず自らの町民が、自ら動いて、自らの昔ながらの自分たちの近くの店を利用して、それぞれ継続して盛り上げていくということが大事かと思います。

もう一度、答弁をお願いします。

議長（山本久夫君）

産業推進室長。

産業推進室長（森下昌三君）

山崎議員のクラウドファンディングですかね、それについてはちょっと自分も勉強不足ですので、ちょっと勉強させていただきます。

なお、また町内の買い物促進については、PRについて商工会と検討していきたいと思っております。
以上です。

議長（山本久夫君）

山崎君。

8番（山崎正男君）

ありがとうございます。

ぜひですね、やっぱり既成の考え方じゃなしに、新しい考えというか、原点にもんたときに店をどうしたら助けるかというどこから考えていただきたいと思います。

続きまして3番、イノシシ対策について、お願ひします。

県ではイノシシ対策の取り組みに補助金を出して力を入れているが、町はどのように対策を練っていますか。今後どのようにするのか、町の主体的な取り組みをお聞きします。

1点目がですね、町民は一生懸命に農業に取り組み、被害のない実りの多い収穫を願っていますが、実効性のある町の支援策は考えてありますかということでございます。

この質問についてはですね、前回の議会からイノシシ対策については皆さん心配されてるということで、質問も致しました。こういうことでございますので、だんだんと執行部の方もいろいろ考えていただいておるようですので、そこらあたりをひとつよろしくお願ひします。

議長（山本久夫君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（浜田仁司君）

それでは、山崎議員のイノシシ対策についてお答えさしていただきます。

これにつきましては、9月の議会の中でも同様の質問がありましたので、取り組み内容については同様で重複しますが、答弁ささせていただきます。

対策の基本は、1番としてエサになるものを与えない。2番が威嚇する。3番が捕獲するといわれています。

1については、鳥獣を引き寄せない、呼び込ませない取り組みで、未収穫の果実の除去や隠れ場所となるやぶや耕作放棄地の解消が望まれますが、高齢化、過疎化により地域の被害防止力が減少しているのが現状です。

2番につきましては、農耕地への侵入防止のため柵や檻の設置を行っています。この資材については、町より補助を行っております。

3につきましては、有害捕獲および狩猟により捕獲を行っております。有害鳥獣捕獲報奨金により、被害防止に努めているところです。

現在、町内の狩猟登録者は117名で、銃の許可の方が75名、わなの許可の方が57名となっており、重複、両方持っている方が15名います。平均年齢が64歳で、30から39歳が2名、40歳から49歳が7名、50歳から59歳が25名、それから60歳から69歳が48名。それから70歳以上が35名と高齢化が進んでおり、60歳以上の高齢者の方が71パーセントとなっております。

高知県の狩猟者の資料によりますと、平成10年と平成21年を対比してみると、狩猟者の人口は8,000人から6,000人の25パーセントの減少となっており、高齢化率では平成10年が37パーセント、21年が66パーセントとなっております。これを見まして、高齢者がこの狩猟者免許の中で高齢者が主体となっているのが現状です。それで、新規の狩猟取得者は極めて少なく、確実に減少しています。銃の所持の手間や費用が掛かることが原因と考えられています。

今後、鳥獣による被害防止のための捕獲を行っていくためには、狩猟者の確保に努めなくてはなりません。

このため平成23年度より、町としても狩猟免許者の新規および更新の費用を補助して、狩猟者の確保に努めているところです。

また、9月の議会で提案されました鳥獣被害対策実施隊につきましては、現在、実施に向けて関係者と考案協議中です

以上です。

議長（山本久夫君）

山崎君。

8番（山崎正男君）

説明ありがとうございます。

このイノシシ対策は、町で捕獲したのが444頭、それから高知県では1万4千何頭というようなことのようでございます。それで、だんだんと捕獲する数は増やしていくのかどうかということがありますけれど。私が読んだ資料の中では、県は目標値を高知県下で1万4,000頭、こういうようなことのようです。町も444頭捕ったけれども、目標は400頭に置いてるというようなことでございますが。これらあたりは、鳥獣の保護との絡みがあつてやつておるのか。それからそうでないのかどうかということがございます。

私は、できるだけ捕れるものなら捕ってくださいという、もちろん目標は大きく掲げてもらいたいし、捕れるものなら捕ってほしいという考えがございます。それからやはり、実績の上がるやり方をこれからは考えていかないかん。まず狩猟していただく方にも集まって、それから町も頭悩まして、で、議会も我々も一緒に悩ましてですね、より良いものを目指していくかねばならないということでございます。

ますですね、やはり実態をどう考えるかというところでございまして、これからやるべきものはそういう対策について手助けをしていただく方。これが高齢者になっているというようなことで、今、課長も説明もありましたけれど、そういう方。それから町が支援できる金額。それから地域の皆さんとの意向。こういうものを踏まえて考えていくべきじやと思っておりますが。

今後ですね、その取り組みの具体案なんかはございますか。

議長（山本久夫君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（浜田仁司君）

特段、これといった具体策はありません。

従来からの、おりとかこういう柵ですね、それと捕獲、威嚇ということで対応を考えております。

それにつきましては、防護柵等については9月の議会の中でも述べさせていただきましたが、そういう補助金3分の2について来年度事業を見越して補助率を上げるとか、そういう対策も考えていかなければならないと考えております。

それと、先ほど言いましたが、狩猟者の数がもう激減しているというか、ところで、その実施隊に向けても捕獲、威嚇につきましては、狩猟者を増やすいうか、免許者を増やすいうか、わなに銃に。これらへんの策をこれから考えていきたいと思っております。

以上です。

議長（山本久夫君）

山崎君。

8番（山崎正男君）

それから1点ですね、気になっておることが、その被害。農業被害。これに対する支援策、これはどういう

ものがございますか。どういう損害に対する補償とか。今言う、あのトタンをやるとか、わなをやるとか、垣根をするとかというようなことは補助を出してやっておられるので、本人が努力してやっていかれるものと思いますが。

現実に起きたコメの被害、それからミカンの被害、そもそもの被害をですねどう支援していくのか。ここらは、具体的にはありますか。

議長（山本久夫君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（浜田仁司君）

役場としてその被害に対しては、補助等は考えておりませんが。

農業共済ですかね、そういうふうに共済掛け金を掛けている方については、その被害に応じた共済金が下りてくるようになってる仕組みがあるようです。

以上です。

議長（山本久夫君）

山崎君。

8番（山崎正男君）

ぜひですね、被害額、要するに各農業者の被害額ですね、被害面積とかいろいろありますけど、被害額経済的な影響をですね、今後ぜひ調べてあげてください。その金額がどれぐらいに上がるのかによってですね、町もまたそういう施策もですね考えていただけたらと思うわけですけれど。やっぱりこれは被害額プラスですね、農業者のやる気、そういうとここまで損なうものですので、ぜひ明るい黒潮町を担う若者たちがおる中で、そういうことにも視点を置いてですね、将来的な考えを持っていっていただきたいと思います。

それでですね、2番目ですが。

狩猟の解禁期間以外の捕獲は、わな等になると思うのですが。それらの備品をもっと増やすことや、これは私の考えですが、ある一定の餌場を決めて集めて捕る方法は考えられませんかという質問ですので、よろしくお願ひします。

議長（山本久夫君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（浜田仁司君）

それでは、山崎議員のイノシシ対策2番目についてお答えささせていただきます。

イノシシにつきましては、町内捕獲実績で22年度が343頭、23年度444頭となっており、30パーセントの増となっており、このほか日日、住民の方より役場の方にも被害の報告が寄せられております。

おりの設置につきましては、22年度が3基、23年度が7基、24年度が30基となっております。

わなについては、狩猟登録者を増やすことが大切と考えております。これにつきましては12月2日日曜日、佐賀の総合センターで、わなの講習会を実施しました。町内から40名の方が参加をいただきました。それで、ビデオやわなの掛け方など、実習も交えて講演会を行っております。このような状況を見て、来年度以降予算措置を考えていきたいと思っております。

それから、餌場を決めて捕獲することについてのことですが。山崎さんのお考えのことですが。猟友会の方に話を聞きましたが、イノシシは夜行性で昼間餌場に出てくることは、まれしかないということで、効果が薄いのではないかと考えております。夜はまた狩猟はできないということです。

以上です。

議長（山本久夫君）

山崎君。

8番（山崎正男君）

ありがとうございます。

餌場についてですが、その昼は出てこない、夜は狩猟ができないということでございます。

私の考てるのは、まあ例えれば5メートル直径、10メートル直径の広場にですね、網をぐるりとまいてですね、その真ん中へ餌なりを置いて、夜中であろうが昼であろうがイノシシが入ったら、後で入ちょうぜよということで捕りに行けるという、まあこれは簡単過ぎた発想でございますけれど。そういうものを集めて捕るという手法に変えていかんと、山の中を谷をくぐり、尾根を走りということでイノシシを追わえるのは大変なことだと思います。確かにプロですので、プロの方が狩猟されますので問題はない点もありますけれど、なかなか大変なことだと思いますので、集めて捕る手法。町内で何所か、山とか休耕田とかの場所にですね、そういうものを設けてイノシシを集めて捕るという方向はできないものでしょうか。

それからですね、イノシシ対策についてはやはり草むらとか雑木とかあって、イノシシが隠れるような状況ではいけないというのが、全国の被害の状況を見たときに。まあ中には牛を飼ったりですね、ヤギを飼ったりして、その草を減らすと。草を減らして視界が良くなるとイノシシは近寄らんというような方策をやっているところもあるようです。これも併せてですね、町では活用できないか。

もう一度お願ひ致します。

議長（山本久夫君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（浜田仁司君）

枠について、大量に捕獲するということですけど。これについては獣友会の方とかそういう方と相談して、パイロット的事業いうか先導的な事業ということで話をしてみて、参加が得られればまたそういうことも検討していいたらと思っております。

それから、放牧についてはそういうことも本の中で書いておりますが、なかなかそういうことがうちの町いうかね、中では厳しいがやないかと思っております。

以上です。

議長（山本久夫君）

山崎君。

8番（山崎正男君）

いろいろと発想はございますので、厳しいで終わらないで、今後ですねどんな発想も受け入れてやろうという考え方で、ぜひ課長、お願ひ致します。

その次に移ります。

イノシシ肉の利用を町内外の業者と開発できないか。そのための機材や施策も併せて考えるべきではないですかという質問でございます。

これはですね、せっかく捕ったイノシシ、町内じゃ皆さんお互いさまで配ったり、助け合って処分しておりますが。せっかく440頭も捕ったイノシシをですね、何らかの格好で食材、食肉、それから肥料でもかまんとは思いますけれど、いろんな考え方あると思いますけれど。利用していく方策を見出せないものかなというふうに思っております。よく煮込めばやわらかくなる、そういう食べ方もございます。冬の寒いときは、イノシ

シ肉もおいしい。そういうときもございます。私は、その薄切りにしてでも、消費者ができるような方策をですねぜひ料理の専門家などと話し合ってですね、わが町の特産品というぐらいになれるようですね、ぜひ研究していただきたいと思っております。

このためのですね、アイデア募集。町民にアイデア募集とかですね、そういうのを募ってみてはどうかと思います。せっかく我々が悩んで捕ったイノシシをですね、何らかの形で町に反映さすような、そういうとこまで盛り上げていただきたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

議長（山本久夫君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（浜田仁司君）

それでは、山崎議員の3番目のイノシシ対策についてお答えします。

イノシシの捕獲した個体の利活用は、資源の利用、被害防止対策の費用の補てん、地域住民の獣害への関心を持たせる等の利点も考えられますが、課題として、継続的安定的に運営することが重要であり、1番として安全性の確保、衛生管理等です。それから2番目、肉の安定供給、捕獲体制とか処理量のこと。3番目、普及啓発、なじみが薄いことによる購買促進とか価格が考えられます。

現在、町内で捕獲されたイノシシは、自家消費にされているのがほとんどと考えられますので、確保の面から考えると採算が厳しいと考えます。県内では、県の支援事業のシカの解体加工施設は県内に4カ所ありますが、シカ（後段でイノシシに訂正）の解体施設はありません。町が主導ではなく、民間の人がリードしてくれることが自分としては大切だと考えております。

全国的に見た場合、イノシシの製品としては、ぼたん鍋とか焼肉セット、イノシシカレー、イノシシラーメン、イノコサブレということでコラーゲンを含んだ背油と高キビのクッキーということで、そういう製品が全國ではあります。

以上です。

（議長から「課長、シカの処理場はあるけど、イノシシはないというがやないか。今、シカがない言うた。」との発言あり）

ちょっと、訂正させていただきます。

県の支援事業でシカの解体加工施設は4カ所ありますが、イノシシの解体加工施設はありません。

以上です。

議長（山本久夫君）

山崎君。

8番（山崎正男君）

何か簡単にありませんということですが、やろうという気があるか、ないか。こういう考えを新たに開発していくこうという考えはあるですか、ないですか。

議長（山本久夫君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（浜田仁司君）

その意欲ある民間の方の、人があつて町もそれをサポートする。そういう体制が自分はいいと思っております。

以上です。

議長（山本久夫君）

山崎君。

8番（山崎正男君）

課長はいいと思っておりますということですが、その町も考えていきますというがとまた違いますけれど。ひとつですね、前向きにお願い致します。私はね、やっぱり災い転じて福と成すというようなこともありますので、ぜひええ方向になるようにお願い致します。

このイノシシについては、いろんな法的な規制がありまして、食品衛生法と鳥獣保護法、動物愛護法、食品安全基本法、JAS法、景品表示法、廃棄物処理法等々のですね、規制があります。これらの規制もクリアせな、なかなか難しいところがございますけれど。ひとつ町を挙げて、頑張って取り組んでいただきたいと思います。

イノシシは置きます。

児童生徒の安心策についてということでお伺い致します。

保育所や小中学校内での事故がないように適切な対応がされているのか、お聞き致します。

また、人材の採用の考え方をお聞きします。

まずですね、1点目ですが、保育所や学校の施設や備品の安全管理はどのようにされていますかということです。

これは、前段の議員の質問でも答弁もございましたけれど、私なりにお聞きしますので、もうちょっとまとめた格好でも構いませんので、どのようにされているかご回答お願いします。

議長（山本久夫君）

教育次長。

教育次長（金子富太君）

山崎議員の児童生徒の安心策についてのうち、保育所や学校の施設や備品の安全確認についての質問の学校施設について、私からお答えします。

その前にですね、先ほど藤本議員から同じような質問がありまして、その際に私の方で藤本議員の2、教育行政についての中の学校教育、保育施設の安全点検の答弁で、過去の事件、事故について答弁をさせていただきました。その中で、水道の手の事故を平成21年度と答弁しましたところですけれど、平成20年度の誤りでしたので、おわびして訂正させていただきます。

山崎議員の質問も、先ほどの藤本議員に答弁した内容とほぼ同じとなります。

学校施設の安全点検につきましては、毎月教職員で分担して安全点検をする学校や、校長、教頭が定期的に安全点検する学校など、実施方法は学校により異なりますが、全校で実施しています。安全点検を行った結果、危険性が認められる場合において、改修費用額に応じて学校または教育委員会事務局の予算で対応しているところです。

また、今回の佐賀中学校における事故におきましては、校長会において学校施設への安全点検を再度お願いしたところでございます。

議長（山本久夫君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（宮川茂俊君）

保育所施設の備品や安全確認の方法についてお答えします。

先ほどの藤本議員の一般質問の答弁と同じ内容になりますので、要約しますのでご了承いただきたいと思います。

保育所の遊具や設備などの安全点検については、各保育所の所長が中心となり定期的に遊具などの見回りを

するなど、安全性の確認を行っております。安全点検を行った結果、腐食や不具合などによる改修箇所が見つかれば、改修する等対応しているところです。

以上です。

議長（山本久夫君）

山崎君。

8番（山崎正男君）

ありがとうございます。

1問目は前段にも質問もございましたし、この程度のことかなと思っております。要は、安全に対応していくということが1番ですが、その2番に移ってからこの同じような内容でございますので、また質問しますけれど。

大体、2番ですが、年間どれぐらいの事故件数がありますかということでございます。過去、先ほどもありましたけど、何回もないような話ですけれど、子どもの事故というものは、要するにその設備だけが事故対象じゃなくてですね、子ども同士のけんかの場合もありますし、それからスポーツ大会でのけがなんかもあります。そういうようなもろもろのけががありますので、そのたびに親御さんも、学校の先生も、いろいろ心配されるわけです。同じような事故が同じようにして起こらんようにするために、お伺いしておりますので。

まずは、今言うどれぐらいの事故件数があったか。事故のあったときの対策はどうしていますかということですので、よろしくお願ひします。

議長（山本久夫君）

教育次長。

教育次長（金子富太君）

山崎議員の児童生徒の安心策についてのうち、2、事故件数および事故のあったときの対策についての質問にお答えします。

子どもたちは活動の中でけがをする事は多くあります。このため町は、日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度に加入しています。これは学校管理下で児童生徒が災害に遭った場合、その治療費を給付する制度です。この災害給付制度の給付件数は、自分で転んでのけがやクラブ活動中のけがなども含めると年間100件以上ありますが、その中で設備の不良によるものや物が倒れてきたなどの外的要因によるものを数えますと、平成20年度に小学校で1件、中学校で1件。平成21年度に小学校で1件、平成24年度に中学校で1件です。

事故があったときの対応につきましては、けがの状態にもよりますけれど、応急措置を行い、緊急を要する場合は救急車の要請を行い病院へ配達します。保護者への連絡も当然行なっています。救急車の要請が必要でないけがの場合においては、保護者へ連絡を取り、病院へ連れていってもらっております。また、保護者へ連絡がつかないときなどには、学校の方で病院へ連れていくことになります。

議長（山本久夫君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（宮川茂俊君）

私の方より、保育所の状況について答弁させていただきます。

保育所の事故の報告につきましては、児童が幼いことから足を滑らしての転倒や、走っていて遊具などに衝突するなどによるけがが多い状況です。このようなけがも含めて、調査した平成21年度から本年11月末までで、44件の報告を確認しているところです。その中では外的要因による事故が1件確認できているところですが、設備や遊具の不具合などによる事故は確認できておりません。

次に、事故などの際の対策としましては、状況にもよりますが、けがや異変が認められる場合は応急処置を行いながら保護者に連絡を取るとともに、保育所が病院に連れていき受診をするよう、各保育所に徹底しているところです。

また、保護者にはかかりつけ医や、アレルギー体質などで使ってはいけない薬などのこともありますので、病院等の指定や同行を求めることがあります。

また、事故などが起きた後、所長会などで周知や指導を行うなど、事故再発防止に努めているところです。
以上です。

議長（山本久夫君）

山崎君。

8番（山崎正男君）

いろんな観点から、安全については注意をされておると思いますが、その事故があつたことの記録なんかですね、事故当時の状況、誰が対応した、どんな事故であった、いうようなことは記録なんか残しているでしょうか。

私はですね、学校じゃ保育所で起るけが、そういう事故。そういうものはですね、年々同じようなことが繰り返される場合がございます。それは、学校の設備の老朽化とか、そういう原因の場合もありますし、それからちょっとした保育士や教師の目の届かないところで起つたりするような場合もございます。この状況をですね、やはり記録にとどめ、常に新しい先生が来られても継続的に、ああ、こういう問題がこの学校では起こるなというようなこともですね勉強されてですね、二度と同じような事故が起らぬよう、そういう方策を取っていただきたいと思います。

やはりこれは記録、記録に残さないかんと思います。ほんと肝に銘じないかんとこもございます。大きな事故もありますし、小さなけがもあります。でもやはり、こういうものは交通安全と似たようなとこがありまして、皆さまの気の緩みが出たときに起こりますので、記録に残して、こういう対処をせないかんね、このときはこういう対処をしたねとかいうようなことを残して、誰が新人で来られても対応できるように、ひとつそちらあたりの具体策をですね、今後どうするかお答えください。

議長（山本久夫君）

教育次長。

教育次長（金子富太君）

記録についてですけれど、先ほど申しました日本スポーツ振興センターの災害給付制度は、これ災害事故報告書ということで、災害事故発生時の状況等含めて記録しております。これをですね、それぞれの学校の方で確認をしていただいておりますので、外的要因による事故等についてはですね、それがあればすぐ対応しておるところです。

以上です。

議長（山本久夫君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（宮川茂俊君）

ほぼ学校の取り扱いと同じようになるのですが、日本スポーツ振興センターの災害給付制度の報告がありまして、それも担当の方にもすべて回ってきております。

各保育所につきましては、それを引き継ぐ形で事故の再発防止に努めているところです。

以上です。

議長（山本久夫君）

山崎君。

8番（山崎正男君）

ぜひですね、教育委員会、それから保育所、後で誰が異動になっても引き継いでいけるように。それから年に1回ぐらいは、こういう事故についてもう来年からないようにしようねという反省会も開いてですね、ぜひ頑張っていただきたいと思います。

ちょっと詰め方が悪いかも分かりませんけど、これでこの点は置きます。

3番ですが、保育所には若い人材も必要だと考えますが、人材の採用はどのように考えていますか。

現状の子どもの数と職員数と年齢構成はどうなのですか。

これはですね私は、行政の方の人事のことでもございますので、あまり突っ込んだことは言えませんけれど。

状況としてやはり若い職員、これを定期的に、まあ3年に1回とか5年1回とか採用していくかんとですね、せっかく先輩たちが経験してきた素晴らしい力がですね、引き継ぐタイミングが悪い。そういうふうにならあせんろうかという心配をしております。

そういう観点からですね、この質問しておりますのでよろしくお願ひします。

議長（山本久夫君）

副町長。

副町長（植田 壮君）

それでは山崎議員の4番の、児童生徒の安心策につきましての保育所の人材のことにつきまして、お答えさせていただきます。

まず最初に、職員採用とですね、子どもの数は関係がありますので、現状の子どもの数と職員数と年齢構成につきまして、お答えをさせていただきます。

平成24年11月末現在で申し上げますと、入所児童数がですね町内4つの保育所でゼロ歳児が17名、1歳児が41名、2歳児が53名、3歳児が76名、4歳児が59名、5歳児が79名の、合計325名の児童をお預かりして保育をしているところでございます。

また、これに対します保育士の正職員数は37名で、この年齢構成はですね、30歳が9名、24.3パーセントです。40歳代が10名、27.0パーセント、50歳代が18名、48.6パーセントとなっております。

そこで、次に保育士の採用関係でございますけれども、前段に少し黒潮町の児童の人口推計のお話をさせていただきたいというふうに思います。

現在、黒潮町のゼロ歳児から9歳児までの人口はですね、住民基本台帳で711名となっております。平成20年12月と少しデータが古くなりますけれども、国立社会保障・人口問題研究所が出しました日本の市町村別将来推計人口では、本町のゼロ歳から9歳の児童数の予想は、平成22年が、これはもう決まってますけど742人で、10年後、平成32年ではですね500人。10年に比べますと67パーセント、242人の減少となっております。さらに5年後の平成37年には429人、313人の減少と推計されております。そして2035年、平成47年には320名、422人の減少となっており、年々減少すると予想されております。

この将来推計はですねゼロ歳から9歳となっておりますけれども、保育所入所対象児童となるものはゼロ歳から5歳まででございますので、保育所入所対象児童数はですね、さらにこの予想をですね想定より減少率が高いことが予想されておるといったところでございます。

こういった背景があるわけでございますけれども、従って将来の入所児童数の減少を考えますと、保育士の採用は難しい状況ではありますが、議員ご質問のように現在の保育士の年齢構成。特に50歳以上の方がですね

48パーセントの比率を占めておりますので、これらを考えますとですね、保育士を新規採用して若い人材の確保を図り保育所職場を活性化していくといいますか、そういったことも非常に大事ではないかなというふうに考えております。

特にですね、平成25年度から5年間で15名の保育士さんが定年を迎えることになっておりますので、今後の入所児童数の状況にもよりますけれども、人材確保につきましては検討が必要であろうというふうに考えておるところでございます。

以上でございます。

議長（山本久夫君）

山崎君。

8番（山崎正男君）

その人材で、確かに児童の将来の数、それから現在の数、兼ね合わせた考え方でその人員の採用というものがあると思います。思いますが、今、保護者は、子育ての保護者の年齢はですね若いわけです。そのときに、保育士との年齢差がどの程度まで許容されるかなというような感じは致します。やはり自分の子どもは、ある意味では、元気な若い保育士にという気持ちもあるでしょうし、それから、保護者から見て相談もしやすい年齢層もあるかと思います。そういうことも兼ね合わせてですね、やっぱり副町長、人材確保についてはですね、頭の隅にそれは必ず置いていただきたいですね、やっぱり今年はちょっと1人余分に採用して、ちょっと数から割ったら損するかなというような感じがある場合でもですね、例えばその採用しない期間が5年も10年も15年もというように延びていくとですね、これはなかなか継続的な保育ができなくなる恐れがあります。

ですからですね、ぜひそこはあるときには肝を切って、今、若い子を1人は入れないかんねとかいうようなこと。今年は3人入れろかねというようなことまでぜひ検討していただきながら、人事配置をよろしくお願ひしたいと思います。

これについて、もう一度お願いします。

議長（山本久夫君）

副町長。

副町長（植田壯君）

お答えします。

この人材確保といいますか、育成の件につきましてはですね、今、山崎議員が申されましたように当然我々もそういったことも考えながら、考えていかないかんところでございますし。

が、どうしてもですね、私が言いますとお金の話になってまいりますけれども。現在の保育所運営情況、そういういたもんも考えながらですね、その人材育成というもんも十分頭に置いて考えていくみたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひします。

議長（山本久夫君）

山崎君。

8番（山崎正男君）

ぜひよろしくお願ひします。

次に4番ですが、学校の教員配置で町内出身の教員の配置を増やすべきではないかと考えますが、現状と今後の見通しをお聞きしますと。これはまあ、教育長になると思いますけれど。

この質問はですね、やはり今、各学校へ教員が通っておられます。それぞれの学校の地元に住所を置くような方がですね、あまり少ないのではないかと思っております。黒潮町にはたくさんの教員もおると思いますが、

どれぐらいの出身の教員がおるかもよく私には分かりませんけれど、できるだけ地元の教員を地元の学校へ置くという観点を重要視していただきたいと思います。

これはですね、やはり学校へ通わす保護者の皆さんから言えばですね、学校から帰った。今日は子どもが弱つちよう。それから、もしくは悩みを持つちよう。もしくは、勉強がちょっとうちの子は足らんがじやないいろうかというような心配をされる場合がございます。そんなときに、ちょっとちょっと近所に先生がおるから、あそこへ相談に行こうと。悩み事も打ち明けろうというようなときにですね、その先生には大変申し訳ないかも分からん。時間外になる場合もありますし。でも、教職員というその自分の目標を持った考え方のある先生方ですので、地元におればですね、お互いが行き来できるような雰囲気が持てるんじゃないかと思います。

黒潮町の子どもたちを健全にすくすくと育てるには、やはり相談できるときに相談。電話での応対では、どうしても心が通いません。で、状況の話もできません。保護者の気持ちも伝わりません。ですからですね、なるべく地元の教員を採用して地元に置くというようなことをぜひ考えていただきたいと思います。

人事の配置についてはですね、県教委、全県下的に動かしますのでなかなか難しいと思いますが、ひとつお考えをよろしくお願いします。

議長（山本久夫君）

教育長。

教育長（坂本 勝君）

山崎議員の教員配置についてのご質問にお答えを致します。

町内の小学校へ町内出身の教職員を増やすべきではないかということでございます。今後の見通しということでございますけれども。教員人事の件になりますので、あまり詳しい答弁はできない部分もございます。

まずですね、町内出身の教職員の人数ということについてはですね、現状の把握はできておりません。また、町内出身ということに特に自分はこだわる必要はないというふうに考えております。あえて町内在住ということであればですね、町内 11 校ある小中学校のうち、10 校にですね 26 名教職員を配置をしております。現状としてですね、決して少ないというふうには考えておりません。

教職員の人事異動につきましては、高知県教育委員会の人事異動方針に基づきまして実施をされております。その中に示された方針では、全県的な教育水準の向上や学校の活性化を図るため、教職員のキャリア形成を勘案しながら、県外の学校との人事交流、また職種間の人事交流、大学院等への派遣、さらに広域人事等、また県教育委員会事務局への異動など、多様な人事交流を進めるというふうにされております。特に道路事情も良くなった近年は、遠距離校への通勤者も相当増えております。

今後も県教育委員会と協議をしながら幅広く優秀な人材を求め、学校が組織として機能し、教職員一人一人の特性や能力が十分に發揮できる適材適所の人事異動に努めたいというふうに考えております。

地元出身でなくてもですね、保護者、それから地域とのつながりは築けるというふうに思っております。多くの教職員がそうした環境にあるわけでございます。特に地元出身ということにこだわる必要はないと考えます。

また、家庭とのつながり等についてはですね、当然、家庭訪問等も実施をして連携を図っているところでございます。

以上です。

議長（山本久夫君）

山崎君。

8 番（山崎正男君）

教育長が、その幅広い考え方でおられますけれど。

まあ地元出身者でなくともかまんということでございますが、各学校のそばにですね、そういう教員が必ず3名か4名おるわけですか。ここんとこはどうでしょうか。

議長（山本久夫君）

教育長。

教育長（坂本 勝君）

先ほど説明をさせていただきましたように、町内在住の職員が26名ということでございますし、これ以外にですね教職員の少ない学校等には当然学校公務員、なるべく地元の学校公務員等の配置も行っているところでございます。そういうふうな対応をしているところでございます。

以上です。

議長（山本久夫君）

山崎君。

8番（山崎正男君）

少し私の感覚とずれがあるかも分かりませんけれど、各学校はそれぞれ、その地域の中心にあつたりします。それから、その周りには地域住民がございます。26人という配置がですね、ただ数の上でおるということではなくて、各学校のそばに。例えば佐賀であれば、その周りに3、4人おりますよと。必ず住所、そこで居住しておりますよというような状況が、それぞれの学校で何名かおりますかということを聞いております。

要は、先ほど私が質問したように、学校の近くに先生がおれば保護者なんかもすぐ飛び込んでいいけると。悩みも相談もできるというような状況があるか。ほかの学校の先生が、その学校と違う先生がおるということじゃなくて、まあ教育長の考え方であれば26人おるので、どこの学校の先生でもかまん、近くで住みよう人に聞いてくれということになるかと思いますけれど。

やはり日ごろから、保護者は自分の子ども中心に心配しておりますので、自分の学校の先生が近くにおられる方が、一番ベターかと思いますが。

そこらはどうでしょうか。

議長（山本久夫君）

教育長。

教育長（坂本 勝君）

お答えを致します。

例えばですね、佐賀地域を考えた場合に、佐賀地域にはなかなか先生方の数が少ないという現状もございます。教職員というのはどうしてもですね人事異動等がございますので、中村、四万十市に住居を構えるということが多くなります。そういうことで、学校の近くにその学校の先生を配置するということが現実問題なかなか難しいということでございます。そのあたりをご理解いただきたいというふうに思います。

議長（山本久夫君）

山崎君。

8番（山崎正男君）

時間が少なく後に移らないかんような状況ですけれど、食い違いがちょっとやっぱりありますので。その後ですね、できるだけということで結構ですので、地域の保護者がですね、学校の自分の生徒のことでの悩みを持ったときに相談に行ける。いつでも相談できる。それから、自分くの子をどう勉強させてえいか迷うときもございます。そういうときに相談できる先生が近くにおればいいなということでございますので。住みようと

こが別で、電話で相談せないかんというような状況じゃいけませんので、そういうことを配慮して考えていただきたいと思います。

これでこの問題は置きます。ぜひお考えください。

続きまして、環境対策について質問致します。

サーファーから利用料を頂き、地域や松原環境美化に力を入れてはどうかと考えますが、町の考え方をお聞きます。

1番ですが、海浜を利用して波乗りや若者の交流を図り楽しんでもらえることはありがたいことですし、大いに歓迎できますが、地域への還元策として利用料を頂くようにすべきではないですかという質問です。

これはですね、黒潮町を利用していただいて大変ありがたい、サーファーなんかには利用していただいてありがたい。そのためのですね、環境を整えることももっとせないかん面もありますし、観光対策の面でも海辺の利用ということで、もうちょっと町も力を入れないかんとこもあるかと思います。

そういうことも踏まえてですね、それぞれの環境を整えながら、このサーファーたちにも協力していただくという考え方でご質問しますのでよろしくお願いします。

議長（山本久夫君）

産業推進室長。

産業推進室長（森下昌三君）

それでは通告書に基づきまして、山崎議員の環境対策についての還元策としてサーファーから利用料を頂くようにすべきでないかのご質問にお答え致します。

サーフィンについては、町内の海岸線の至る所で多数のサーファーが楽しまれて、連休ともなりますと、大規模公園内駐車場も混雑するほどにぎわっている状況です。また、高速道路も延伸され、ますます増えると予想されます。ご質問は、そうした状況の中でのサーファーからの利用料ですが、誰もが自由に利用して構わない海岸での利用料の徴収ということと、また、サーファーからの集金となると集金システムなどが課題となり、利用料徴収は難しいと考えます。

そこで少し発想を変えていただいて、毎年、海岸清掃などで地元サーファーの方が中心となって年に3回くらい実施していただいております。そのときに県外サーファーの方にも声を掛けてもらって、多数の皆さんに良心的に労力による還元のご協力をしていただいている。

また、この多数町内に訪れてくるサーファーについては、常にサーフィンをしているわけではありませんし、食事もします。現在も町内での消費はかなりあるとは思いますが、今以上に町内での購買促進に誘引していくようにして、町内に経済還元をしていただけたらと考えます。

そのためには、例えば町内観光スポットや飲食店、小売店の情報提供など必要かと考えます。すぐに対応は難しいかもしれません、今後、砂浜美術館や商工会などと方策を協議していきたいと思います。

以上です。

議長（山本久夫君）

山崎君。

8番（山崎正男君）

ありがとうございます。

このサーファーという、まあ私、言葉を出して言っておりますけれど。広くはですねやっぱり海辺の利用、それから観光客、そういうものが対象になるかも分かりませんけれど。

サーファーが年間どれぐらい黒潮町においておるか、課長、分かっておりますかね。

議長（山本久夫君）

産業推進室長。

産業推進室長（森下昌三君）

サーファーの方の入り込みというの、把握できておりません。

が、以前には、大方町の時分には5万人ぐらいというような推測は出されておりました。

議長（山本久夫君）

山崎君。

8番（山崎正男君）

把握していないようでございますけれど。

町の町政要覧を見ておりますとですね、キャンプおよびサーファーということで、平成19年度で6万人。こういう数字が挙がっております。キャンプの方もおりますので、サーファーがはつきりしたことは分かりませんけれど、少なくともですね6万人の方がおいでていただいておる。こういう場合に浜を利用していく。これを見逃す手はない、私は思っております。6万人の方が1,000円ずつ、皆さまが年間なり月なり収めていただいくとですね、600万ですか。1,000円で6,000万、こういうことになります。こういう協力金を頂いて、それで町の観光とか、商工会とか、宿泊とか、食事とか、いろんな面に利用していただけるように町も施策を打つことができると思いますが。

やはりサーファー、ほかの市町村ではですね、この海辺の利用というか海水浴場なんかの件もございますけれど、例えば駐車場の料金なんかも、シーズン中であれば1,500円とか2,000円取られたりですね、オフシーズンでも1日1,000円とかいうて決められて海辺の利用を考えておる市町村がございます。こういうことをですね、やはり我々も商工会とも一緒になってですね、それから地域の近くの区長さん、それからビオス。こういうところも考え方してですね、砂浜美術館もございます。いろんな方と協議をして、サーファーにもぜひご協力いただくと。年に1,000円とか2,000円、そういう頂くことによって、町もそういう方たち、海辺を利用される方に、もっと施設も整え喜んでいただける。こういうふうにしてはいかがかと思っておりますので。

もう一度、答弁をお願いします。

議長（山本久夫君）

産業推進室長。

産業推進室長（森下昌三君）

議員のおっしゃられるようにですね、6万人の人数に来られて、使用料、利用料を頂けたら大変財政的にもありがたいわけですが。

まず、その駐車場のことが出ましたので、駐車場についてお話をさせていただきますが。鞭、入野の周辺でしたら大変、先ほども言いましたようにシーズンになつたら混雑するわけですが。仮に土佐西南大規模公園内の駐車場を有料化するについては、県の管理施設となっております。高知県都市公園条例にまず定めなければなりません。条例化されると、サーファーに限らず、地域住民も含めた利用者一律に常に、常時使用料が発生し徴収されるということになり、地元としては利用しづらくなる可能性などもあります。

また、海岸で利用料を徴収するというのは、インターネットなんかでも調べてもあまりはありませんが。協力金など仮に徴収となると、善意の段階での協力金であれば、募金箱なり設置していただければいいんですが、ちょっと強制的になると、トラブル、公平性が保たれないというようなことも想定されます。

また、そういうことが元で町のイメージダウンになるというようなことも心配され、観光への影響やサーファーの減少なども心配されます。慎重な対応が必要かとは思いますけれども、今の段階では徴収については考

えていません。

ただ、何がしかの対策については、砂浜美術館とか商工会とも方策を何かないかということで検討はさしていただきたいと思います。

以上です。

議長（山本久夫君）

山崎君。

8番（山崎正男君）

まあ、あまり前向きな考えでございませんけれど、ぜひですねその1つ何か視点ができたら、やはりそれをどう取り入れるか。町のためにどうするかということで考えていただきたいと思います。時間があまりありませんので深く追及致しませんけれど、ぜひ町の大事な観光資源、そういう考え方いけばですね、ぜひ協力していただきたいと思います。

2番に移ります。

松原の中、林の中を芝生にするか、きれいな砕石で覆うことで、雑草のない明るいきれいな松原海浜公園として環境美化を進め、観光客や住民の憩いの場所にできないかという質問でございます。

これは、サーファーの問題もございますけれど、今、毎年ですね雑草の駆除じや清掃じやということで大変な皆さんのが協力をいただいておると思いますが、こういうことも踏まえですね、少なくとも先ほどの協力金とかいう観光客との協力とかということでですね、併せて松原を少しずつでもきれいに、住みよい、それから皆さんが公園として利用もしやすい。中へも入っていける。安全である、安心であるということをですね踏まえて、将来にわたって、10年計画なら10年計画でも結構ですので、そういう考えはございませんでしょうか。

議長（山本久夫君）

産業推進室長。

産業推進室長（森下昌三君）

それでは、通告書に基づきまして山崎議員の2点目の、松原の林の中を芝生にするか、きれいな砕石で覆うこと、雑草のない明るいきれいな松原海浜公園として環境美化を進め、観光客や住民の憩いの場にできないかのご質問にお答え致します。

入野松原につきましては、入野海岸側の町有林と、一段高い所の国有林とがあり、国や町により森林病害虫防除のため地上散布や、松くい虫による松枯れ木の伐倒駆除や、その後の補植、薬剤の樹幹注入、町有林内の下草の草刈りや間伐についても松原内の松枯れも予想されるため、計画的に進めています。

また、入野松原保存会を結成して一斉清掃など実施して、防風林や観光資源として保存に取り組んでいる状況です。

今のところ町としては、前日の取り組みによる松原の保全優先で管理していきたいことと、整備費や整備後の管理費などの経費を考えると、財政が厳しい中、対応はできません。

以上です。

議長（山本久夫君）

山崎君。

8番（山崎正男君）

もう断定的に、できませんということでございます。

やはりですね、もう少し意見を聞いていただいてですね、参考にしますとかですね、その程度のことを言ってもらわんとですね、私もここに立った、この使命がございません。

で、時間がございませんので、課長、すみませんが。ぜひですね、その断定的に断るということじゃなしに、やっぱり町のですね観光振興、産業振興を担つておる方ですので、ぜひ前向きにですね幅広い考え方聞いていくという姿勢であつてほしいと思いますが、よろしくお願ひします。

答えは要りません。

3番ですが、浮鞭の浜の砂が流され、岩礁が多く見られるようになっていますが、海岸侵食の危険はないですか。関係機関との協議はされていますかという質問です。

私、あそこ通るたんびにですね心配ながですよ。だんだんと岩が見えてきておる。これは津波対策も関係してくるという気持ちが致します。そして、あそこは町の大事な海水浴場のあるところでございますので、この問題は目をつぶっていくわけにはいかんろう。どつか早めに協議を、関係省庁なり国とか県とか管理するとこと話し合っていかんと、しまいがつかんがじやないろうか。それから、あそこを通る町民も心配しておると思いますので、ぜひこの点についてお答えいただきたいと思います。

議長（山本久夫君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（浜田仁司君）

それでは、山崎議員の5番目の環境対策についてお答えします。

浮鞭海岸についてのご指摘ですが、指摘のとおり、海岸の砂が後退してやせている状態が分かります。これについては、先ほど防災課長の方からも午前中述べましたが、12月4日、国土交通省本署の海岸室長、国交省四国整備局、国交省中村河川国道事務所、高知県幡多土木事務所の方が来町し、町内9カ所の海岸を回り、入野海岸、この海岸もそうですが状況を視察しました。それで、町としても説明等を行い、養浜や海岸堤のかさ上げの要望を行いました。

本年3月31日の中央防災会議の公表を受けて、5月10日、黒潮町でも防災計画の基本的な考えの中で、沿岸防潮堤の整備についてはレベル1の津波に対応でき、レベル2の津波の浸水時間を遅らせる防潮堤計画を国、県に強力に働き掛けるとなっておりますので、そういう計画の下でこれにも対応していきたいと思っております。

以上です。

議長（山本久夫君）

山崎君。

8番（山崎正男君）

ぜひですね、この地域の住民が目の鼻の先ですね、波によって自分の砂浜がだんだんと自分の家の近くまで来ておるということですね、我々はここで心配するんじやなしに、その地域で生きている方たちの心配をですねやっぱり十二分に伝えていく必要があると。で、早め早めの手を打たないかんという気が致しますので、課長、よろしくお願ひ致します。

以上で私の質問を終わります。

議長（山本久夫君）

これで山崎正男君の一般質問を終わります。

この際、3時10分まで休憩します。

休憩 14時 54分

再開 15時 10分

議長（山本久夫君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

次の質問者、矢野昭三君。

7番（矢野昭三君）

それでは質問を致します。

1番目ですね。地震、津波に負けないまちづくりについて質問を致します。

その中で、1番目の海岸線に大型の防波堤と道路建設を問います。

実は、私は写真をよう撮る時間がございませんでしたので、町長、これちょっとね、地図を構えてきましたので、一応これぱっと見ていただいて、わが町の管内図でございますので。まあ、どこに何があるかということは既にご承知やと思いますので。あとはですね、ここが海岸線で、この界隈へその大きな波対策。ここに道路。それから避難道路として、ここが片坂のバイパスの分。ここが56号。これが秋丸佐賀線。ここはですね、まだ全く道が抜けておりません。打井川佐賀線、前の。それからあと、ここは巻川からどう言いますが、四十万市方向へ抜ける道。ここは馬荷から四十万市へ。以下、56号からとかそれぞれございますが。要はこの地図でも分かるように、白浜、灘辺りでですね、この津波は今言ってるやつが来たら、これ分断されるんですね。西東に。この町は、間違いない。そういうことを一応この場でですね、念を押さしていただきまして、質問するわけでございます。

この問題が発生したときからこっちですね、大臣がお二人来られた。これは大変なことだなど。34メートルも凄まじいし、大臣が二人お越しいただくということは、これは私たちがですね、霞が関行っても大臣にね面会できるじゃということはまずないんですね。それほど偉い方が、地位の、偉いというのは、国政において責任がある立場の方が直接お越しになるということはですね、これ大変な問題であるというように私は考えております。

特にですね、前の議会でも私言った、ちょっと聞き取りが誤っておったのでまあ訂正の意味で発言するんですが、有井川の古老の方から聞いた話というのは、迂路1,000戸、1,000世帯の意味です。これは人（にん）で人（ひと）かと思ひよったら、世帯の意味ですので、いつごろの時代かは分かりませんが、これはその当時、波打ち際は7里、7里沖と。これが言い伝えでございますので。この沖でも地盤が海中に入っていた。鹿島の沖でも集落があったのに、海中へ引き込まれた。これがね私は、やっぱり一番問題になることかなと。というところからですね、この海岸線にですね、大型の防波堤。この大型の防波堤、まあ単純に言いましたら、鹿島さんのような大きな物があればですね、ある程度防げるなと。鈴からずつとこの出口へかけてですね、そういうものをやっていただいたらいがなあと。波が来んときは水産振興になるわけですので、これはなかなかええもんじやないかと。

それと、道路建設についてはですね、幸いこの時期まだ自動車専用道路がどこを通るということが確定していないと思いますので、これは人家のこの沖、波打ち際へですね残土処理場を兼ねて大きなものをやっていただいたら。あの東日本の災害のときにもですね、その自動車専用道路の土羽いいますか、あの盛り土のおかげで難を逃れた所もございますので、大変効果が大きい。まあ当然ですね、それには莫大なお金も掛かりますが、ここは私の言っているのは、町民の生命、財産を守るという観点からですね、私たちがそのような意思を持って声を出さない限り、東京霞が関の方はですね、その心があってもですよ、地域の要望なり声がない限り、私はこちらを向いていただけない。

財源は国でございますので、ここは町長、大変ご苦労でございます。町長が懸命に取り組んでおいでるということは百も承知でございますが、ともすれば町長の口からではないんですけど、漏れ聞こえるのは、お金がな

いとかいう声が聞こえてまいります。黒潮町にお金がないことは承知でございますので、計画を、素晴らしい企画をしたら、国はですね、認めていただけるものと思っております。それには当然、財源対策どうするかということを含めて、それは来ていただいた大臣にお願いしてですね、法整備をしていただかなかんと。小さいことを言いよっても、ここの住民の命はなかなか守りにくいので、私としたら、やっぱり思い切った絵を描いた上で、じゃあどうするかといういう、そういうものが欲しいなあというふうに考えておりますので。

というのはですね、もう1つ、こないだ議員協議会の中で、私、消防担当、防災担当は大変忙しい思いをしておるんで、私はもっと人を増やさないかんというように考えておりましたが、それほど増やすようなお考えもないようでございます。で、これ啓発、避難するための地域の懇談会いうのは、啓発行為でございますので、社会教育の中でですね、こういったものは取り組んでいく方がいいんじゃないかと。何も忙しい、火が出るばあ忙しいようなその消防の係だけが、そういう啓発の場へ入っていく。当然必要ですが、教育委員会の方もですね、学校教育と社会教育があるんですね。学校教育は大変素晴らしい教育していただいておりますが、この一般住民が避難するというのは、ある意味社会教育の中でも徹底できるんじゃないかと、そのように考えておりますので、その人事のやりくりは町長の手腕でございます。が、運用についてですね、そのへんをお考えいただきたい。

それからもう1つ、これはですね、住民の方が私に手紙を送ってきたんですよ。7月でしたかね。これがですね、まあ一生懸命やった結果としてのことなんですが、町の広報にですね、これ7月号ですね。南海地震は避けて通れません。だからこそ地震や津波と向かい合い、こっからもうちょっと問題にされたんですよ。うまく付き合いながら暮らしていく必要がありますと。これ送ってこられたのは町内の区長さんでございまして、区長さん真剣に考えておるんですよ、この問題を。そのうまく付き合いながら暮らしていくという必要がありますという基本的な考え方が示されているが、うまく付き合いながらということはどういうことか。人間関係、病気など、日々励まし努力しうまく付き合う、はあっても自然災害とうまく付き合うことはないし、できることを考える。悪く考えると、地震、予算、地震工事の上乗せ、分捕りにうまく付き合うのか、まさか東日本の地震で亡くなった方たちは、うまく付き合うことができなかつたのかと思わざるを得ない。高知県などの災害に対しても、向かい合う表現はあるが、うまく付き合うは見当たらない。国語的日本語の表現として、適当と考えるか。自然とはうまく付き合えても災害とうまく付き合うことはないと思うが、どのような考え方で基本に据えているのかと、このようなことを私に手紙が届きました。ほんで、東日本の方たちに対しては大変お氣の毒といいますか、言葉もない状態で、最近のニュースを見てもですね、いまだに生活に大変困窮されておられると。こういうことを考えたときですよね、やはり私も含めてですが、使う言葉というのは慎重でなくてはならないなと。これ悪意であってこの記事を出したと思ってないんですよ。これ一生懸命書いたと思うんですが、ここらあたりをどういいますかね、住民の心はそのように真剣に考えておるゆえの行為であると。私に対する文書を送ってきたことであるかなと。これ9月にも言ってくれという話があったんですが、まあまあということで置いておったんですが、こないだの議員協議会での、来年へ向けての組織のところで説明をいたいたのですね、やはりこれはこういうふうに住民は大抵一生懸命皆さんやつてくれようけれども、住民はさらにその上を心配をしておるという現実があるわけですね。そういったことをですね、踏まえてこの答弁をいただきたいわけでございます。

1回目終わります。

議長（山本久夫君）

まちづくり課長。

まちづくり課長（武政 登君）

それでは矢野議員のご質問1番、津波、地震に負けないまちづくりについて。通告書に基づきまして、私の方からまずお答えをしたいと思います。

海岸線に大型の防波堤と道路建設を問うということでございます。海岸保全施設につきましては、これまでのご質問の中で県の海岸保全施設の整備方針とか、また、先ほどは海洋森林課長も同様のご答弁をさせていただいたところでございます。

私の方の通告書に基づくご答弁と致しましては、今問題にされました、黒潮町の防災計画の基本的な考え方の中に、沿岸防潮堤、津波遡上区域河川堤防の整備という項目がございまして、その中にはレベル1の津波に対応でき、レベル2の津波の浸水時間を遅らせる防潮施設整備を国、県に働き掛けるとございます。これらのこととかんしまして、以前矢野議員とも、入野地区を津波から守ることについての構想をお話をさせていただいた中で、入野松原、そしてその周辺の河川の護岸を、松原の高さ辺りまでにかさ上げを致しまして、それらを一体的に防潮堤の代わりとして背後の住宅地を守ってはどうかと、そういうふうなお話をさせていただいた経過がございます。入野地区の減災対策を図ろうとするこの構想は、入野松原を中心と致しまして、東側は吹上川の河口からくろしお鉄道に至るまでの右岸を、そして松原の西側は、蛎瀬川の河口付近から上流の県道中村下田の口線付近までを、入野松原とほぼ同じ高さにまでかさ上げを致しまして、ここに防災林等の植樹を行うことで、東は早咲地区から西の下田の口地区に至る広範囲にわたって、津波防災等の機能を有する海岸保全施設、見方を変えれば公園緑地が整備されまして、一定、背後の住宅地が守られるのではないかとするものでございます。

そして、道路建設についてでございますけれども。現在、松原の中を走ってございます町道松原公園内線、そして大規模公園の中を通る沿路等の整備を行えば、海岸利用者が避難場所へ逃げる避難路としても機能が生かされまして、これまでの防波堤、防潮堤の線による防御から、河川、道路、公園緑地、まちづくりも含めた、面による多重防御への転換が図られようかと思います。こういった比較的頻度の高い津波、レベル1と言つてますけれども、その減災という考え方で、その事業の必要性や大規模な事業になることで、町レベルで実施できる事業ではございませんので、国や県で実施していくたい、そういう意向を、これまでには高知県議会の方が現地視察に訪れた際にも、ご要望をさせていただきました。

そして、先ほど海洋森林課長も申されましたように、12月4日ですか、国交省水管理国土保全局の海岸室長、関係省庁の方々がお見えになった際にも、現地にてこの構想についてお話ををして、強く要望をさせていただいたところでございます。

そして、通告書とは別に白浜地区の海岸のことも出されましたけれども、そこも黒潮消防署の所に下りまして現地を、先日の海岸室長にご覧いただいて状況を訴えたところでございます。現在の海岸線の防御についての取り組みはこういった状況でございます。

そして加えて、社会教育の中でと、そして基本的な考え方等については、担当を代えてご答弁させていただくことでご了承願いたいと思います。

以上です。

議長（山本久夫君）

町長。

町長（大西勝也君）

議員からご指摘いただきました、うまく付き合うという部分についてでございます。こちらについても、思いつきで使った言葉ではないということをまずご認識いただきたいと思います。これ大事なところなので、少しお話をさせていただければと思います。

現在、防災課を中心に、職員が総出で全力で防災対策に当たっていると、このことは議員もご承知のところであり、まあ統一認識として持っていたいと思っています。その上で、私も全力でやればやるほどジレンマを抱えることがあります。この手法で果たして本当に皆さんの命が助かるのかどうなのか。これどういうことかと申し上げますと、東日本の例を少し例にさせていただきます。

東日本大震災において、ほとんどの方が津波被害でお亡くなりになられました。直接的に亡くなられた方、あるいは関連死も含めまして約2万人。あの東日本、いわゆる青森から岩手、宮城、福島、あるいは今回は茨城、東京。こういった所までございましたけれども。特に三陸、あるいは宮城県南部、福島、この辺は歴史上でも何度も何度も地震にやられ津波が押し寄せ、そのたびに亡所となり、多数の犠牲を出してきた所でございます。そういった歴史がありながら、そういった自然環境に住んでいることを認識していながらも、何でまた今回もこの2万人という犠牲者を出してしまったのか、これをしっかりと分析する必要があると思っております。自分なりに答えは持っております。行政が主導し過ぎたということでございます、防災の。よって、総体的に住民の皆さんの防災意識が下がってしまった。つまり、住民の皆さんは平時は経済活動にいそしんでください、防災は行政がしっかりとやります。これが日本の防災の在り方であったと思っております。これが大きな間違いだと思っております。防災地区別懇談会で14会場を回らしていただきました。行政組織に対して批判が出ることも恐れず、申し上げなければならないことは申し上げなければならない。それはなぜならば、今回、私どもが目標にしているのは来たるべき南海地震を一人の犠牲者を出すことなく、一緒に乗り切るということです。この14会場の中でさまざまな発言をさせていただきましたが、行政が皆さんをお助けしますという発言は一切使ってございません。また、意図的に使わないようにしてございます。先ほど申し上げたように、みんなで次の南海地震を一人の犠牲者も出すことなく乗り切る。これが基本でございます。そういった環境にありながらも一生懸命防災をやると、結局のところ行政主導になっているのではないか、そういったジレンマを抱えます。本当にこの手法でみんなと一緒に乗り切れるのか、そういったジレンマを抱え、悩みながらでもやっていかなければなりません。そういう環境をまずご理解いただきたい。

それからもう1つは、防災は基本的にしんどい作業です。朝から晩まで命のことを考えて、来る津波、あるいは地震のことを24時間考え続ける、これは現実的ではないお話でございます。そうなると、職員地域担当制の第1回目の教育研修の中で、私が1コマ預からせていただきました。その中で3つの要素を挙げてございます。逃げる人づくり、逃げられる環境づくり、そして生き抜く地域づくり。その1番目、逃げる人づくり。この中に自助、近助、共助、この強化を図らなければならない。また地域のコミュニティの活性化、これも同様に図っていかなければなりません。これ一体何を意味するかと申しますと、さまざまな防災施策を講じていき、確実に避難行動を取っていただければ助かる。そうなれば一人の犠牲者も出すことはないわけでございます。ただし残念なことに、歴史が証明しているとおり、社会はそのようにできてございません。そういう中で、いかに平時に住民の皆さんに防災意識を高く持っていただくか。ここにうまく付き合うという表現が当てはまると思っております。つまり、がちがちに固めた防災計画を皆さんのが朝から晩までそれを考えていただく、こういったことは現実的ではないので、自助、近助、共助を強化し、あるいはコミュニティー、こういった関係の中で、無理のない形で防災のことが話題になる、あるいは、ちょっとした会話の中に防災に触れる。こういったまちづくりをやっていかなければならない。これは沿岸市町村の宿命であると思っております。それを、先ほど申し上げましたように、あまりきつい、朝から晩まで防災のこと考えてください、そういうことではなくて、もう少し柔らかい言い方、うまく付き合っていく。私は特段問題にされるような言葉になっていない、むしろこのぐらいソフトでなければ、住民の皆さんに入っていかないと思ってございます。

そういう中で、さらにご指摘をいただけるようございましたら再検討もしなければならないと思います

が、今のところ、問題があるような発言であると、そのような認識はしてございません。

議長（山本久夫君）

教育長。

教育長（坂本 勝君）

防災にかんする啓発をですね、社会教育が担当してはどうかというご質問でございます。

社会教育の方でもですね、できる部分、啓発できる部分については、これまでも取り組んでおります。例えば、今年の大分の秋まつり、これ50周年、第50回の記念となりました。その記念としてですね、防災にかんするイベント、これ土佐西南大規模公園の方で実施も致しました。また、町民大学等でもですね、そういう防災にかんする講演、これも取り入れて行っております。できる部分はですね、当然やっていくということで取り組んでおります。

以上です。

議長（山本久夫君）

矢野君。

7番（矢野昭三君）

やっぱあのテレビが入って良かったなと思ったのは、町長からいただいた答弁はそのまま私に対して手紙を送ってくれた人に届いておりますので。2度目の質問はする必要がございませんので、そのようにしたいと思います。

ところでですね、次の2番目のところですね。

医療機器、薬品など、どのように確保するか。問います。やはりこの町では、65歳以上の方が半分。大変多くの方がその薬とかその医療器具、そういうものにお世話になりながら、あるいは頼りながら生活をされております。いつ来るか分からない地震津波ではございますが、来た場合には、これは多分食べ物、あるいはそれ以上に困る方がいらっしゃる可能性が高いわけでございます。それをですね、確保するには、まあ普通に考えましたら、今病院などへ、国保ではある程度どのような薬が使われているか分かってると思うんですが、それ分かってもそれを保管するには、一定の温度管理、期間的なものもございます。そういう大災害が来たときには、そういう温度管理とか、あるいは供給、医薬品の供給含めてですね、どのようにその対応していくのか。どのように確保していくのか。

お尋ね致します。

議長（山本久夫君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（宮川茂俊君）

矢野議員の一般質問、地震、津波に負けないまちづくりについての医療機器、薬品などをどのように確保するかについて、通告書に基づきお答えします。

議員が指摘されますように、大規模災害などに被災した場合、必要な医療機器や薬品が枯渇する事態となることが予想され、本町においても薬品や医療機器について確保するための取り組みを行う必要があると考えているところです。このため、幡多福祉保健所が中心となり、関係市町村と取り組みを進めている高知県災害医療対策幡多支部会議などで医薬品などの供給や、災害時の医療救護について現在検討を行っているところです。

また、医薬品の供給や薬剤師の派遣について、高知県薬剤師会幡多支部と協定締結を行うため、今議会終了後、幡多福祉保健所と協定内容などについて打ち合わせを行うこととしており、協定締結に向けての取り組みを進めていくこととしております。なお、この協定につきましては、幡多郡全体の6市町村と、高知県薬剤師

会の幡多支部とが協定締結に向けて取り組むものです。

このように、薬品や医療機器の確保について取り組みを進めているところではありますが、今後とも積極的に推進する必要があると認識しているところです。

以上です。

議長（山本久夫君）

矢野君。

7番（矢野昭三君）

その協定の話はいいんですが。この町は2つに分かれるんですよ。今言われておる津波が来た場合には。

その医薬品等をですね、どこで管理していくのか。そこが問題ですね。そのことを問い合わせであります。

議長（山本久夫君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（宮川茂俊君）

医薬品などについては、今後ですね、黒潮町災害時医療救護計画を策定することとしております。その中で医薬品の備蓄などについては検討することとしております。

以上です。

議長（山本久夫君）

矢野君。

7番（矢野昭三君）

一番、課長、大事なのはね、期限を切ってですね、検討するが結構なんです。だけれど一応目標設定して、今日の2人の同僚議員からも話あったようにですね、いつぞやるろうではなしに、こういう問題はいつまでにやりますよと、そういうものが目標として必要だと思うんですね。そこをお願いします。

議長（山本久夫君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（宮川茂俊君）

先ほど説明しました、黒潮町災害時医療救護計画につきましては、高知県災害時医療救護計画や黒潮町防災計画と整合性を持つ必要があると考えております。その関係もありまして、来年度から準備作業に掛かりまして、26年度末に計画策定を目指して取り組んでいきたいというふうに考えております。

以上です。

議長（山本久夫君）

矢野君。

7番（矢野昭三君）

3番目にいきまして。

56号小黒ノ川不破原間は道路用地の上下にある山が軟弱なため、いつ通行不能になるか不安です。対岸にある町道を急ぎ補強するか問います。

ご承知かとは思うんですが、その不破原いう所から山へ掛ってきます。高知方面に走ると。過去にですね、56号が通行止めになったのは、3回ほど記憶しておるんですが、1回目は片坂の落石ですね。2回目は佐賀の水神坂、信号機がある所の崩落。いずれも、最初の片坂のときは、県道秋丸佐賀線を使って輸送に当たったわけです。ほんで、そのときも道が狭くってですね、鮮魚の運搬車が人家付近へ落ちまして、魚をたくさんその辺へ撒き散らして、皆さんいろんな面でご苦労されたわけでございますが。まあ、それも道路の整備が不十分さ

であったわけです。それから、あれは平成10年ごろやったと思うんですけどね、あの水神坂が崩落、通行止めというのは。そのときは川の右岸側ですね。対岸になります国道56号から言うと。それを使って輸送ルートを確保したわけでございます。それからもう1つは、この前に事故があったときに国道が封鎖されて、それは対岸町道、合併してから供用になった部分でございますが。そこを使って輸送、生活道としての国道の代替としてそれを使ってまあ、乗り切ったという所でございます。

こここの部分はですね、やはり町道大変弱い、過去に落石があつて、崩落があつて、伊与木側の水がせき止められたいう、その付近であろうと思うんですが。結局、道路の路面のクラックも多い。56号そのものは丈夫いんだが、それを支える下層にある地盤、上層部の地盤が弱い。ここに万が一、この通行不能ということになれば、もう対岸にある町道を使うしかないわけですね。特にそこから北部にあります、ここから言うと東なんですね。そこの集落も、そこしか道がないわけです。ところがこの町道がですね、大変弱いわけでございまして。これは速やかにこの道路の補強対策を講じていただきないと、生活が立ちいかないということでございますので、これ急いでですね、その補強対策をしていただきたいわけですが。

明日の展望を開けるような回答、ご返事をお願い致します。

議長（山本久夫君）

建設課長。

建設課長（森田貞男君）

それでは通告書に基づきまして、矢野議員の1番のカッコ3、国道56号の小黒ノ川から不破原間が通行不能になった場合の対策についてのご質問にお答えを致します。

国道56号の小黒ノ川から不破原間につきましては、災害危険個所や線形不良個所が多く、地震の揺れにより落石やのり面崩壊等、土砂災害の危険性が高く、安全安心な通行が確保されていないことは十分承知をしているところでございます。現在、このような危険個所を回避するため、国土交通省により高規格道路を整備しております。雀川佐賀道路、延長17.3キロメートルになりますが、ここを本年度、全区間が事業化になったところでございます。

当道路につきましては、トンネルや橋梁工事が多く、完成までには長い年月が必要となりますので、この間、現国道の安全対策につきましては、国土交通省、中村河川国道事務所の方へは、災害危険個所の改良等について引き続き強く要望してまいりたいと存じます。

議員ご質問の対岸町道は、路線名が町道不破原藤本線でございますが。当路線につきましては、昭和57年度から道路改良工事、幅員4メートルでございますが、着手を致しました。そして、昭和61年度に完成をしております。当時、私も担当として携わっておりましたが、特に藤本地区付近につきましては、山側の切り土も多く、難工事だったことを思い出します。現在は工事完了後、26年ほどの長い年月が経過しておりますが、切り土ののり面も風化をされ、豪雨時には小さい落石もあり、所々、落石危険個所も見受けられますが、防護柵や吹付工等、落石対策工事には多額の費用が必要となり、十分な安全対策が取れていないのが現状でございます。

しかし、佐賀地域の対岸町道につきましては、現在、一部を除き幅員4メートルから5メートルに改良され、先ほど議員も言いましたように、現国道が災害や車両事故等で通行不能となった場合、大型車両を除き迂回路としての活用も十分期待ができますので、今後も落石危険個所の道路パトロールを強化し、少ない道路維持予算ではございますが、安全対策に可能な限り対応はしてまいりたいと存じます。

以上です。

議長（山本久夫君）

矢野君。

7番（矢野昭三君）

課長もなかなか答弁が上手でございまして、やるいうかやらんいうか妙に分からんすけんど、その可能な限りというようなご答弁をいただきまして。

私もいつ、地震に限らず、上から国道56号崩落があるとか、あるいは足元が崩落するとか、いつあるやら分からんような土質であり、こう配がきつい所でございます。なかなか町長が東京へ出張するにしても、どうしてもそこ通らないきませんので。万が一のことを考えて、飛行機に遅れてもいけませんので。課長、これ速やかに、可能な限り速やかにそこの道路の補強対策を講じていただきますように考えておりますが、重ねて質問致します。どうでしょうか。飛行機に遅れたらいきません、町長が。どうですか。

議長（山本久夫君）

建設課長。

建設課長（森田貞男君）

再質問にお答え致します。

速やかに対応と言われました。私ども建設課としましても、何言いますか、わずかな予算でございます今年の24年度の道路維持に係る予算につきましても400万円ほどしかございませんでした。先ほど来言われることは十分承知しておりますので、来年の当初予算に向けては要求もしてまいりたいと思います。

以上です。

議長（山本久夫君）

矢野君。

7番（矢野昭三君）

ありがとうございました。

次、2番目の行政の在り方について質問致します。

カッコ1番ですね、自主性をどのようにお考えか問います。

これはですね、合併以来ずっと私が気になってきたことでございますが、私はたんまたんまにですね、自主性がないといけませんよということを言ってきております。まあ、私の言う自主性というのも、ここで言う主体性です。私が言ったのは主体性でございますが、自主性もまあそう変わった話じゃございません。自主的に、ほかの意見に惑わされることなく自らの考えで物事を作っていく、やっていくということであるんですが。私も学者でございませんのでね、多少言葉には間違があるかも分かりませんが。ここに言うのは自治法の第1条の2ですね。ここでの自主性を質問しておるわけでございまして。

合併してからこっちですね、すぐね、県がとかですね、国の返事がないとか県の返事がないとか、そういう答弁がですねございましたね、多く。そうなってきますとね、地方自治とは何ぞやということになってくるんですよ。分権法によってですね、ご承知のようにこの1条の2というのは、11年に法改正されたもんですね。そこに自主性ということが入ってきて、今まででは期間委任中あるいは国の指導が強力にあってですね、それに従うて町の運営していくなさいよということでしたが、それではどうも金太郎飴になってしまうということが盛んに言われ出して、じゃあということでこういった条文が入ってきたわけでございます。国は大きな部分をやっていきましょうと。小さい、個々の問題は個々の自治体がやりなさいやと。ただ問題はね、これね財源の保障がなかったんですね。ご承知のように。だからどうなるかいたら、こじゃんとええ企画をしてですね、国へ持つていったら国にお金をこちらへ回してもらうしかないわけですね。まあ極端な話。だから、国が国がとか、県が県がとかいう話ではいきませんので、黒潮町として必要なことは何なのか。あるいは進むべき方向はどっちなのか。それをかつちり決めていただいて、なるほど、それやつたらええねと。国も反対ができないね

えと。お金を回すしか方法がないねと。そういうようなですねことにしていかないと、この町は生き残っていけないんじゃないかなというように考えるわけです。

そういう意味からですね、学者の話ではなく、実際住民の福祉向上、生命、財産を守るためにこの自主性というが必要であると私は考えておりますが。そのへん、基本的なところでいいですので、どうのようにお考えか質問致します。

議長（山本久夫君）

総務課長。

総務課長（松田博和君）

それでは矢野議員の、行政の在り方、まあ自主性についてのご質問にお答えしたいと思います。

私の方も、今、矢野議員からありましたように、地方自治法あたりから入っていこうかなというふうな思いをしてました。質問の方に出ましたので、まあそこの部分はですね、重要なところですので若干触れさせていただきたいというふうに思っております。

この地方自治法1条の2ですね、国は、途中略しますけれども、国は地方公共団体の自主性及び自立性が十分に発揮できるようにしなければならないというふうにあります。それからまた、自分たちが行政、財政の運営をする中では、財政法というのがありますし、その財政法の中にはですね、国の役割と、それから地方間の役割、県、地方の役割というふうなもんがうたわれておりますし、それらを勘案しますと、法令や他の地方自治体に累を及ぼさない範囲で自主性が認められておるというふうに考えております。

そして、ご質問後段の方にありました、それぞれの分野に対してのですね問題ですが。この10年くらい前から地方の競争の時代に入り、それからまた地方分権というふうなことにもなっておりますけれども。基本的にはですね、法定受託事務の関係で基本的には国の法令に基づいて縛られております。従って、自分たちはその中で行政運営をしていくということになりますので、国が県がということはですね、どうしても言わざるを得ないというふうなところがあります。特に財政、財源的なところになりますと、どうしてもその部分に触れてまいりますので、そのあたりはご承知置き願いたいというふうに思います。

それから個々の問題につきましては、まあいろんな考え方、いろんなことを検討しながらですね、それぞれ地方に合った申請といいますか、要求をしてまいりたいというふうに思っております。

以上です。

議長（山本久夫君）

矢野君。

7番（矢野昭三君）

この自主性というのはご承知のように、特定の分野だけではなく、すべての分野について自主性ということになっておりますので、私のこの以後の、これからする質問についてもですね、すべての分野について自主性が必要だということで、そのことによって質問を要しておりますので、そのようなことを念頭に置いていただいてご回答いただきたい、答弁をいただきたいと思うわけでございます。

続きまして、じゃあ2番の産業振興を問うわけですが。

高知新聞社さんが素晴らしい情報を提供していただきしております感謝しております。最初に言わせていただきます、水産でございますが。統計的に見ても、高知県の中で本町の水産が一番であると。だから需要があるので当然県へもお願いをしていただきたいということは、前の議会でも発言させていただきました。町長はじめ職員も頑張って取り組んでいただいているということは私もこの目で確認をしておりますので、そのことは大変うれしいし、ありがたいことやなあと。特にこういう形で情報を伝えていただくということは、これ

が県、あるいは国へそのまま伝わるわけでございますので、意欲がある、仕事をしよる、それが経済としてこう回っていきゆう。大変これは素晴らしいことやと思うわけです。

今回の分はですね、このカツオの餌の件でございますが。これも昭和50年ごろからですね。ここでも生餌が欲しいねということで、ここで餌を仕入れてこの沖へ行けば魚場も近いしええにねという話があつてですね、さまざまな経過の中から、こんにちのこのようなことにたどり着いております。こういう形で餌が間に合うということは、当然入港船も多くなるし、そこで働く人の数も増えてくる。そういうええ循環としてこう回っていくわけでございますので、今後ともですね、こういった意欲のある取り組みに対してはですね、今以上のその支援をお願いしたいと。まあ全部支援ということではございませんよ。言うのは、当然努力をしていただいておるというところの上に立つてですね、それをお願いしたいわけです。

で、平成23年の10月付でですね、これは水産振興部長さんへ要望書を挙げてございますので。その中でもですね、その佐賀漁港の整備について要望を挙げてございますね。こういったことがありますね、挙げっぱなしではなく確実にですね予算化されて、現場が改善、改良されていく、そういうことをせないかんわけです。そのための努力をですね大いに願っておりますが。この佐賀の漁港もですね、一番昔からある泊地が、波が立つて船が係留できないときがあるというようにお聞きしましたので、そういったことの対策とか、この佐賀漁港、概成状態でございますのでどういう状況が一番いいのか。餌場、餌をそこで、どう言いますか、いけすの中で餌が飼う必要がございますので、そのためにはどういう港がいいのか、あるいは蓄養場がいいのかを踏まえてですね、私は県の方へ一層のですね、要望活動をしていただきたいと思うわけですが。来年へ向けての見通しはいかがになりますか。

それから農業についてはですね、農業も産業でございます、同じ。単価が下がつておるんですねこれ。データ見てもですね、単価が下がり、生産量が全体量が下がるという状況でございますので、私はね、これある一定、数量的なものも当然なんだけど、単価があまり下がり過ぎると、結局可処分所得がですね、この確保が難しいなっててくる。今後ですね、来年へ向けてどのようなことを考えられておるのか。

ここをですね、2点についてまずお聞きしたいと思います。

議長（山本久夫君）

農業振興課長。

農業振興課長（松田二君）

それではですね、矢野議員の行政の在り方についての2つ目、産業振興に問います。これについてですね町の産業全般的にですね、まずは私の方からお答えしますので、少し長くなりますがけれどもご容赦願います。

質問の要旨がですね、産業振興ということでしたので、先ほど申された水産の分野、また農業単価の問題はですね後にしてですね、いったん答弁書を作りましたので、これに基づいてですね、答弁をさせてもらいます。

黒潮町の産業についてはですね、議員前から言われるようにですね、近年のデフレ傾向の中でですね、農林漁業の一次産業および建設業や製造業の二次産業、また、卸売り小売業やサービス業の三次産業とも、大変厳しい状況が続いている。その中で、本町の基幹産業である一次産業についてもですね、農業の施設園芸や漁業の必要な燃油の高止まり、それから各資材の高騰もありまして、経営状況も厳しい中ですね、農産物の生産や魚の水揚げなどに努力されている現状です。

その中で、まず農業分野についてですけれども。この振興策ですけれども。議員もご承知だと思いますが、既存農家への支援としてですね、ハウス整備事業や園芸用ハウス活用促進事業などによる施設の長寿命化によりまして、ハウスの経営農家の負担を軽減してですね、軽減する施策や、また新規就農者や規模拡大農家への支援としてですね、レンタルハウス整備事業などによりまして、関係機関等連携した中で取り組み支援を行つ

ているところですけれども。

もう 1 つですね大きな課題がありまして、農業経営者の高齢化が進みまして、平成 22 年のその JA 調査によります資料によりますと、各生産部会による町内の施設園芸農家の年齢構成を見ますと、70 歳以上の経営者が 42 人で全体の 24 パーセントを占めており、その対策はですね、喫緊の課題でありまして、平成 22 年度から新規就農者支援事業による取り組み、また平成 24 年度から国事業による青年就農給付金もこれも併せてですね、取り組んでいますけれども。この平成 24 年度の今の現状ではなかなか厳しい問題がありまして、この問題をですね本町にとって基幹産業の一つである農業ですけれども。これの衰退は町の衰退にもつながるということから、平成 25 年度から本格的に実施する農業公社の設立によりまして、これまでの研修支援に加えまして、新規就農者を計画的に育成するとともに、総合的なサポートも行っていく支援策に取り組んでいます。それらの取り組みによりまして、今後において農業で生計が図れる農業従事者の育成、それからまた専業農家での常時雇用、臨時雇用の雇用対策にもつながるものと考えております。

次に水産部門ですけれども。水産につきましてはですね、先ほど議員も紹介がありましたけれども、町の支援策としてカツオの活餌の供給ということで、まず 1 つ目、平成 21 年度より佐賀漁港では買い回しによるカツオ活餌供給基地として町内外のカツオ船の入港誘致を図っているところですが、経済効果の元はですね、活餌にあるという考え方からでやっておることですけれども。また安定供給のため、長崎、鹿児島、ほか 3 県の活餌業者との信頼連携強化を図ることによりまして、漁港の利便性を高めています。21 年度では町外船の割合が 27 パーセントであったものが、平成 23 年度には 47 パーセントというふうになっています。

2 つ目ですけれども、カツオ水揚げ船に対する支援で、平成 24 年度より佐賀漁港に入港するカツオ水揚げ船に対する手数料 1 パーセントの補助支援を漁協に行っておりまして、補助金総額 500 万円でですね、9 月末において 350 万円の支出と。この時点で、カツオの 23 年度全体比において水揚げ高で 21 トン、水揚げ金額で 2,260 万円の増となっております。

それから 3 つ目としてですね、カツオ販路拡大のための PR 活動ということで、高知県内の水揚げされるカツオの生産流通にかかわる関係者が連携協定しまして、県外イベントにより土佐佐賀の日もどりガツオの高鮮度、安全性をアピールしてですね、試食 PR 活動を実施していきます。また、消費地市場での PR、飲食店フェアの開催も引き続き実施していきます。

次に林業ですけれども。林業につきましては長伐期林業による下刈り、除伐、間伐をですね、これの間伐の施行をですね中心にして、団地化、共同化、機械化、路網整備等によりコスト削減、効率化を図りまして、供給時期を目標にですね、整備を図ることが重要だと考えております。支援策としましては、1 つは幡東森林組合への経営体質強化としてですね、24 年度貸付金を増額致しました。

2 つ目としまして、コスト削減、効率化のため、縫製の機械導入や作業道開設について町の補助を行いまして、所有者の負担軽減を図っております。

3 つ目としまして、後継者確保育成のため、社会保険、退職金の掛け金等の一部助成を行っていきます。

続いてですね、商工業関係の産業振興についてですけれども。今まで答弁しましたように、県外からの企業誘致や町内での企業についても大変厳しい状況にあります。こうした状況をかんがみまして、町内としてはですね、町内既存企業への育成支援に取り組みながら、産業振興や雇用の場の創出を図っているところです。内容と致しましては、企業の新設増設時の固定資産税の減免や、雇用情勢も悪化する中、経営状況の厳しい町施設の利用者への使用料の減免処置や、緊急雇用創出臨時特例基金事業、また高知県産業振興推進ふるさと雇用事業などの補助事業を活用した雇用の創出を図っているところです。また、本年度より新たに実施しています、町内の起業者の育成支援を目的とした黒潮町産業振興推進総合支援事業や、黒潮町認証ブランド化認証事

業、それから特産品加工場を活用したですね、産業振興での雇用の場の創出に取り組んでいるところです。

それから最初の質問の最後の方に出ました、佐賀漁港の部分については、後で海洋振に課長に答弁してもらいますが、農業単価についてですけれども。これについてはですね、近年議員言われるよう、確かに落ち込みがありますけれども、品目によってですね、いろいろなケースがありまして、総体的にここ何年かはですね、あんまりは単価的には落ちてないけれども、昔からいうとですね、まあ単価が下がっていると。こないだの新聞でもありましたように、園芸連の今度なった会長の話ですけれども。ここ20年あたりの単価については、その園芸連取り扱いの品目についてはあまり変動は見られないが、それよりも生産量が落ちているというようなことが新聞にも書かれておりましたけれども。

どれにしてもですね、その単価が上がる施策として県下でもいろんな取り組みをしながら、環境の分野も取り入れながらですね、安全安心の世界を築きながらということで、そういうことでブランド化を図ろうというような取り組みもしながらですね、単価向上に向けているというような次第です。

以上です。

議長（山本久夫君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（浜田仁司君）

それでは佐賀漁港の来年度の見通しということで、矢野議員の質問にお答えさせていただきます。

これについては9月の議会の中でも一部延べさせていただいておりますが、佐賀漁港につきましては現在、整備計画、利用計画の見直しを行っておりまして、市場の拡張による臨港道路の変更、その背後にあります護岸の変更、それから活餌対策として出てきておりましたですが、蓄養水面の整備ということで、今挙げました活餌、カタクチイワシ、それからヨコワ、モジャコ等、それらを含めた蓄養水面の確保ということで、これの整備計画の見直しも併せて行っております。

それから係留が困難ということで、荒天時や台風時につきましては、幡多土木の方が直接佐賀漁港に見えまして、隨時調査を行っております。これについても次期整備計画に乗せていく予定をしておりまして、24年度にここら今言った点について取りまとめて、25年度に長期整備計画の中に挙げて、それから実施の運びと考えております。

以上です。

議長（山本久夫君）

矢野君。

7番（矢野昭三君）

それではちょっとお聞きしたいこともございますが、時間がございませんので次いきます。

3番のですね、鳥獣被害対策を問います。

これは9月議会で町長からも大変前向きなお話をいただいたおりまして、今回取り上げることはどうかなと思ったんですが。やはり前回9月議会の後でもですね、もう来年からコメ作るがやめたと。そういうことでお話をあったわけです。シカは国道を歩き、サルは家の前の庭にある。稻はイノシシで荒らされて。あの柵をちゃんとやってるんですよ。やっても駄目なんですね。そういう状態で。コメなんか特に、年に1回しか収穫できないですね。つまり10年やっても10回の収穫なんで、年1回の収穫に農家は懸けておるんですね。生活懸けておるんですよ、年1回の収穫に。その方が、もう来年は嫌やと。やめたと。こういうことなもので、やっぱりこの場でもう1回発言させていただきたいなと思ったわけでございます。

まあ担当課長をはじめ、担当もね、ようやってくれております、はつきり言いまして。私たちの厳しい意見

に対してですね、頑張ってやってくれているのは分かるんです。ただこれも、いつまた誰がその担当になるか分かりませんので、あえて発言するわけでございますが。皆さん給料毎月頂いておるけれども、一生懸命働けておるけど、給料毎月頂く。コメ作り年に1回しかない。それが生活の糧ですね。だからその大変、皆さんの給料に当たるものがある。それも年に1回ということでございますので、そのへんをですね、ここにおいでる管理職の皆さん、よく腹の中へ入れていただきたいなと思っておるわけでございます。

それでですね、県にも前、同僚議員仲間3人とですね、先月、県の職員にも来ていただいてですね、役場の職員と一緒に勉強会を致しました。そのときですね、やっぱりようしたので、そういうことで困った話を持ち掛けると県が助けてくれますね。イノシシが柵を持ち上げて、あっから入られたいうて嘆いておりましたら、そら下をコンクリで固めないかなあ、こう言うてくれました。つまり、被害防止計画へその金網の足元をコンクリで固めることを計画を挙げたら、県が認めるということなんですよこれ。だからね、やっぱりそういうところは頼つたら私たちを助けてくれると、そういうことになるわけですね。こちらから計画書を持って行ったら県は反対ができない。その被害防止計画へドーンと入れたらいいわけですから。そういうことなもので。

それからその後ですね、猟友会の方にもお話できる場を役場の方が作っていただきまして、猟友会の皆さんにはもう大変前向きにですね、取り組んでいただいております。これは感謝しておるわけでございます。そういうことでだんだん前向きに転んで行きよなということは考えておりますが、問題はお金の問題、予算の問題があつてですね、この事業については定額200万。国費。それから、多分3分の2でしたかね、国費の補助事業というのは。それで、あと特別交付税。町負担の8割は面倒見ましょうということで、これは国の法定委任事務とは違います。前からあるね、鳥獣保護法でもないんですね。これは。鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置法ということで。ご承知のように、これ19年にできた議員立法でございますが。要するに、あんたたちがこれは必要だと思うて計画をし実行すれば、国はお金の面倒を見ますよということです。だからここは自主性というところがここへ出てくるわけです。だからそういうことになつておりますので、お金の方はあまり心配せずに計画自体は目いっぱい作っていただきたいなと、このように思いまして質問をしておるわけでございます。

関連する事業で24年度分については、香川県に高知県は負けておりますので。予算規模で、鳥獣保護について。こういったことがあると私たちも困るわけです。ぜひですね、鳥獣対策についても香川県に負けんようですね、面積的にはだいぶ少ない面績でございますので、そういうところからですね、県の力を借りしながらですね、取り組んでもらいたいわけですが。

決意のほどをお聞かせ願えますか。

議長（山本久夫君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（浜田仁司君）

それでは行政の在り方カッコ3、鳥獣被害についてということで矢野議員の質問に答えさせていただきます。

矢野議員の質問は鳥獣被害実施隊のことやないかと思いまして、それについて述べさせていただきます。これについては、9月議会の後2回くらい、関係者、猟友会の方、県の鳥獣対策課、それから矢野議員をはじめ関係の議員等、それからうちの担当も含めて集まってもらって協議を行っております。

内容につきましては、条例、規則、それから隊員ということで民間の人の仕事の内容、それから身分、報酬、それから隊員の報酬以外の経費のこと。そのほか、猟友会の方から山の地形を知らないと捕れるものではない。グループ編成を考えてほしいとか、耕作放棄地や山の手入れが不足して山に入っていけないなど、厳しい現場の状況も報告されました。

この実施隊の優遇措置である活動に対する経費については、8割が特別交付税措置とされることとなっております。この制度を利用し、深刻化、広域化する鳥獣被害の防止を図り、そのために今言いました実施隊の早期の案の作成を考えております。先ほど言いました鳥獣被害の計画の中に、先ほど矢野議員が言いました防護柵、コンクリートのこととか実施隊のこと等入れていけば、こういう8割補助、8割の交付税が出てくるということになっております。

以上です。

議長（山本久夫君）

矢野君。

7番（矢野昭三君）

ありがとうございました。次いきます。

4番目ですね、不破原町道の上を鉄道が通り、迂回路がなく、住民生活をはじめ生産活動に支障があります。改善しますか。

迂回路が、ここで菌草の生産施設があって、ここにはですね雇用者もいるわけでございます。長年頑張ってきておりますが。施設を改善するときに困りますのが、レッカ一車などがそのくろしお鉄道の下くぐれないという状況がございます。従いまして、施設を改良していくためには余分なお金が大変掛かる。それから、道が狭いためにですね、この前も道奥からこう落輪いいますか、さしまして、それを引き上げるにもですね、なかなか、重機を持ってきて手前から押したり引いたりということがございました。

ここをですね、なかなか現場は線路がありますので、難しいことは分かっておりますが、ひとつですね、長年の課題でございますので、部落要望でもございますので、何とかこれを生活がしやすいように取り組んでいただきたいと思います。

1回目の質問を致します。

議長（山本久夫君）

建設課長。

建設課長（森田貞男君）

それでは通告書に基づきまして、矢野議員の2番のカッコ4、不破原地区にあります鉄道の下を通る道路の改善についてのご質問にお答えを致します。

議員ご質問の道路でございますが、当個所につきましては町道ではなく赤道でありまして、いわゆる道路法が適用されない生活道路でございます。当個所につきましては、旧国鉄時代に延長4.3メートルの床版橋として施行され、昭和37年7月に完成をしております。鉄道下の道路は幅員2.35メートル、高さが2.5メートルとなっており、建設当時は現況の幅員高さで良かったと思われますが、当道路の先には人家が2戸とシメジ工場がありますが、ご質問のとおり迂回路がなく、現在では住民生活やシメジの生産活動に支障があることは十分承知をしているところでございます。

改善につきましては、現在の管理者でございます土佐くろしお鉄道との協議も必要となりますが、改善策としまして現道路を掘り下げ、一定の高さを確保し、水路側を拡幅する方法が考えられますが、掘り下げることにより橋台に支障が出ないか、高度計算等が必要となります。また、道路横には水道管も敷設されておりまして、移設工事も併せて必要となりますので、多額の工事費が見込まれます。しかし町内におきましては、このような状況の個所がございませんので、住民生活の利便性の向上を図るため、土佐くろしお鉄道と水道係とも十分協議を行いまして、必要経費を算出し、改善について検討をしてまいりたいと存じます。

以上です。

議長（山本久夫君）

矢野君。

7番（矢野昭三君）

ありがとうございました。

それではですね、5番目ですね、この合併協定、大井川馬荷線の進ちょく状況を問います。

これ、一番詳しい副町長にちょっとねお返事いただきたいわけですが。

議長（山本久夫君）

副町長。

副町長（植田壯君）

それでは矢野議員の合併協定、大井川馬荷線ですね、進ちょく状況につきましてお答えさせていただきます。

この路線につきましては、矢野議員申しますように、合併協定項目の中に資料として載っております。そういうことでこれまでにもですね、だんだんに議員さんからもご質問等もあって、答弁もさせていただいたところでございますけれども。なかなかですね、他の中山間地域ですね、道路状況も非常に悪くて、なかなか整備が進んでないという状況で、大変皆さんにですね、ご不便も掛けておるところでございます。そういう状況でございまして、なかなか進ちょくが進んでないというところはご理解もいただきたいと思います。

特に最近はですね、去年あたりから南海地震対策等がですね新たに出てまいりましたので、なかなか即ですね対応できるという状況にはありませんけれども、できるだけ早い時期にですね検討してまいりたいというふうに考えているところでございます。

議長（山本久夫君）

矢野君。

7番（矢野昭三君）

これはですね、せっかく答弁いただいたんですけど、その合併協定の中ではですね平成20年度からやると、こういうことになっておるんですよ。それがあるて、その積み上げがあってですね、合併協定そのものが出来上がっておりまして、この合併協定が解散するときの当時の会長、また大方町長がですね、こういうことを言っておるんですよ。時間がないので全部は言いませんが。

真の意味で合併の成否やこれから取り組みにかかっています早期合併効果の発現という果実をもって住民福祉の向上や安全の地域社会を創造しなければなりません。そのためには執行部や議会や議員や住民が一つになって取り組んで行かなければならぬと思っておりますと。そのようによね、発言されておるわけですが。

これはですね、結局合併する前にこの約束をして、じゃあ合併協定作ったんですよ。私たちは合併協定ができたね、それは合併したら実行せないかんと。そのように考えておりますが。合併するまでの話であって、合併したら後は知らんとかいうような、まさか考えはないよ。今の答弁ではそういうことでございますが。もっと早くやつていただきたい。

というのはですね、先に同僚議員でございましたある議員が、私の最後の話ですね。病院で話したんですよ。馬荷線とこの大井川線、頼むぞと。彼はそれから10日後には、松山の病院に行つたんですよ。私はそれが最後の会話なんですよ。それだけね、思いが強い道であるわけですよ。その方にとつてもね。私は分かりましたということ答えておりますので。これはね、どうしたち速やかにやってもらいたいですよ。

この前もですね、地域の方と呼ばれて現場行つたらですね、道が通れないんですね。加持川から上がってくる道は。何で通れなくなつちようか。普通やつたら軽四が上がつて行く道がね、残土処理場で封鎖されてしま

うて、下の谷見たらねイノシシのプールにしたら立派なプールがあつたんですよ。そのときには、角い杭でね、木杭ですよ。660460の数字の杭があるんですよ。何の意味かは分からんけど。そういう状態でよね、この道通行止めになつてしまつちゅうんですよ。だからあそこへね、加持からねあこを通つて福堂へ抜けて、何か向こうでもち投げか何かあるときにですね、行きよつた人が行けれんつて引き返したと。歩きよう人ですよ。車乗つてない。それからまたずうつとその大井川の方の奥の方へまた入り込んでいてから、あこ越したと。これね、私、ちょっとこれは困る話やなど。だからこれ取り上げたんですよ、特に。それは私が行つたのはね、朝9時にそこへ行つたんですよ。で、そういうもんで、これ言うてくれということでこれも言つてゐるんで。その地域の人から言わされましたので。ただ、その前の同僚議員からよね、頼むぞという話も私も承つておりますので、速やかにやつてもらわなかん。その速やかというのは、副町長今言つた、早い時期にいうたらこれ、早い時期とはいつをもつて早い時期と言つられるのか。

明確な答弁をお願いします。

議長（山本久夫君）

副町長。

副町長（植田壯君）

お答えします。

今ですね、先ほど答えましたように、本当に今、住民からの要望といいますか、皆さんからの要望が大変多くですね、本当にいろんな形でできるだけ住民の要望にですね、速やかに応えていきたいということで、やっておるとこでございますけれども。何分財源的に限られたとこがございまして、こういう合併協定のそういった大事な協定でございますけれども、今遅れておるという状況でございます。

従いまして、今目標としましてはですね、26年に調査に入つていただきたいというふうに考えておるところでございます。

議長（山本久夫君）

矢野君。

7番（矢野昭三君）

ありがとうございました。

それでは続きまして6番目ですね、合併協定項目の活動基準原価計算の導入、活動基準原価計算ABCの実施を検討するとなつておりますね。

これはいつ、どのように検討されておりますろうか。

議長（山本久夫君）

総務課長。

総務課長（松田博和君）

それでは矢野議員の合併協定項目のご質問にお答えしたいというふうに思います。

ご質問の活動基準原価計算の導入についてはですね、合併協定では合併事務の混乱から業務が一段落したところから、活動基準原価計算、これをABCの実施を検討するとまとめております。

どのような検討をしているかとのご質問ですけれども、現在、このABC導入そのものについてはですね、取り組めていないのが現状です。しかしながら、業務の改善や業務の外部評価には積極的に取り組んでおりまして、合併後作成しました総合振興計画に基づく事務事業の評価制度の導入実施や、現在、高知工科大学と連携してですね、町の事務にかんする町民の皆さんとの思いと要望、また実務との整合性を向上を目指したですね、ロジックモデル、日本語に訳しますと施策の論理的構造ということになると思いますが、そのようなことをし

てですね、業務改善などを導入しております。

以上でございます。

議長（山本久夫君）

矢野君。

7番（矢野昭三君）

まあ、やりよらんということですね。まあそういうことで、分かりました。

3番目へ移っていきます。

すべてですよ、すべての町民の生活支援について。

このカッコ1、若くして、また加齢とともに体力が、足腰などが弱い人々が暮らしやすい生活を実現するための手段を問いますと。

2番と併せてやります。時間がないので。

2番、町内すべての場所の安全対策を問いますということで。

基本的にはですね、一般対策として、本来は福祉済まさないかんところなんですが、それだけではやはりできない部分があるということで、24年3月の日が入っていますが、これは黒潮町障がい者計画あるいは福祉計画をいただきました。

この中見てまいりますとですね、大変中身はええと思うんですが、そのいつという部分がこれではなかなか分かりにくいですね。大抵の人は公共施設であればですね、入野のこの分を見てもですね、段のあるところもあるし、手すりがあるか思うたら、何かいすが前にあって使えない所もあったりですね、するわけでございます。特に便所なんかは段があって、出入りが難しい所もございます。やはりそういう所の気配りいいですかね、安全性を考えていただきたいなど。というがは、ここにおいでる皆さんが計画を作ってくれるわけなんですけど、これは皆さん一番元気な働き盛りの方がこの計画を作るわけでございますので、これはね、例えば階段が50センチ高かつても平気で上がる。しかし、体が不自由になってきたらね、一寸の畳の縁の高さでもつまずくんですね。だからそういう意味からですね、ぜひ計画策定するについてはね、これアンケートを取ったという所も書いてございます。中見たら確かに。ただそれ以外にも現実に、例えば疑似体験をしていただく。皆さん目隠しをして歩いていただくとか、両足をくくり付けて歩いていただくとかね。例えばの話ですよ。まあそういったようなこと。あるいはそういった不自由な方に直接ここへ出向いていただいて、公共施設の周りを歩いていただくとか。そういうことがいいんじゃないかなと。ほんで、向こうのセンターなんか見てもね、スロープは端っこにあるんですね。あれ真ん中にはないといかんのやないかなと。同じ条件で暮らすことが本来の課題であるわけですね。だから、それは我々から、元気な人から見れば何でもないことが、不自由な方にとってはそれが大変な問題につながる場合がある。それはいろいろ問題になってます、学校の事故も一緒ですよ。大人の目線で見たときのこのこの感覚と、背が低い人が見て、手が小さい人がそれ触って、足の短い人がまたいでと。こういうところがですね、設計段階から施工段階まで、どのようなことでチェックされているのか。これらは議会の方へも事前に協議いただいたもので、当然議会にも責任はございます。が、なかなか気が付かん所がございまして、これから課題としてはですね、ぜひ自分たちだけが、忙しいてたまらんことは分かるけど、やっぱりその不自由して方たちの現実の姿を見ていただいて、その設計へ反映していただくということがいいんじゃないかなと、こんなふうに思っております。

例えばその駅の階段なんかもですね、あの佐賀の駅、階段が高いですよ。もともとは、最初38年ですか、昭和。できた当時はそのまま線路を通って上がっておったんですが、ホームへ。それじゃ危ないということで、ああいう高い、その階段が出来たんですね。それはそれで良かったけれども、どうもその足腰が弱ってくると

ですね、あれは大変な坂になるわけでございます。それは一例でございまして、それらも、じゃああれはくろ鉄のもんだからくろ鉄よというようなわけにはいきませんね、これは。町民が利用しておるんですよ。だから町民が利用しやすいものにせないかん。黒潮町としてどう考えるのか。ええか悪いか。悪けりや改善してもらわないかん。そういうところが必要になるわけでございますので、すべてのものに対して、その暮らしやすい使いやすいものになっているか、もう一度見ていただきたいわけでございます。

この安全策も一緒ですね。例えば道路についてもですね、交通安全対策のその策定基本法ですかね。対策会議。対策会議は町の条例化しておりますが。これらも含めてですね、事故は我々が常識を超えたところで起きておるんですね。多分これであれば大丈夫だろうという所で、割合事故が起きております。それでその常識というものが、だから皆さんお元気な方だけではなかなかそこが分かりにくいということでございます。

そういうことを踏まえてですね、改善をしてもらいたいわけでございます。例えば道路でございましたら、国は国の方向を示し、県は県のその方向を示し、市町村はですね、その市町村で必要性、やらないかんということを決めればいいわけで。それで、これは町長が最高責任者ですよ、この会議も。で、これについては国の管理するものだから国へ言いくて。こちらは県のもんだから県へ言いくて。そういう方向が必要なわけでございますので、多忙な中ではございますが、これらもですね、この中の早咲田の口間ですか。大変危険な道でございます。これをその通行者が安全に通行するにはどうしたらいいのか。大変体の不自由な方もこの通つておいでますので。そういう方の声を直接聞いていただきながら、この安全対策について取り組んでいただきたいわけでございます。こういったことですね。まずどのような形で、この住民の暮らしやすい町にするのか。安全対策をどうするのか。

全体的な観点からですね、ご答弁お願いします。

議長（山本久夫君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（宮川茂俊君）

矢野議員の一般質問の、暮らしやすい生活を実現するための手段について、少々趣旨が異なっていることは思いますが、通告書に基づき福祉の取り組みについてお答えします。

地域の福祉による、暮らしやすい生活を実現するための手段については、昨年度議員の紹介もありましたが、黒潮町地域福祉計画を策定し、子どもから高齢者まで誰もが笑顔で穏やかに過ごせるまちづくりを目指すことで計画策定を行ったところです。地域福祉計画、障害者計画についても、アンケート実施を行い住民の声を可能な限り聞くようにしまして、計画策定を行ったところです。この地域福祉計画では、住民相互の助け合い、支え合うことができる地域づくりが大切であるとしており、それぞれの課題に対して自助、共助、公助と区分けした取り組みが必要であるとうたっているところです。

町では、地域福祉計画の公助の取り組みとして、あったかふれあいセンター事業を実施し、高齢者などの憩いの場を提供するとともに、通院支援や買い物支援を行うなど、暮らしやすい環境づくりに取り組んでいるところです。なお、このあったかふれあいセンター事業につきましては、さらに施設数を増やす計画としているところで、福祉としてはソフト面での高齢者が暮らしやすい環境づくりをするなど、住民福祉の向上に努めてきたところです。

まず、すいません。通告書に基づき私の方から答弁させていただきました。

以上です。

議長（山本久夫君）

情報防災課長。

情報防災課長（松本敏郎君）

では次に、交通安全にかんするご質問について、私の方からお答えしたいと思います。

まず全体的な観点からというふうなご質問でございましたけれど。交通安全対策は大きく分けると、教育啓発のソフト事業と、工事等のハード事業に分別されます。そのうち教育啓発につきましては、年度当初4月から5月を中心に、町内全保育所、全小学校において交通安全教室を実施しております。この教室はビデオ学習や講話、そして各園の庭、そして校庭に模擬交差点を作り、信号機を設置の上、自転車の乗り方や横断歩道の渡り方を学ぶもので、中村警察署員、交通安全協会、交通安全指導員、交通安全母の会の皆さんにお手伝いをいただいております。

また春、秋、年末年始の各交通安全運動期間中には、交通安全パレード、朝夕の交通指導者による広報活動、桃太郎旗の掲揚、大方佐賀両地域でドライバーサービス、町職員による街頭指導、高齢者訪問活動など、これらも中村警察署員、交通安全協会、交通安全指導員、交通安全母の会の皆さんにご協力をいただきながら、交通安全思想の普及に取り組んでいるところです。

工事等につきましては、白線の塗り替え、道路反射鏡の設置および修繕、ガードレールやガードパイプの設置など、地元のご意見をいただきながら整備を進めているところです。交通安全対策基本法第4条には、地方公共団体の責務として、地方公共団体は住民の生命、身体及び財産を保護するため、その区域における交通の安全に関し、国の施策に準じて施策を講ずるとともに当該区域の実情に応じた施策を策定し、及びこれを実施する責務を有するとあります。当町の実情に応じた施策とは、これらハードとソフトを融合させた施策であることと考えております。つきましては、今後も教育啓発のソフト事業、そして工事等のハード事業を折り混ぜた交通安全対策を警察等の指導と協力を受けながら、また町まちづくり課や建設課と協議し、国土交通省中村河川国道事務所や高知県幡多土木事務所等の関係機関と協力しながら進めてまいりたいと思います。

以上です。

議長（山本久夫君）

本日の会議は延長します。

矢野君。

7番（矢野昭三君）

それではですね、最後になりましたが。この通告をしております3番ですね。

町内での建築を取りやめ、隣の町などで建築している。転出者対策を問いますと。

これは昨年だったかな、私も町内の方からお話を聞いてですね。子どもがいるんだが、低い所にも土地がある、高い所にも土地がある。これから家建ついうときに、子どもに浸かるような所へは建てて生活せえとはよう言わん。それは親御さんの話でした。ほんで、それは当たり前のことですわね。で、上の方はね農用地区域なんですね。用途指定されておるんですが。私はやはりね、人の命が先だと思うんですよね。で、そこは農用地区域だとか何とか言う前に、それでも、そこへ希望する方はですねそこで生活、家が建てるような方向性を示すことが必要じゃないかと。法律は変えたら変えるんですよね。除外すればできるんですよ。その努力はね、当然行政がすべきである。そういうことをしていかないとですね、町民は黙ってですよ、町に断る必要はないんです。そこで生活できんと思うたらふっとね、自分の行きたいところへ行く。これが今の制度ですかね。どこへ行ってもかまんがですよ。だからね、町民のためを思うて汗をかいてくれん限りですね、町民はここにはおれませんよ。それが、この現実があるんですね。私は速やかにですね、公共施設は高台へいうことは町長、方向示してくれましたけど、個人が高台へ行きたいというときにはね、そこをね道を開けていただくような方向を先示していただきたいなど。それでですね、後そういう縄張りとか網掛けがある場合はね、その後

からぬけていく。そういうことをすればいいわけで、新たな土地はね、別の所へね、町有林もあるし、そういう所を確保していけば、繩張りが欲しければね。そういう所とすり替えていったらええわけですよ。だからそれをやっていただきたい。私はもうこれね、分かりながらね、町民がですね、外へ出ていくということはね、もう大変残念なことやなと、これは思っております。

ほんと東の記事なんかを見てもですね、これは何でしたかね。まあ久礼坂も抜けてくるし、たったたった東へ行こうが西へ行こうが、便利な時代になってきました。ますます町民はですね、自由を求めていくようになるんですよ。だから家が建つ土地の目鼻が付かないようなことでは困るわけですね。こここのこれはですね、11月13日の高知新聞さんの記事ですか。住民の合意形成がなかなか難しいということもあります。しかしですね、人口の8割ですよ。候補地探し続ける自治体ということで。流出しておるんですね。間違いなく来ると言われようがですよ、これ。中央防災会議がもう決めてしまふたき。来んとは言えんがじやけん。たまたまそれが多少早いか遅いかだけのことです。ほんと静岡県でもですね、内陸移転促進へ特区とこう書いてちよる。

ぜひですね、こういったことを踏まえて、住民の生活をいかに守るか。それだけやってもなかなか、それは黒潮町おりぬくいということになるかも分かりませんが。とにかく私は町民の声を聞く中でですね、それを努めて汗をかくのが行政の仕事であると思いますので、ぜひ前が開ける答弁をいただきたい。

議長（山本久夫君）

情報防災課長。

情報防災課長（松本敏郎君）

では矢野議員のご質問で、町内の建築を取りやめて隣の町等で建築していると。転出者対策を問いますということです、ご質問いただいてますので、そのことにつきまして防災の観点を中心にお答えしたいと思います。

12月10日に高知県版第2弾震度分布津波浸水予測によりますと、黒潮町における予想される最大浸水域の面積は1,222ヘクタール。町全体面積の6.5パーセント。可住地面積で言いますと29.6パーセントに及び、その地域にお住まいの夜間人口は、矢野議員もおっしゃられましたけれど1万950人で、全体人口の86.3パーセントになっております。このような地震津波のリスクが国や県から公表されたことは、それに対する防災減災対策を急がなければならないのは当然ですが、災害が起こる前に過疎を加速させ、いわゆる震災前過疎が懸念されます。従って矢野議員もご心配されていることは、町としても大変危惧しているところでございます。

この問題を解決するためには、津波浸水の予測されていない安全な場所への住宅地の形成が必要と考えています。黒潮町では、今年5月にお示しさせていただきました、第1次黒潮町地震・津波防災計画の基本的な考え方の中で、レベル2の津波、いわゆる1,000年規模の津波ですけれど。レベル2の津波に対する安全性が困難な住宅地については、地元住民の意見を踏まえて長期計画を定め、段階的に高台や内陸部に新たな住宅地の形成を目指しますとしております。財源的な面も含めて大変大きな課題ですが、高知県版第2弾震度分布津波浸水予測の公表を受けて、第2次黒潮町地震・津波防災計画の基本的な考え方を、来年1月中をめどに策定したいと考えております。その中で可能な限りの方向性を示していくかと思っております。

以上です。

議長（山本久夫君）

矢野君。

7番（矢野昭三君）

ありがとうございました。

これで質問を終わります。

議長（山本久夫君）

これで矢野昭三君の一般質問を終わります。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

散会時間 17時 03分